

地域教育史研究ノート（1）

——神奈川県津久井郡旧青根村調査報告——

楠原 彰 片桐芳雄 碓井岑夫
土方苑子 上野浩道 大淀昇一

目 次

はじめに

第1章 明治前期津久井郡における教育状況

第1節 教育実態と教育政策との乖離

第2節 民衆生活と教育政策との接点としての学校を
めぐる問題

第3節 教育政策の浸透と挫折

第2章 青根学校の誕生

1 旧青根村

2 青根学校の誕生

3 青根学校の変遷と学校経費

4 教員, 児童, 用務員

5 学務委員

第3章 尋常青根小学校の展開

1 学校と地域

2 校舎新築

3 人事

第4章 青根小学校史の提起する二・三の問題

1 小学校確立期の意味

2 村からの遊離による近代学校の確立

3 外的条件と教育内容の問題

× × ×

資料編・年表

○ 旧青根村役場（現津久井町役場青根支所）所蔵の
教育関係資料（明治17年—41年）

○ 青根村初等教育関係年表

はじめに

教育の主体は国民であるのか、国家であるのかが重要な論争的課題となっている今日の状況のもとで、私たち教育史研究者が、いかなる歴史意識にもとづいて教育主体の姿を描き出そうとしているかは、現代的課題に結び

つく重要な問題である。

近代日本の公教育制度が100年の歴史を持ち、その教育によって新たな国民が次々と形成されてきた事実だけは何人も否定することはできない。国民が公教育制度を支えてきた歴史的事実をわが国の「近代」国家への離陸のエネルギーと考えるのか、天皇制国家体制の確立・維持のためのイデオロギー政策の一環として捉えるのか、はそれぞれの歴史認識によって異ってくる。私たちは後者の立場に立って日本近代教育史を考察するのであるが、ここでは歴史認識の方法そのものを問うよりも、むしろ、その認識と深く結びついた教育史研究の方法を問題にしなければならないのである。

従来教育史研究は、多くの場合、国家または県段階までの教育政策、教育制度研究が多数を占める傾向にあった。この傾向には二つの原因があるだろう。一つは、教育史学の歴史が浅いために今なお国家レベルでその教育政策史研究が十分でなく、その不十分さをうめる必要があり、さらにそうした研究を可能にする諸史料が徐々に発掘公開されているためである。もう一つは、近代日本の公教育が強力な国家的要請によってすすめられたことと、政策史研究が内的に要請する方法として、教育政策の国から地方への定着が中心的な研究課題となるためである。こうした研究関心のなかには、教育の主体は国家であることをアприオリのこととして、諸政策がいかなる障害や抵抗にあいながら国民の手によって具体化されたかの視点が抜け落ちているものも見られる。つまり、教育政策の歴史的な位置評価を急がないとしても、教育の主体は国民であり、いかなる諸政策をも国民の手をくぐらずしては実践具体化されえなかったことを分析せずして政策の客観的認識は成立しえないという方法論の認識の欠如である。

従って、現在までの教育史研究は、結局のところ「教育政策史研究」「教育行政史研究」がほとんどであり、そこでは教育政策にあらわれた国家の意志を読みとることはできても、具体的にどのような教育状況が存在し、

その中で国民がどのように自らを形成していったかを知ることが難しい。現状ではその政策史研究さえも十分ではないが、これは国、県段階で残されている史料によってまだまだ研究の可能性が開かれているといえよう。

私たちは、国家レベルでの政策史研究の重要性を認めつつも、「地域」教育史研究として、自らの新しい世代を育てることに営々と努めた地域住民の努力を歴史の流れのなかで生き生きと甦らせることの必要性を感じている。ある地域の学校教育の形態や内容を規定していたものは、単に、国家による教育政策にとどまるものでなく、地域の文化伝統、教育慣行、社会経済的な利害等もまた重要な要因であつたのである。上からの教育政策の浸透を地域住民の眼で把え直すことによって、その政策の意図を客観的に明らかにしようとするものである。歴史主体を、教育主体を地域住民にすえることによって日本近代の公教育史を分析する方法は、政策の実践化への過程をより歴史実証的な「実像」として描くことを可能にするのではないか。もとより、私たちは、教育現実が教育政策と無関係に、地域の独自の諸条件によって規定されたと考えるほどロマンチストではない。地域に固有の規定要因と国家意志との相互に矛盾・対立、あるいは浸透・吸収しあう関係——それこそまさに地域の教育実態なのだが——に歴史の光を当てることが今日重要になっていると考えるのである。

公文書類の保存状況に比べて地域の教育実態を伝える史料は、まとまったかたちで残されていることは少ない。今回の研究調査は積極的な評価を加えることを禁欲し、学校史を中心にした資料を集積することに力点をおくものである。

このような視点をもって我々が神奈川県北部の山村地帯である津久井郡の史料調査を始めたのは、昨年6月のことであつた。

調査は遅々として進まず困難をきわめたがここに1年間のくぎりとして資料に整理を加え、一応の報告をすることにした。

なお今回の調査では役場文書を中心とし、郡内でも最も山深い青根村（現津久井町青根地区）に調査が集中された。これは我々の意図から見てもきわめて不十分なものではあるが、最初の手がかりとしてやむを得なかったということをお断りしておきたい。

旧青根村役場（現津久井町役場青根支所）は、我々が調べたかぎりでは、最も古くからの役場文書が保存されているところである。しかし、それにしても明治16年以前のはほとんど保存されていない。そこで以下、第1章で、それ以前の教育状況を中心に、津久井郡の教育

実態を概説した。

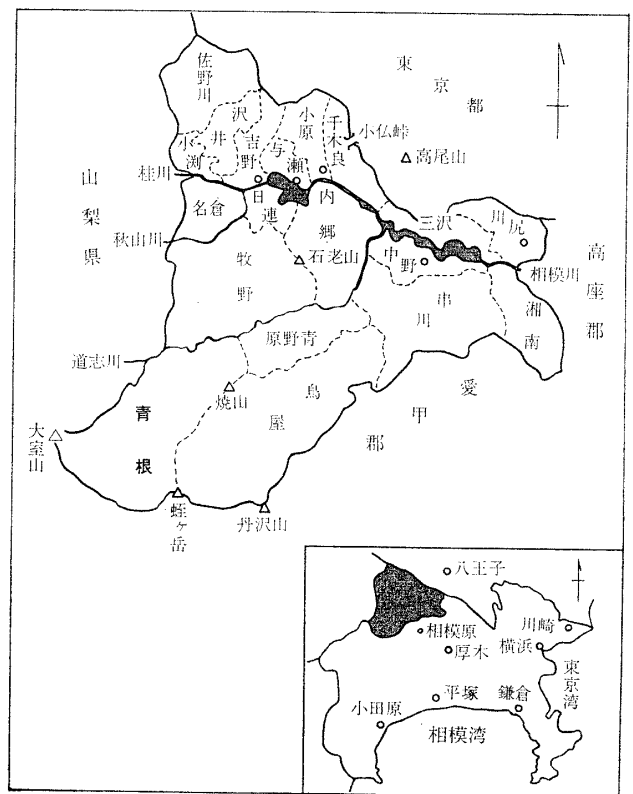
ついで第2章、第3章では、我々が調査した青根支所蔵文書の解題をかねて明治初期から中期にかけての青根小学校の具体的な姿を明らかにしようとした。

そして最後に、第4章では、これらの資料を使って、地域の初等教育の持っているいくつかの問題性を明らかにし、何等かの理論仮説を提示してみようと試みた。

<資料編>には、我々が調査した旧青根村役場所蔵文書中の、教育関係文書（M17—41）を煩雑をいわずに掲載し、最後に旧青根村初等教育関係の年表をおおまかに作成し付しておいた。

これらの資料を使って地域教育史の全体像を地域の内側から描くためには、なお継続した調査が、とくにフィールド調査が是非とも必要であると考えたが、他日を期すほかはない。

なお、我々は調査にあたり、実に沢山の方々のお世話になった。神奈川県教育センター、津久井町役場、同青根支所、同鳥屋支所、津久井町中野小学校、城山町川尻小学校、相模湖町長谷川家、鈴木家、そして特に神奈川県教育史調査委員の小島文雄氏と相沢允夫氏には格別の御配慮をいただいた。また青根支所の方々に大変お世話になったのは言うまでもない。厚くお礼を申し上げたい。（1971. 6. 5）



津久井郡町村沿革一覧表（『津久井郡勢誌』による）

明治初年町村名 （神奈川県・足柄 相模原市）	明治11年 大区制時代	明治17年 区町村会法	明治21年市制町 村制制定 明治22年市町村成立	昭和27年12月 現在町村名	昭和30年町村 合併	
上川尻村 下川尻村 （明治8年） 川尻村	同上 戸長役場 "	4ヶ村連合 戸長役場	川尻村	川尻村	城山町	
小倉村			湘南村	湘南村		
葉山島村			三沢村	三沢村		
中沢村		6ヶ村連合 戸長役場	中野村外 4ヶ村組合	大正 14.7 中野 町	中野町	津久井町
三井村						
太井村			青山村外1ヶ村組 合	串川村		
中野村			串川村	鳥屋村		
又野村		青野原村青根村 連合戸長役場	青野原村	青野原村		
三ヶ木村		若柳村外1ヶ村 連合戸長役場	青根村	青根村		
根小屋村		3ヶ村連合 戸長役場	内郷村	内郷村	内郷村	
長竹村						
青山村		青野原村青根村 連合戸長役場	鳥屋村	青野原村		
島屋村		若柳村外1ヶ村 連合戸長役場	内郷村	内郷村	内郷村	
青野原村		小原町外駅1ヶ 村戸長役場	吉野駅（大正3年 町と改称） 外2ヶ村組合	大正3より 吉野町外 2ヶ村組合	相模湖町	
青根村						
寸沢嵐村		5ヶ村連合 戸長役場	日連村外 1ヶ村組合	日連村	藤野町	
若柳村						
与瀬駅		戸長役場	日連村外 1ヶ村組合	日連村		
小原町					戸長役場	牧野村
千木良村		戸長役場	佐野川村	佐野川村		
吉野駅					戸長役場	佐野川村
小淵村		戸長役場	佐野川村	佐野川村		
沢井村					戸長役場	佐野川村
日連村		戸長役場	佐野川村	佐野川村		
名倉村					戸長役場	佐野川村
牧野村	戸長役場	佐野川村	佐野川村			
佐野川村				戸長役場	佐野川村	佐野川村
1町2駅25ヶ村	1町2駅24ヶ村 連合戸長役場7他2	24町駅村 （5組合）	14(組合)町村 （3組合村）			

第1章 明治前期津久井郡における教育状況

本章では、次章以下で触れられなかった明治初期の教育状況を、その社会経済的背景を紹介しながら述べておきたい。我々の今回の調査では、この時期の第1次史料をほとんど収集できなかったため、大まかな概観にならざるを得ない。

第1節 教育実態と教育政策との乖離

まずはじめに、『神奈川県教育会五十年史 下』（昭和16年刊）所収の「回顧録」の中から、明治初年から10年代の教育状況を伝えるもの、三篇を紹介しよう。なおこれらは積極的な教育推進者だった人々の弁であることを、あらかじめ考慮しておきたい。

「寺小屋から第何大区第何中区などという番号学校に代つて小学校の制度は全国一斉に面目を改めたのであったが、児童の就学率出席率5%に達せず。入学年齢も事実は満6歳に限定されず。之が教育の方法も殆んど秀才教育であり、硬教育であり、高圧教育であった。そして定期に出張臨検する試験官に依って嚴重な試験が施行され、1年2級進級する生徒もあれば、2年連続の停学者もあったが、父兄からは別段文句はなかった。教案・日誌・出席簿・教授細目等特に必要な帳簿の整理以外は全力を傾けて教授訓練の實際に専念することができた。

学級は多くは複式で単級万能の時代も幾年が続いた程であった。従て劣等児や虚弱児の取扱は閑却され勝ちであったが、志操堅固な優秀な生徒は今日よりも輩出したと思われる。

寺小屋直後の教育者に対する世間の言葉に「先生は肉と骨と皮とにて造り人を叱る道具なり」と、以て当時の一部面を推すことが出来る。

新しがりの先生が独逸帽に肋骨の洋服を着て馬上肅々堂々通勤する姿など、恰も陸軍将校に彷彿たるものがあった」（井上大助⁽⁴⁾）。

「明治5年に学制が頒布され、学校が創立せられたのは大体明治6年で、多く寺又は神官等の家屋を利用しました。入学児童の年齢は満6年より14年迄ですが、開校の始めは6歳から14、5歳迄の者を1校に入学させまして（無論寺小屋から移った者が多数です）、五十音から教授して、之を段々選抜進級させたのですが、当時は女兒は極めて少く、男児も髪を結び前垂掛

けで、袴などを着けて居るものは更にありませんでした。（中略）

試験には大試験小試験比較試験等の種類がありまして、小試験は各学校で適宜に行い、大試験は進級の試験で、1学科終る毎に採点して不合格の者は落第と云って、どしどし試験場から呼び出して除外してしまいました。実に現今の試験地獄の叫びより、もっともどく、尋常1学年からですから真に可憐で、親は子をしかり、子は泣きながら手を引かれて行く有様を想い起すと、今尚涙なくしては居られませんが、皆よく黙認して居たものだと思います。

比較試験は3・4郡位連合して、1学級から上級生を1・2人宛選抜して受験させるので、之には知事が臨場せられまして、なかなか大仕掛けのものでした。即ち当該地方の学校長から管轄の教員を選んで試験を施行し、其成績は点数を以て表わし、各校毎に比較調査して、其優劣を表示して其学校の価値を判別されるのでありますから、学校長としてはなかなか手ひどい責任上の試練場でありました。（中略）

教科書は五十音図、単語、単句から読本となる、読本の始めには「人の住む所を地球と云う。亜細亜人種、歐羅巴人種、亜米利加人種」等の文句があり、又「神は天地の主宰にして万物の靈なり」等の文がありまして、五十音等が済むと、たしか1年より之を教授した様に覚えて居ります。高等になりますと、小学、国史略、十八史略等のむづかしい本を教授しました。習字の手本は教師が大体書いてやりました。（中略）

教授の方法には中々珍しいのがありました。単語や単句を教えるにも、読本を教えるにも句切りに鞭を打振り、又黒板やテーブル等をたたきながら拍子を取って教授するのもありました。

又足柄県今の愛甲郡の中津村辺の地方の代官で聖堂出身の佐藤一斎先生の門弟で見識のある内野文蔵と云う先生がありました。此先生は太鼓を打って拍子を取りながら教授されたと云うことです。其当時は東、西、南、北等の漢字を教えるのに「ヒガシ、トウ」「ニシ、サイ」「ミナミ、ナン」「キタ、ホク」と音と訓とを同時に教えたのであります。之を教えるのに先生が「ヒガシ、トウ」と唱えると児童も「ヒガシ、トウ」と鸚鵡返しに唱えて覚えさせるのですが、内野先生は「ヒガシ、トウ」「ドンドコドン」と太鼓を打鳴らして、うまく拍子を取りながら教えるので、まるで日蓮宗のお題目を唱える様な奇抜な教授方法でした。（中略）

児童訓練などに就ても、其の標準用語は「此の野郎、

此の「アマ」等の一言が、万事の訓練語であって、実に簡単で十分に用が足りたのです。其の次は直ちに拳固、直立、留置等でした。直立には茶碗に水を入れて持たせるか、又線香に火を灯ぼして燈し消ゆる迄持たせるとか、又大算盤などを捧げ持たせる等で、罰の軽重に依って酌量すると云う有様でした。」(伊東覚念⁽²⁾)

「私共生徒は勿論無帽で、一半は坊主頭、他の一半は芥子坊主、五分刈、丁髷の順位、女子はお禿、お煙草盆、引詰の髪容、衣服は一樣に手織木綿の和服、三尺帯、揃って前垂掛、冬は半纏を纏うた。中には袖無も交ったが、羽織着用に及んだものは異数であった。況んや着袴に於てをやである。天気の日には専ら草履を履いたが、竹の皮製は上等の部、藁製が過半数を占めた。雪の朝竹馬で昇校したのものがあるが、それは別例、学用品の中では石盤が幅を利かせた。往復の携帯には風呂敷が主役を勤めたのである。

教授の開始には拍子木が鳴った。生徒は一人々々下駄箱に履物を揃えたのであるから出入には頗る混雑を呈した。稽古中悪戯を演じて直立を科され、時には旧習によって線香と水鉢の罰にあったものもあった。初めは線香を燃して時間を計られたが、幾程となく懸時計が出来た。(中略)

学制時代、教育令時代を通じての教育は知識偏重であり、其教授法は徹頭徹尾詰込主義であったとは、後年思い合せたところであるが、其頃生徒であった私共は、一にも勉強、二にも勉強と督励されて、教科書の暗記にこれ力め、果ては化学教科書、幾何教科書まで、鵜呑みにしたことであった。当時は春秋2回官員臨席の下に、数校の生徒を一堂に集め、大試験の施行があり、この試験に首尾よく及第するでなければ、進学の典に与ることが出来なかったので、家庭に於ても、学校に於ても極力児童に反復練習を課したのである。……今明治7年月10に施行された県下第1大区小学生徒大試験表によって、其实例を示せば、受験生徒総数742人中、落第生徒313人、実に42パーセントの多数を出している。每次此の如くであったので、所謂優等生ならざる限りは、全科卒業は望むべくして到底及ばなかったのである。時に奨励の為めとあって、校名・生徒氏名、其年齢、父兄の職業身分姓名をも列ねてこれを印刷に附し、公表されたことであった。定めて秋霜烈日の感がしたことであろうと今尚追想を禁じ得ないのである。試験地獄は決して今日の中等学校入学試験を俟って出現したのではないのである。其一方秀才児童に対し、特に奨励を加え、試験の上は2級或は

3級の躍進を許されたのであった。」(中山毎吉⁽³⁾)

まず第一に、右の回顧録が共通して指摘しているのは、小試験・大試験・比較試験等の過酷さである。

これは「学制」の規定(48章から51章)を基に、各府県で細則を設けて実施したのが始まりで、明治23年の改正小学校令までいくつかの改定があるが、その厳しさは基本的には変らなかつた。

しかも成績優秀者には書籍費などの名目で金10銭を賞状とともに与えている。

また、その試験内容は、音読・暗誦中心で、考える問題などはほとんどなかつたのである⁽⁴⁾。

それは、第二に、とりもなおさず当時の教授方法のあり方を示している。右の「回顧録」の言葉を借りれば「徹頭徹尾詰込主義」(中山)だったのである。子どもたちは、太鼓の音や鞭の音におどろかさながら、「教科書の暗記にこれ力め、果ては化学教科書、幾何教科書まで鵜呑みに」(中山)しなければならなかつたのである。

そしてそのことは、第三に、教師が非常に権威主義的であったことと関係している。

「児童訓練などに就ても、其の標準用語は「此の野郎、此のアマ」等の一言が、万事の訓練語であって、実に簡単で十分に用が足りたのです」と伊東覚念は回顧している。なぐる、立たせるなどの罰が活用された。これらの権威主義は、儒教的教師観に、維新以後の官僚的教師像が相乗されたものであろう。一方に羽織袴で太鼓をたたき教師あれば、他方軍服まがいの洋服を着て馬に乗り、軍人然として通勤する教師ありといった風であった。

しかしながら、教師が権威主義的であったということは、逆に言えば教師が大巾な自由を持っていた、ということでもあった。

井上大助はそれを、「特に必要な帳簿の整理以外は全力を傾けて教授訓練の実際に専念することができた」と表現している。

また、伊東覚念は、右の引用部分につづけて次のように言っている。

「明治17、8年頃迄は、教師も自由だし、児童も自由なもので、自学自習などと云ふ事は愉々快々の中に十分行われたもので、例へば教師の方に来客があれば、多くは教室の隣りに校長の住居の座敷があるので、其処で饗宴が始まる。すると児童の方は直ちに自由な自学自習となるのですが、饗宴が長引くと児童の方では気をきかして外出し、中には校庭から脱して近郊の山野又は川に行つて、自由運動に移り、機を見て帰校す

ると云ふ有様です。就中最も自由な向きの者には、登校せず途中で弁当を食し、野外で自学自習をして家に帰ると云ふ極端なる自由も行はれたのです。実に教師の方でも児童の自由を尊重し、児童の方でも教師の自由を尊重しました。」

要するに当時の小学校には、「秀才教育であり、硬教育であり、高圧教育」（井上大助）であった側面と、他方、「極端なる自由」（伊東覚念）が案外、常態となっていたという側面とが、雑居していたのである。したがって、学校は、富国強兵政策の末端の拠点となると同時に、自由民権の「牙城」となることも可能だったのである⁽⁵⁾。

言いかえれば当時の小学校は、教師と教科書と生徒が雑然と一カ所に集められていたというにすぎず、教師・教材・生徒が有機的な関係を保つことによって成立する、今日我々が考えるような意味での本来の教育活動があったとは考えられない。

一方、村には共同体のもつ教育力ともいうべきものが豊かに存在していたのであり、子どもにとっては、村のさまざまな行事や、親の労働の手伝いや、山野をかけめぐっての遊びこそ、真の「学校」だったのである⁽⁶⁾。

したがって様々な手段による就学の強要にもかかわらず、明治初年には津久井郡青野原村のように、実際に通学する者が5%に満たない地域も数多かったものと思われる。

以上のように、明治10年代後半まで、政府の期待する教育と地域の教育実態との間には大きな乖離が存在したのである。

ところでこのような状態は、当時の文部官僚によっても指摘されているところであった。

明治17年、埼玉県と神奈川県の上事巡視の命を受けた文部権少書記官野村綱は7月初め神奈川県入りをし、約1カ月間、全体のほぼ5分の1にあたる108の小学校を精力的に回っている⁽⁷⁾。そこで野村が得た印象は、「学事ノ状況ハ各地多クハ甚ダ振ハズ」というものであった。

彼が視察した108の学校のうち、「小学校ノ規模ヲ具タル者」は横浜、八王子、小田原、横須賀等の市街地にある6校にすぎず、「之ニ次グ者」は8校にすぎない。

校舎は「其建築ノ粗ナルト修繕ノ周ネカラザルガ故ニ屋漏リ壁落チ戸破レ殆ンド観ルニ耐ヘザル者亦少ナカラズ」という状態であり、教員（訓導）は平均1校当たり0.45人という有様である。まさに「一見其数ノ少ナキヨ怪ミ併セテ管理ノ完整セズ教授ノ不可ナルヲ知ルベシ」というわけであった⁽⁸⁾。

施設、設備、教員がこういう有様だから、そこで行われる教育内容は、とうてい野村の満足すべきものからはほど遠い。「教授法ハ唯一言以テ之ヲ掩フベシ、曰ク器械的ニ失シテ実用ニ適セズ、是蓋教則ノ望ム所ニ非ズ、又児童ノ為ニ一大長息ヲナサマルヲ得ズ」

かくて、まがりなりにも野村が小学校として合格を認めたものは、108のうち14校、しかも彼が視察したものは彼自身認めているように「大半ハ管下五百小学中ノ優等ニ位スルモノ」であったろうから、全県下538校（『明治17年神奈川県統計書』による）のうち、実に524校、97%以上は、とうてい小学校の名に値しないものだったのである。

教育方法・内容の「宜キヲ得ザル」状態、それを深く規定している施設、設備、教員等の物的諸条件の欠如、その克服の手段を野村は文部官僚という自らの職務にふさわしく、地方吏員の奮起に求めた。しかし、それは成功したとは言えない。真の原因は野村自身もおそらく気づいていたように、実は教育行政によってはいかんともしがたい社会・経済的条件の欠如にこそあったのである。

ところで、地方吏員に対して野村はかなり厳しく「条規規則モ郡区吏以下自ラ之ニ佩服スルノ薄クシテ……」とその怠慢を批判している。

これについては、神奈川県に独特の地方行政のあり方を指摘しておかなければならない。それは神奈川県の自由民権運動に郡長書記クラスが積極的に参加し、それをリードしていたという事情である⁽⁹⁾。

これは明治初期、県令に陸奥宗光、大江卓、中島信行など特色ある人物が就任し、郡長書記に地元の豪農層を積極的に登用したこと、さらに歴史をさかのぼれば、江戸に近かったため大藩が存在せず、かつ幕府の直轄領が多く各地域が分断されていたため、いきおい維新以後も各地域の「自治」にたよらざるを得なかったことによるものである。

明治15、6年と県の郡長・書記に対するしめつけがきびしくなる。これによって多くの名望家郡長が「転身」を余儀なくされたのであるが⁽¹⁰⁾、明治17年野村が視察したときには、依然として「郡区吏以下自ラ佩服スルノ薄ク」また「県令ノ思想ハ過半横浜ニ止リテ」見えたのであろう。

さらには後述するように明治17年には農村の荒廃が極度に達し、まさに困民党が蜂起せんとする状況があったこともつけ加えねばならない。

教育行政の第一線に立つ郡長・書記らが全体として見れば官僚機構の末端に組みこまれつつあったとはいえ以

上のような状態であったとすれば、野村が最も期待をかけ、最も急務だと考えたのは教員の養成と改良であった。この意味でとりわけ師範学校出の教師にかける期待は大きかったであろう。彼らは郡長や書記と違って、教育現場たる学校に直接に国家の教育政策をもたらす純粋培養の「小官僚」たることを期待されたのである。

こうして学校は、国家の教育政策と民衆の生活との接点であった。しかも国家の教育政策は以上みたように、県—郡—村というルートを通らざるを得なかった。とするなら、これら中継点のあり方によって（それは民衆の生活のあり方によって深く規定されているのだが）接点としての学校の性格も変わってこざるを得ないのである。

右の視点から明治前期における学校の性格は、ほぼ三つに分類できよう。

第1に、国家の教育政策を実現し得る規模と内容を備えた学校。野村の言う「小学校ノ規模ヲ具ヘタル者」にあたり、主に市街地の学校である。津久井郡には存在しない。

第2に、各郡に数校ずつ存在する学校で、内容・規模とも第1の学校に次いでいるもの。したがって、文部省の教則に応じた教育を実施することは可能だったが、それ故にまた、地域の民衆生活との緊張がはげしく、時にそれをめぐって事件を起すこともあった。津久井郡では吉野、中野、川尻の三校がこれにあたる。

第3に、施設・設備・教員等の貧弱さからとうてい文部省の教則を実現し得ない学校。ここでは、いわば学校は地域に埋れてしまっている。津久井では、前記の三校を除くすべての学校がこれにあたるものと思われる。

そしておそらく明治前期においては、全県的に見ても、あるいは全国的に見ても、第1と第2のものは、市街地を中心とした「点」にすぎず、残るすべての「面」を占めるのは第3のものであったと推測されるのである。

以下、さらに津久井郡の教育を、これらの視角から検討してみたい。

注

- (1) 万延元年（1860年）津久井郡青野原村に生る。明治7年津久井郡中野学校授業履。明治9年足柄県師範講習所にて修業後大正2年まで主に郷里青野原村の小学校教育に従事。以後村長、学務委員など歴任。
- (2) 文久3年（1863年）高坐郡当麻村に生る。明治14年より小学校教育に従事。郡視学、県視学など歴任。
- (3) 明治4年（1871年）高坐郡海老名村に生る。明治16年より小学校教育に従事、のち横浜市史の編纂、県史蹟名勝天然記念物調査委員などを歴任。
- (4) 千葉寿夫『明治の小学校』103ページ。試験問題の1例と

して津久井の隣郡南多摩郡（当時神奈川県）上川口学校の明治14年秋の小試験のものを紹介しよう（楠正徳「明治10年代における山村の小学校」『多摩文化』第11号所収による）。

下等第巻級（現在の4年後期に相当）

- ① 長99間横62間5合ノ地面ノ価金514円68銭7厘5毛ノ時横50間ノ地面ヲ金94円12銭5厘ヲ以テ求ムル時其長幾可ナルヤ
- ② 生糸45匁アリ是レハ元買入シ生糸ノ1割8歩ノ利ニ当レリ然ルトキハ元買入シ目方ハ何程ナルヤ

記 授

$$\textcircled{3} \left(\frac{24}{3} + \frac{28}{4} + \frac{35}{7} - 6 \right) \times 4 + 26 =$$

類 算（珠算のこと一引用者）

- ① 東京ヨリ京都マデ130里トスレバ何間ナルヤ
- ② 酒521石4斗3升2合ヲ勺位ニマデ算シテ89人ニ割ルトキハ1人ノ取分何程
- ③ $(18 \div 2) \times 5 + 49 - 44 =$

摘 書

- ① 猖獗 ② 蒙古 ③ 基督教 ④ 過激党 ⑤ 結構華麗

- ⑥ 里是滿 ⑦ 幽蒼陰鬱

問 答

- ① 西々里島内ニ埃徳那ト云フ火山アリ之ヲ地中ノ何ト云フヤ

答 灯明台ト称スル

- ② 法蘭諸島西北ノ大島ヲ何ト云フ

アイスランド
答 氷州

- ④ 紀元1492年前古未検ノ大洋ヲ西ニ向テ開帆シ数月ノ間海上辛苦ヲ経テ終ニ今ノ西印度中ノバハマキュバ諸島ヲ検出シ随テ之ニ殖民シテ西班牙国ノ属地ト為セリ歐羅巴ノ各區新世界ヲ検出セシハ誰ナルヤ

答 サルチニア王チャールスアルベル

- ⑤ 郵便一度ニ差出ス金子ノ高ヲ問フ

答 50円迄ニ可限事

- ⑥ 地券ヲ発セズ地租ヲ課セルモノハ如何

答 寺院大中小学校説教場病院貧院等民有地ニアラザルモノ

- ⑦ 魯西亞国烏拉河ノ源ヲ何ト云フ

答 烏拉山ニ発ス

魯国第ノ大河ヲ問フ

答 窩瓦河

魯国内ヲ幾州大別スヤ且其国名ヲ記セヨ

答 数十州ニ區別ス、一ヲ波羅の部ニ
ハルツククロヒンス
ヲ大魯一ヲ小魯一ヲ南魯一ヲ西魯

欧州第一都ヲ問フ

答 波羅の部

波羅の部東ニ在大国拳ケ及幾州ニ分チ其中央ノ地ヲ何ト云フ

答 大魯ト云フ19州ニ分チ中央ノ地ヲ墨斯科ト云フ

魯国旧都及其人口ヲ問フ

答 墨斯科ト云フ人口38万6千余

波蘭大府ヲ何ト云フヤ

答 注肖

端曲ヲ幾部ニ區別スルヤ且其名ヲ記セヨ

答 3大部ニ區別ス、南部ヲ崑蘭ト云フ
スコットランド
中部ヲ緩蘭ト云フ北部ヲ耶蘭ト云フ

斯徳哥摩ノ風景如何

答 南部美拉湖ノ浜ニ在リ波羅の海ト水路相通其間ニ七島アリ市街全ク其上ニ築造シ許多ノ橋梁ヲ架シテ往来ヲ通ス王宮モ亦此島中ニ在テ結構壯麗ナリ其他堂塔樓閣水面ニ

映ジテ風景画クカ加ク貿易繁盛ニ
シテ人口13万1千余

ノルウェー
那威南方ノ入海ニ臨ミ大府アリ其名如何

答 幾斯底安
メリスチヤニア

冬月日ヲ見ズ夏月昼ノミナルハ如何

答 拉巴蘭
ラブランド

氷州ノ中数多ノ噴火山アリ
其高サ幾丈ナルヤ

答 高サ511丈
ヘクラ

日耳曼ハ名何ト称スルヤ

答 ドイツ

醇酒ヲ醸シ諸州ニ輸出スルハ何国ナルヤ

答 日耳曼

歐洲中第1ノ高培トハ如何
沿海領国第1の海港ヲ問フ

答 府中ノ大寺
アドリア

- (5) 色川大吉『明治の文化』に、西多摩郡(当時神奈川県)五日市の公立勤能学校の例が詳しく紹介されている。
(6) いま試みに津久井郡内郷村の年中行事一覧表をかかげる。明治初年においては、学校にもまして、これらの行事こそ教育的意味が大きかったと考えるからである。

年中行事一覧表

(鈴木重光氏著内郷村話による要約)

(『津久井勢誌』32~3頁)

月	日	行事名	行 事	
正月	1日	元日	若水、掃除のとき戸外へ掃出さない、雑煮、洗いあげ、恵方参り、年賀	
	2日		めん類の打ちぞめ(午前中)	
	3日	むかしの仕事はじめ	夕飯は五日飯	
	4日	仕事はじめ	歳神様の棚をとり鏡餅をさげる。	
	6日	歳越し	めん類をうつ、午後休業	
	7日	七くさ	七くさがゆ、午後休業	
	11日	蔵開き	蔵の戸をあける、鏡餅で雑煮をつくる、午後休業	
	13日	餅つき		
	14日	道祖神	団子をつくる、農蚕の神をまつ。雇人宿下り、団子やき、午後休業	
	15日	15日正月	小豆がゆとだんご、1日休業	
	16日		1日休業	
	17日	山の神	お日待ち、午後休業	
	20日	えびす講	赤飯とおひらを供える	
	21日	山の神の冠落し		
	2月	24日	大神講	若衆日待ち
25日		天神様	午後休業	
節分			焼かまし、豆まき、夕飯は五日飯、おひら、おかしらつき、	
上旬		初午	団子づくり、団子をオニウチ薪で煮る、稲荷様へ供物	
			午後休業、	
15日		ねじやか	半日休業	
3月		1日		雛人形を飾る、餅をつく
		3日	ひなまつり	菱餅を供える、朝小豆飯、夕うどん、午後休業
		4日		午後休業
		7日		雛人形をしまう
	15日	梅苦忌	午後休業、山の神、榛名山の火手つけ	

4月	18日	彼岸入り 彼岸中日	赤飯を供え、菩提寺附とこけ白米1升、午後休業
	25日	彼岸あけ 天神様	墓参り のぼりをたてる
5月	8日	お釈迦様	午後休業
	24日	雲居寺水陸会 (施餓鬼)	
7月	下旬	雹祭り	午後休業
	1日		鯉轆を立てる
	5日	端午の節句	赤飯、おひら。午後休業
8月	上旬	八十八夜	午後休業
	20日	鍛洗い	農休み(初日午後、中日1日、終日午後休業)
9月	1日	七夕	里芋の葉の露で墨をすり色紙、短冊に歌などをかき若竹につるす、午後休業
	7日		七夕を川へ流す。午後休業
	11日		墓掃除
	13日		仏壇を飾る、迎火、供物(生霊棚)
10月	14日	盂蘭盆会	墓参り、小麦まんじゅうを神に供う、午後休業
	15日		墓参り、まんじゅうを仏に供える、午後休業
	16日		仏にうどんを供え、仏を送る、午後休業
11月	初旬	二百十日	午後休業
	下旬	彼岸	春に同じ
12月	20日	えびすこう	前と同じ
		鍛洗い	〃
		風祭り	
	下旬	箸削り	箸を歳神様に供える
	31日	歳神様を飾る	

(7) 以下の引用は『文部省第12年報』所収の学事巡視功程、埼玉と神奈川県の項による。

(8) 同年の『神奈川県統計書』によれば、1校当り1人の訓導がいたのは、横浜、八王子、小田原、横須賀、浦賀の市街地と大住郡にすぎない(横浜は1校当り3.9人で県下最高)。また3校当り1人のところが津久井郡を含め三郡ある。なお野村の報告によれば合計1855人の助手授業生等がその穴をうめていた。

(9) 詳しくは渡辺奨「自由民権運動における都市知識人の役割」(『歴史評論』171号所収)参照。

(10) この点については、色川大吉「明治前期における地方統治と地方自治」(『東京経済大学人文自然科学論集』第5号所収)参照。

(11) この点からみても従来の教育史研究は、せいぜい第1のもの第2のものを見ていたにすぎない。

第2節 民衆生活と教育政策との接点としての学校をめぐる問題

——川尻小事件と困民党事件——

前節で明らかになったように、明治政府の意図する富国強兵手段としての教育と、民衆の生活との間には巨大

な乖離が存在したのであり、まさにその乖離を埋めるべき具体的接点こそ学校であり、そこで行われた教育実践であった。そして、その学校のおかれた状況によって、その性格は大要3つの型に分けることができると述べた。

それでは、津久井郡で第2の型に属するとした、吉野、中野、川尻の3校はどのような学校だったか。まずその地域について一瞥しておこう。

もと宿場であった吉野は今日さびれてしまっているが、中野・川尻は現在でもそれぞれ中野町、城山町の中心であり、町役場のおかれている所である。明治の前期において、吉野は甲州街道の宿場として（ここを中央本線が開通したのは明治34年）、中野は郡役所、警察などがおかれ、また物資の集散地として早くから開けていた。川尻は地形的に相模原台地に連なっていて、山がちな津久井郡の中では最も恵れた環境にあり、やはり早くから物資の集散地として栄えていた。

これらの地域は経済的にのみならず、政治的文化的にも津久井郡の中心をなしていた。

たとえば、自由民権運動の演説会が津久井郡で開かれたのは、現在確認されている限り次の5回である⁽¹⁾。

- (1) 吉野 明治14年11月19日
演説者、青木匡（改進黨員、桜鳴社員）
演題「ベンサムの法律理論」
- (2) 中野 明治14年11月21日
演説者 青木匡 演題 「法律」
- (3) 中野 明治15年1月14日
演説者 青木匡
- (4) 吉野 明治15年1月15日 演説者 青木匡⁽²⁾
- (5) 久保沢（川尻）明治15年11月3日
演説者 大石正己、堀口昇（共に自由黨員および
国友社員）細野喜代四郎

吉野には、旧本陣を経営する吉野十郎がいた。彼は改進黨系と云われ、明治12年初の選挙で県会議員、のち明治13年より24年まで郡長を務めた。前節で触れたいわゆる「名望家」郡長のひとりである。上の(1)~(4)の演説会は明らかに彼のテコ入れによるものだろう。また注(2)の記事に見える吉野なる人物も明らかに吉野十郎だと思われる。

また吉野には、すでに明治5年2月郷学校学習舎が設立されている。これは前年の県の諭達を受けてのことであったが、この学習舎設立の中心人物がまた吉野十郎であった。

学習舎はのちの小学校の基となると同時に、明治12年

に創立された私塾承天社の基礎ともなっている。承天社はやはり吉野十郎の創立と云われ、漢籍英語を主とし明治20年頃まで存続している。指導者は学習舎の教師でもあつ折衷学派の上野宏三郎である。

承天社は吉野十郎とのつながりから、右の演説会とも当然関係を持ち、また民権結社としての性格をもつものであったことが想像されるのである。

中野には「定期法律研究会」なる民権結社があった。注(2)の記事には「会員の数殆んど百余名に及び」とあるから、かなりの会員数である。中心人物は自由黨員梶野敬三であった。彼は明治17年より24年まで県議、のち衆議院議員になっている。

川尻には、今のところ民権結社は確認できない。しかし川尻村の東隣の高座郡相原村には、会員約二百人を擁する民権結社養英館があり、この地域の民権運動の一大拠点をなしていた。したがって川尻村の民権家はそこに多く参加していたと考えられる。また、川尻の西隣中沢村には、文学同人誌ともいべき「経世新誌」を発行した「経世社」があった。色川大吉氏によれば「この社は単なる風流文士のつどいではなく、……いつなるとき政治結社に転換しないともかぎらないような性格のもの」と思われる⁽³⁾。

以上のように、吉野・中野・川尻は、明治前期において、すでに、経済的、および政治的文化的に、津久井郡の中心をなしていた。したがって、そこにおかれた学校も、その規模内容において、郡内の他の学校の群を抜いている⁽⁴⁾。

まず生徒数について、『文部省第5年報』（M10）の学校表によってみると、吉野、中野、川尻の校はそれぞれ、82人、85人、133人となっている。これを郡内の他の30校の平均生徒数約41人に比べれば、実に2倍から3倍の数である。

とりわけ川尻学校は、野村綱が学事巡視工程において「小学校ノ規模ヲ具ヘタル者」に次ぐ者としてあげているように、まさに津久井郡の中心校をなしているのである。

そこで、川尻小学校所蔵の『沿革誌』によってその変遷の大要を表に示せば次頁の通りである。

これを次章以下で示す青根小学校（先の分類の第3の型に属す）と比べれば、その規模の違いがはっきりするであろう。青根小の資料が主に明治17年以後なので比較するのに具合が悪いが、それにしても、青根の場合明治20年代に教員は1人、校舎も28年にやっと新築されたというのであるから非常に大きな違いである。また、明治21年の学校経費について見ると、青根小96円に対して川

第1表 明治前期川尻小学校の変遷（『沿革誌』による）

年 度	生 徒 数			就 学 率	教 員 数			経費総額	校 舎 な ど
	男	女	計		訓導	授業生 など	計		
5				%					寺子屋民家を借用
6					1	1	2	約280円	寺を仮校舎として使用
7	73	15	83	38.9	1	2	3		
8	81	29	110	54.5	2	3	5	294	
9	79	31	110		2	3	5	535	養蚕室を修築し専用校舎とす二階建
10	88	24	112 ⁽¹⁾	51.4	2	3	5	414	
11	「大差ナキモノト認ム」				2	3	5	532	
12	「 ” 」				2	4	6	545	
13					2	4	6	613	校舎焼失養蚕室を借りる
14	124	63	187		2	4	6	658	8月 校舎新築 総工費1,900円
15					2	3	5		12月、校長代理更送をめぐる事件
16			187		2	6	8 ⁽²⁾	1,028	5月 校舎増築 計5教室
17	152	87	239	65.8	3	6	9 ⁽³⁾	1,034	中沢村と連合組合とし分校を設置
18			420	80.2	4	2	6 ⁽⁴⁾	1,209	四ヶ村組合立弘文館となる

- 〔注〕 (1) 先の『文部省第5年報』の数字とは合わない。理由は不明。
 (2) 正確を期しがたい。
 (3) 教員の出入激しく正確を期しがたい。
 (4) おそらく、分校を含まない。
 (5) 空欄は不明

尻小は827円で実に9倍に近い開きがある。

このような学校規模の違いは、単にそれにとどまらず、教育内容の違いをも意味することこそ重要である（詳しくは次章以下参照）。

こうして川尻小学校は、着々と国家の教育政策の末端の拠点たるにふさわしく整備されていったのだが、それは決して波瀾もなく可能だったのではない。

その過程で起った次のような事件は、教育政策と人民の関係を示して象徴的である。

それは、明治15年末神奈川県師範学校を卒業したばかりの訓導の赴任に反対して、漢学者でもあった前任教師を支持した親たちが、別に明倫塾を作り、約半数もの生徒がそれに通って学校と対立したという事件である。その抗争の激しさは、私塾の取りつぶしを求める村役場から郡長あての上申書からうかがうことができる。

上 申 書

津久井郡川尻村

当村内明倫私塾設置以来ハ不就学督責ニ付一大困難ヲ生シ候故ハ学令児童ヲ右私塾ヘ入塾シ居リ候間、曩ニ不就学督責方ニ付上申仕候ニヨリ当郡役所ヨリ御派出ノ上夫々御督責ノ上、学令児童ニシテ右私塾ヘ入塾セルモノハ犯則ノ廉ヲ以テ御説諭ノ上夫々請書ヲ出サシメ速ニ村立小学校ヘ昇校可致様御取計相成、或ハ速ニ入校セシ者アリ、或ハ家計不都合ヲ口実トシテ不就

学認可ヲ出願スル者アリ、或ハ五六日ヲ経過シ後入校セシメ度旨願出ル者アリ、然ルニ右御督責後速ニ入学セシモノ3名ニ過ギズ、其ノ他ハ遷延弥久、于今入校セシモノナク且目下私塾ハ御督責前ノ如ク30名ノ学令児童ヲ集合シ教授致居何分当学務委員ノ督責方ニ差支候、其耳ナラズ当村教育上障碍不尠候間、右明倫私塾主者並ニ教員等御呼出シノ上可然御督責相成度其儘拋擲セバ、曩ニ御督責相成候ニモ不恐尚私塾ヲ盛大ニセシムル趣故何分ニモ捨置カタク候間上申仕候間、何卒前件之事情御推察御督責相成候也（『川尻小学校沿革誌』）

こうして、明倫塾はやがてつぶされたが、前任教師柴野俊策を慕ってその郷里南多摩郡まで行った生徒があったと伝えられている。師範出の新任訓導は人民の目から見れば、まさに国家の教育政策そのものであったのであり、その不満がこの事件によって一気に爆発したものと云えよう。

この場合、人民の闘いは、反教育・反学校の闘いではなく、教師をめぐる、云いかえれば、教育内容をめぐる闘いであったことは重要である。川尻村には、先述したように、自ら求める教育内容に応じた教師、学校を、明倫塾というかたちで自ら生みだし経営しようとするだけの社会経済的そして政治的、文化的な力がすでに存在し

ていたということなのである。

しかしながら明倫塾は強権の弾圧によって結局閉鎖された。そして新任訓導山本肇は、のちに「極めて進歩的な教育運営につとめ、……津久井郡の教育革命の先駆をきった」⁽⁴⁾といわれるように、精力的な活動を開始する。だが、それを述べる前に、第3の型の学校と国家権力との関係を困民党事件にふれながら検討せねばならない。

周知の如く農村は、松方デフレの影響を受けて明治17、8年荒廢の極に達した。

困民党事件とは、このような事態の中で負債主たる農民が利子の減免・元金の年賦償却などを要求して起した騒擾事件である⁽⁵⁾。

とりわけ「横浜開港以来、秩父がそうであったように特殊急激に養蚕業を展開した。したがってそれだけ急激に流通経済に入りこんだ地帯」⁽⁶⁾であったところの津久井郡の受けた打撃は大きかった。

それは次の2つの表によって容易に推測することができる。明治前期において津久井郡は圧倒的に養蚕業に依存しており（第2表参照）、しかもその生糸が明治17年にかけて年を追って暴落したのであった（第3表参照）

第2表 津久井郡の農産物構成

普通農産物	31.6%
米	3.9%
麦	14.0%
特有農産物	68.4%
まゆ	38.8%
生糸	28.9%

- ・明治10年全国農産表による
- ・なお明治17年の津久井郡の養蚕家比率は84.7%である。

第3表 生糸相場の変動（百斤あたり）

	M13	14	15	16	17
横浜港	520円	560	510	480	483
八王子	670	670	628	544	483

このため津久井郡では、地券面の地価額38万円に対して負債額は42万円、また別の集計では地券面高82万円に対して負債総額110万円に及んだとされている。

かくして明治17年夏から秋にかけて、津久井の困民党蜂起となる。それは「南多摩など山沿いあるいは平野部の困民党にくらべて、はるかに戦闘的であり、ラジカルな爆発力をもった農民騒擾として」⁽⁷⁾官憲の心胆を寒からしめたのであった。

それでは、津久井郡において困民党が蜂起したのほどのような地域であったか。

いま、『神奈川県史料』第5巻所収の警察側の資料によってそれを示そう。

8月14日 寸沢嵐村外7ヶ村人民およそ300余名、武相国境七国峠及び高尾山に出没。

同月15日 うち100名津久井郡役所におしかけるも、郡吏・巡査の説得をうけ中沢村普内寺に退く。

同月16日 南多摩郡小比企村の原野に338人集合。（31日付毎日新聞による「現地からの詳報」では、「惣勢凡1千余人」）

うち津久井郡からの参加者は次の通り

三井村	31人	牧野村	85人
中沢村	20人	寸沢嵐村	70人
若柳村	25人	青山村	15人
三ヶ木村	65人	又野村	15人
合計8ヶ村		326人	

同月26日 三井村三井寺に集合。解散を拒否した総代13人検束さる。

うち津久井郡の者は次の通り

青山村	2人	小淵村	1人
三ヶ木村	2人	中沢村	1人
名倉村	1人	青野原村	1人
三井村	1人	牧野村	1人
青根村	1人	寸沢嵐村	1人
合計10ヶ村		12人	

9月23日 寸沢嵐村の人民約60余名同村字道志組に集合。

同月24日 名倉村に於て日連村外2ヶ村の人民約80余名集合。

同月30日 牧野村字篠原の山中に30余名の人民集合。

10月4・8・10・15・21日 小淵村及び寸沢嵐、沢井、千木良の山中に人民が集合しているの風聞あり、調査の結果、果たして千木良山中に集合していた。

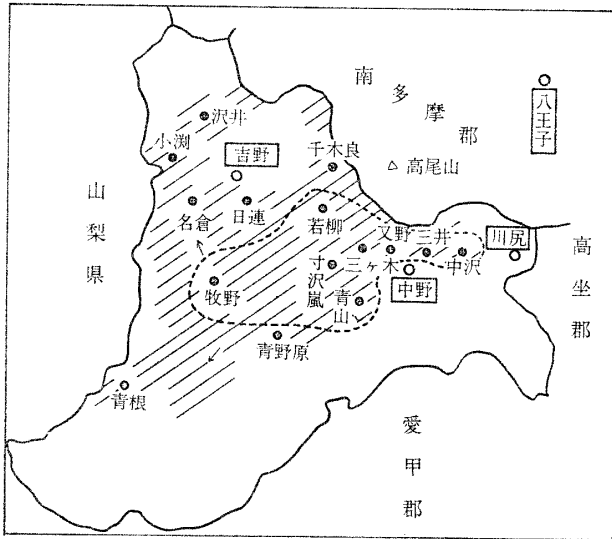
これらの地域を図によって示したのが第1図である。

まず8月14—16日牧野・寸沢嵐・三ヶ木等を中心とする8ヶ村の人民が蜂起した（図の点線内）。やがてそれは更に山間部に拡大し、青根・青野原・名倉・小淵の各村からも参加する。

しかし、8月26日の官憲の弾圧、指導部の検束によって一旦後退を余儀なくされる。しかし、9月下旬から10月にかけて再び活動を開始し、全郡にわたってゲリラ的に出没する。

結局、図中の斜線部が困民党事件に参加したことになるのである。

ところで、この図をもう一度よくながめてみると、先



第1図 津久井困民党発生分布図

に津久井郡において、社会・経済的および政治的文化的な先進地帯だと述べた、吉野、中野、川尻の村から困民党参加者が出ていないこと（少なくとも警察に確認されていないこと）がわかるだろう。

云いかえれば、我々が先に分類した第2の型の三校（吉野小、中野小、川尻小）の学区以外——すなわち第3の型の学区——において困民党の発生をみた、ということの意味するのである¹⁰⁰。

それでは困民党事件は、学校教育と、どのような関係にあったか。

本稿の冒頭で引用した「回顧録」の中で、伊東覚念はこう述べている。

「明治15年頃から物価が下落して困民党が蜂起すると云ふ有様になって、学校などはどうでもよいと云ふ暴論を唱へ出す様な者がありまして、教員の俸給なども土地に依り半減された処もありました。」(傍点引用者) また、中山毎吉によれば、

「この影響が教育界に及んだことも勿論で、私の郷里の一小学校の如きは、新築半ばの校舎の工事を中止し、数年の間雨露に曝すの余儀なきを演じたのであった。」

これが、もつとはっきりしたかたちで表われたのは、武相困民党と相前後して蜂起した秩父困民党の場合だった。秩父困民党のかかげた運動目標4ヶ条の1つは「学校費ヨ省クタメ3ヶ年休校ヨ県庁ニ迫ル事」である。借金10年据置、40年賦返済、雑収税・村費減免にならんでこのような要求がかかげられているのである。

先の川尻小学校事件が、教師および教育内容をめぐり、いわば教育闘争としての性格を帯びたのに比して、困民党事件は、反学校、反教育の闘争としての側面を持

ったのである。いいかえれば、我々が先に抽出した第3の型の学校の学区の人民にとっては、その地域の社会・経済的條件の貧弱さの故に、学校は何よりも経済的負担を強いる物以外の何者でもなかったのである。したがって現に学校は、次章で青根村に即して詳しく見るように、明治20年代においてもなお、ほとんど寺子屋同様のものではあり得なかったというわけなのである。

しかし、だからといってこれらの地域が、維新後の社会的変動の波から自由であったなどとはどういえない。何よりも困民党の発生そのものが、それを示しているし、のみならず、明治22年町村制実施後初の青根村会議々員選挙において選出された者の平均年齢34・5歳（最年少は26歳）、そして村長33歳という若さが、新しい時代のいぶきを感じさせるのである。

ただ、それにしても国家の求める学校は、これらの地域にとっては過重でありすぎたのであった。

注

- (1) 波辺英、前掲論文と内(『歴史評論』170号と172号所取)による。
- (2) 明治15年1月18日『東京横浜毎日新聞』によれば、「去る14・15の両日は神奈川県下相州津久井郡中野及び吉野の定期法律講習会に付弊社の青木は例に依て臨席せしが、14日中野の会には講義後更に制限選挙の可否に就て会員諸氏の討論あり。最後に青木は1席の演説を為し終て酒間或は時事を談論し或は欧米の人物を評し、全く会を散じたるは午後10時頃なりし。又其翌15日吉野の会も前日と同様にて、講義終りたる後、会員古川及び某氏の演説もあり。散会後夜に臨んで吉野、舟橋、和知、古川、佐々木其他数氏青木の旅亭を訪はれ談論刻を移して散じたりと。此会は設立以来未だ久しからざるに会員の数殆んど100余名に及び日に月に盛大に赴くは全く幹事諸氏の尽力に依るものならん。」
- (3) 学習舎については『日本教育史資料』8320頁参照。それによれば、「当時人民向学ノ志アリト雖其道ナキニ苦メリ、茲ニ同郷平民吉野十郎同彦次郎ナル者之ヲ患フ時恰モ郷学校ノ設置方ヲ県庁ヨリ奨励セラレタリ、因テ兩人此際ヲ機トシ有志者を鼓舞誘導シ本校ヲ設置ス」と。なお、津久井郡で、県論達を受けて設立された郷学校はこれのみである。
- (4) 承天社については『津久井郡勢誌』335頁参照。
- (5) 色川大吉「明治前期の民権結社と学習運動」(『東京経済大学人文自然科学論集』第21号所取) 116頁。
- (6) 明治23年の改正小学校令によってまず高等小学校が併置されたのも、津久井ではこれら3校のみであった。
- (7) これは津久井郡に現存する最も完備した小学校沿革誌でもある。
- (8) 『津久井郡勢誌』昭和28年発行。322頁。
- (9) 詳しくは下山三郎「関東山村地帯における農業生産力の展開について」(『主要地帯農業生産力形成史』上巻所取)、および色川大吉「困民党と自由党」(『歴史学研究』247号所取)、同「明治前期の多摩地方調査と民権運動ノート(1)」(『東京経済大学人文自然科学論集』第1号所取)の特に第2章「諸運動の環境」を参照。
- (10) 色川大吉「困民党と自由党」10頁。
- (11) 色川大吉「同論文」11頁。
- (12) これはまた、先にみた津久井郡における自由民権運動の中

心地と困民党の発生地が重ならないということをも意味する。これは広く神奈川県において自由党と困民党とは「異質の活動の共存ないし雁行という形がほとんどで」あったということが、津久井郡でも示されているということである。中野の定期法律研究会の中心人物で、自由党员、そして当時県会議員に当選したばかりの梶野敬三は、中成人グループの1人として、事実上困民党の抑圧に活躍するのである（色川、「困民党と自由党」参照）。

第3節 教育政策の浸透と挫折

武相困民党は明治18年1月決定的に壊滅する。17年秋から、闘いは急速に敗北に向っていたのである。17年11月といえば、武相困民党と相前後して蜂起した秩父困民党が、軍隊の出動に抗しきれず、本陣大宮郷を明渡した時である。武相、秩父困民党は組織的に提携したわけではなく、別個に蜂起したのであったが、対する国家権力は1つであった。

自由党を含めた国家権力による、困民党への「暴徒」キャンペーンの中で、ここ津久井においても明らかに逆流が起ってくる。その主役は、かつての「名望家」郡長吉野十郎であり、先の川尻小学校事件の当事者、師範学校を卒業したばかりの新任訓導山本肇であった。

吉野十郎はすでにここでは、自郡の困民党蜂起の「汚名」を挽回すべき、国家官僚機構の末端にしっかりと位置づけられた存在として登場してくる。

一方山本肇は、まず川尻小学校校長（M18～21は4ヶ村組合立弘文学校校長）として、自校の整備・拡充に大きな役割を果たした。先の第1表によってもわかる通り、明治17年から18年、あの社会経済的には最も厳しかった時期、同校の就学率は65.8%から80.2%へと飛躍的に増大しているのである。

明治17年7月、神奈川県を視察した野村綱が、特に名を挙げた県下14校の中に、川尻小学校の名があったことは、前述したとおりであり、また、明治22年4月、やはり県下教育状況視察のおり、同校に立寄った文部視学官檜垣直右は、「本校ハ本県に入りテヨリ始メテ見タル学校ラシキ学校ナリ。以後益々奮勉シテ失墜ナカラン事ヲ望ム」とまで激賞したものであった（同校沿革誌）。

しかしながら後に山本肇が「津久井の教育革命の先駆をきった」（『郡勢誌』）として賞されるのは、自校の校長としての功績のためだけではない。より重要なのは、全郡の教育界のリーダーとしての役割である。

山本肇は、ようやく困民党の余燼が消えた明治20年頃に結成された津久井郡教育会の中心人物であった⁽¹⁾。結成当時の会員は百余名、会長は吉野十郎郡長である。

郡教育会は明治21年3月4日、大日本教育会より弁士2人を招いて演説会を開いている。参加者は400余名、

「会場ノ狭隘ナル為メ遅参スルモノハ入場ヲ謝絶セリ」とある。演題は次の通りである。

午前之部

岡村増太郎 読み方教授ノ原理

戸城伝七郎 世態ノ両極

午後之部

山本 肇 本郡の実業教育

戸城伝七郎 家庭教育

岡村増太郎 社会教育ノ改良

これによって見れば、対象は教師だけでなく一般大衆向けの啓蒙的な内容でもあったことが推測できる。

また、春秋2度の全郡生徒による小学校生徒運動会も教育会の事業として行われた。

20年の春期運動会は甲州街道の開道式への参加を兼ねたものだったが、その様子を山本肇は次のように記している（注(1)の『県教育会雑誌』参照）。

「郡内各小学校ノ男生徒兵式体操ヲ以テ遠行運動ヲ兼ね知事ノ臨都ヲ迎フルコトセリ。各校男生徒ハ凡ソ尋常第3年級以上遠足スルニ堪ヘ可キモノヲ撰ミ、独逸形軍帽ニ各校ノ徽章ヲ附シ洋服ヲ着シ教員授業生皆同シ服帽ヲ装ヒ、千木良原ニ至ル新道ノ南側ニ整列セリ。到着生徒六百余名本県知事及ビ山梨県知事ノ通行セラルハニ際シ弘文学校生徒60名ハ木銃ヲ以テ捧ゲ銃ノ礼ヲ操リ、其他ハ挙手ノ礼ヲ為セリ。右終リテ各生徒ヲ列ニ編成シ開道式場（吉野駅小学校）ノ前面ニ整列ス。此時知事ヨリ生徒一同ヘ諭示アリ、且手帖1個ヅ、ヲ賜ハル。」

津久井に初めて兵式体操を持込んだのは、師範学校出の山本である。そして山本が先駆をきった「津久井の教育革命」とは、「おくれた」津久井を「近代化」する（この場合それはとりも直さず「国家化」を意味する）尖兵として子どもたちを仕立てようとするのであった。

「弘文学校生徒ノ発起ニテ」設立されたという通俗教育幻燈会は、もっとはっきりとそのことを示している。会則によれば、その目的は「平易ノ言語ヲ以テ諸般ノ道理ヲ講説シ或ハ諷導シ教化ノ普及ヲ謀ル」ことにある。具体的な活動としては「毎月第一及び第三日曜両日ヲ以テ便宜ノ地ニ開会シ、幻燈其他ノ器械ヲ使用シ、教育・修身・天文・地理・歴史・経済・理化・博物・衛生・農蚕等諸学科ノ現象を映写シ其理ヲ解釈スルモノトス。但シ時々学士ヲ聘シ以上ノ科目ニ依リ講義及ビ演説ヲ為ス事アルベシ」とあるから、勿論対象は子どもに限らず、広く一般人民の啓蒙を意図している。しかしこうした会が反対者によってかき回されるのを恐れたのであろう。

前条を受けて「開会ノ時、講談及ビ説明ヲ為スモノハ會員賛成者及ビ本会ヨリ聘シタルモノニ限ル」という一項をも設けているのである。

伊東覚念は当時の状況を、先に引用した部分につづけて、次のように書いている。

「処で吾人教育に従事して居るものは是れ（困民党）が防禦策を講じなければならぬので、当時の教育宣伝歌とも云ふ様な歌などが作られました。其の中で私が覚えて居りますのは、

学校つぶせば村費は減るが

可愛い子供は明き盲

と、そんな歌を教師が先に歌ふて云ふ有様でした。其の宣伝振りは中々奇抜で、ハイカラで振ったやり方でした。即ち何処でも一杯機嫌になると、真っ先に之れを甚句や、都々逸の節で歌ひ、然かも表情に現はすと云ふ快活の元気なもので、……今から回想すると思ひも依らないやり方でした。」

またこの頃、津久井郡には、吉野の承天社に加うるに3つの私塾が設立されたことが現在確認されている。いま『郡勢誌』によりながらそれらを紹介しよう。

中野村 共立義塾

明治19年12月、小淵村藤野出身の三菱英校卒業生で、中野協心小学校訓導であった橋本省三が塾頭となり開設。川尻村英学校に対し中野地方の小学卒業生を対象に、英語、漢学、数学等を指導。教師には橋本をはじめ協心小学校訓導があたり、場所も同校を使い、午後3時頃より開講した。のち小学校に高等小学校が併置され英語が教えられるようになったため明治25年廃止された。生徒数は50名前後。

川尻村 英学校

川尻村久保沢の宮崎嘉重の主宰により、同村原宿に明治19年10月に開設。主として高等科卒業生を中心に英語を指導、夜学を主体とした。当時川尻小学校は郡内最優秀校として他村児童の転入も多く、従って英学校にも他村から多く通学した。25年廃止。生徒数は90名前後。

青山村 集成義塾

明治25年串川小学校の高等科が改正小学校令によって廃止されたため、高等科担当の補習教育を目的として、青山村平本斎一郎が塾頭となり、光明寺内に近隣尋常小学卒業生その他を収容して開設した。主として漢学、そろばんを教授。明治28年廃止。

これらの私塾は、中等教育機関への進学のをとざされた者たちへの補習教育的な意味をもつと同時に、自由

第4表 就学率の変動

年 度	津久井郡						神奈川県		
	男	順位	女	順位	男女平均	順位	男	女	男女平均
15	66.5	3	22.5	13	45.7	6	57.1	29.5	44.0
16							63.0	37.0	50.4
17	72.1	4	32.5	11	52.3	6	62.2	36.8	49.8
18	70.3	2	23.3	16	47.1	5	56.2	32.2	44.7
19	72.6	1	26.9	11	50.4	5	57.6	33.2	45.7
20	61.6	1	24.7	11	44.3	2	47.2	25.9	36.9
21	59.0	2	25.7	9	43.2	4	49.8	28.0	39.3
22	57.9	5	27.0	10	43.1	7	46.5	30.8	42.5
23	60.3	2	27.2	10	43.9	4	50.3	29.1	39.9
24	58.1	4	27.8	12	42.8	7	51.3	31.1	41.4

- 〔注〕 1. 当時神奈川県には16の郡があった。
 2. 数字はすべて各年度の神奈川県統計書より計算。ただし17年の津久井郡男女別就学率は同年の「就学男子100人に対する女子の割合」によって計算した。
 3. 県の男女平均就学率はM17.19を除いて、文部省年報よりかなり低くなっている。ここでは津久井郡との比較が目的なので県統計書をとった。
 4. 空欄は不明である。

民権運動や困民党蜂起などに高揚した青年の政治的エネルギーを、村の有力者や教師が中心となって、非政治化しようとする性格をもっていたのである⁽²⁾。

特に、中野や川尻の塾は小学校教師が中心となったが、これらは、吉野や山本をリーダーとする教育会の活動と緊密な関係を持つものであったろうと思われる。

こうして吉野十郎、山本肇らは、人民の教化、教育の普及に腐心をした。その結果は、同郡の就学率にもはっきりとあらわれている。第4表を見ていただく。

もともと津久井は、それほど就学率は低くない。これは第3表に示した特有農産物比率68.4%という高さによってもうかがい知ることができる。何故なら、このような農業における商品生産の発達には、就学率をも押し上げる原因ともなったと考えられるからである⁽³⁾。

さて、まず神奈川県内の男女平均就学率を見ると、明治20年を中心に大きく陥没している。これは周知の如く、松方デフレの影響、小学校令による森有礼のいわゆる「経済主義」の貫徹、市町村制の実施に伴う混乱などによるものであるが、特に当時県全体としても商品生産度の高かった神奈川県においては、経済的不況の影響を強く受けて、その陥没の度合は激しかった⁽⁴⁾。

ところでこの時期、津久井は同様に減少傾向にあるものの、他郡に比してはその度合が激しくないため、逆に順位が上っているのである。神奈川県の中でも最も商品

生産度の高い津久井が、就学率の上で、松方デフレの影響を県内で最も小さくくいとめたというところに、吉野郡長、山本校長を中心とする郡教育会の、必死の活動を看取することができるのである。

しかしながらその場合、男子就学率と女子就学率の差の大きさにあらためて驚かされる。男子は19・20年にはついに県下最高となるが、女子は常に下位を低迷しているのである。これによっても、吉野、山本らの熱心な教育普及の活動が、社会経済的基盤を欠いた無理なものであったことを知ることができる。

ともかくも、こうして津久井郡は、吉野十郎郡長のもと、県下随一の教育郡として喧伝されたのであるが、この点について当時内郷小学校の生徒で、のち母校の校長、さらには村長をして活躍した長谷川一郎が次のように回顧している(『神奈川県教育会五十年史 下』より)。

「吉野郡長時代の津久井郡教育界は、其名声県下第一であった。当時津久井郡小学校を一団として、毎年春秋2回に分ち、春は北部の勝瀬河原、秋は南部の川坂河原を会場として、一郡挙げての大運動会を開催して、頗る元気を発揚したものだ。一事が万事で、斯くの如く運動会等により、教育界を活気付けた為に、教育上の万事に元気がついた。当時の津久井郡の教育は飛ぶ鳥も落とすといった勢で、三浦郡の教育と相対して県下に鳴り響いたものだとこの事である。」

だが、このような「名声」も、波手な行事や、吉野・中野・川尻などの中心校を見てのことであり、その陰に多くの学校が寺子屋まがいのものとしてとり残されていたことは、我々が幾度か述べてきたところであるし、また次章以下の青根小学校の資料が何よりもよくそれを物語るであろう。

右の長谷川一郎の回顧録の他の部分からもそれを知ることができるのである。すなわち、

「今年57歳になる私は、50年前といへば(明治20年)丁度8歳の時で、小学校に入学した年である。其の時代の事を考えると、全く寺小屋式教育法であった。四百の戸数のある村で、全校児童70名位であった。尤も其時代は不就学児童の方が多く、学令児童の幾分の一しか入学しなかったのだ。第一女子などは十幾人といふ少数であった。」

そして長谷川は教育勅語奉読式の時、隣村の中野小学校から借用してきたオルガンなるものをはじめて見、それに合せて歌を歌ったのであった。さらにまた、

「私は尋四の義務教育を終ったが(明治24年の春)、

私の学校には高等科はない。併し高等科の変則的のもので補習科と称するものがあつた。それに入って尋常科よりは一層変則的の教育を受けた。理科は棒読み、勿論実験器械一つあるではなし。草花一つ実験して教育するやうな先生もなく、歴史地理は唯暗記するのみ。算術は珠算一方である。もとよりオルガン体操器具等を見ることも出来なかつた。高等科変則の補習科も、こんな教育で3年間を終り、最後の1年は隣村の高等科に入学して卒業した。斯くの如く不規則不完全の寺子屋教育を受けた。今考へると、読書等を中心として勉強し、夜は夜学で漢文を勉強した。」

明治23年山本肇は横浜の元街小学校長として転出した。元街小学校と云えば、当時神奈川県における最名門校であつた。これは異例の「出世」と云うべきだろう。しかし彼は無理がたたつたのか翌24年、30歳にならずして夭折する。

明治24年、在職10年を越した郡長吉野十郎また、愛甲郡長として転出した。彼はのち足柄下郡長に転じ、任地小田原で客死した。

津久井の改進黨の首領でもあつた吉野郡長の転出は、再び自由党勢力の抬頭を招き、津久井は自由党と改進黨の政争にまきこまれることとなつた。自由党の中心指導者は、神奈川県会の有力議員でもあつた、吉野駅の隣村日連の岡部芳太郎である。吉野十郎の息のかかつていた教育会もその影響をまともに受けることとなつた。

『神奈川県教育会五十年史 下』は当時の津久井郡教育会についてこう述べている。

「蓋し当時は、自由党改進黨の政争白熱化せる時代にして、本郡は県下における自由党の発祥地ともいふべく、岡部芳太郎氏其の領袖として勢望あり。多数の青年之に隸属して、勢頗る盛なりき。然るに多数青年の中には多数を待みて、往々にして横暴なる振舞をなすもの尠なからざりき。而して渠等は遂に手を郡教育会までも伸ばし、策を運らして役員選挙の際、己が頭首なる岡部氏を会長に擬するに至れり。」

困民党の伝統は、かたちを変えてここに在り、と云うべきか。困民党にしろ、右の「多数青年」の動きにしろ、津久井の正史はこれを抹殺しており、今日我々が知ることを著しく困難にしている。右に続けてさらに云う、

「気骨稜々たる当時の教員側の幹部は敢然として之れに対抗し、教権の擁護を期し、苦心慘胆数年の後、遂に有志会員組織なりし従来の教育会を解散して、新に

教員を中心としたる郡教育会を誕生せり」

いずれにしろ、一般人民を排した教員中心の教育会による「教権の擁護」は、とりも直さず地域性を排した中央直結の教育——教育の「国家化」を目ざしたものにほかならなかったことは明らかである。教員中心の教育会の会長は、かつての地元出身の「名望家」郡長の面影はさらになく、県庁から派遣されてくるところの官僚郡長だったのであった。

かくて最早「教育郡」津久井の名は回想の対象にすぎない。就学率は相対的に低下し、順位において県下最低をあらそうようになってしまうのである。

これには津久井の唯一の産業とも云うべき養蚕業が、機械化の波にのり遅れ、依然として手織による小規模家内工業にとどまったこと、すなわち明治前期に比して一層経済的に貧困たらざるを得なかったことも大きいだろう。津久井はその低生産力の故に、小作地化すら進行しなかったのである⁽⁵⁾。

さらにまた、明治26年の三多摩東京移管が、地域的に三多摩と緊密な関係にあり、また八王子の経済圏にあった津久井に与えた打撃は大きかった。

こうして津久井郡は昭和11年同郡を視察した県知事をして、「神奈川県東北なり、帝都近き此の地にかかる疲弊せる土地ありとは」と云わしめることとなったのであった。

太平洋戦争は、この地を東京横浜の都市住民の格好の疎開地とした。

そして、現在建設中の多摩ニュータウンのさらに奥深く、ここ津久井にもやがて都市化の波が押し寄せるのはそう遠いことではないであろう。

注

(1) 津久井郡教育会については『神奈川県教育会雑誌』第4号(M21.5)所収の山本肇執筆による「津久井郡学況」および『神奈川県教育会五十年史 下』166~177頁参照。

(2) 宮原誠一編『教育史』102~3頁。

(3) この点については安川寿之輔氏の労作「義務教育就学の史的分析」(『日本の教育史学』第7集所収)参照。

(4) ただし第5表の〔注〕3でもふれたように、この時期の県統計書の数字は文部省年報のそれを10%近く下まわっている。したがってその陥没の度合は、表にあらわれたほどひどくはなかったと思われる。なお金子照基氏は松方テフレの就学率に対する影響について、「当時比較的商品経済の発達していた地域で、顕著にその影響が現われたのも当然であった」としている(「天皇制教育の体制化過程」『教育学研究』第27巻第3号22頁)。

(5) これらの点を含む津久井郡の産業構造の分析を試みたものとして、木村礎編『封建村落——その成立から解体へ——』(1958年)がある。明治期については特に第5章商品経済を参照。

(片桐芳雄)

第2章 青根学校の誕生

1 旧青根村

修験者の山として名高い丹沢山塊の幾重ものスロープが、山梨県の山伏峠を水源として流れる道志川の溪流に、鋭く深く陥ちこんでいる。この道志川の河岸段丘にそって南西から北東に点在する集落が、青根である。

現在は、昭和30年の町村合併によって、津久井郡津久井町青根地区となっている。

東は同町の青野原地区につながり、西は山梨県の道志村に境し、北は道志川をへだてて相模湖町牧野地区に、南は丹沢の山々をはさんで足柄上郡山北町三保にそれぞれ接している。

青根は、その全面積の98.5%が山林原野であり、耕地は1%強にしかすぎない典型的な山村である。青根の人々には昔から、山に入って炭を焼いたり、木挽をしたりして生計を維持してきたのであった。

丹沢山塊から東北に流れ出る豊かな水源に着目しての水田開発が江戸時代の末期よりおこなわれてはきたものの、また、東山養蚕地帯におけるフロンティアの一環として、養蚕業や織物業がとり入れられるようになってはきたものの、山と青根の人々との密着したつながりが稀薄になることはなかった。

旧牧野村や青野原村、道志村などの隣接地域との入会権をめぐる幕藩時代から明治・大正にかけての数々の裁判記録が、その事を証拠だてている。

ところで、旧青根村は『新編相模国土記』によれば、「江戸より十九里、奥三保、日陰郷、佐々良木と唱ふ。北条氏割拠の頃は井上主計助知行せり。役帳曰く、青根村四貫文、井上主計助。今は大久保加賀守忠真所領なり。その後明和3年、同6年、江戸太郎左衛門英征、新田を檢地す。戸数百十八、東西一里半に餘れり、南北四里に餘れり……」⁽¹⁾とあるように、多くの領地と接する複雑な地勢にあったがゆえに、時の権力関係によって、しばしば支配者がかわったのであった。一時は徳川幕府の天領となる代官の支配下におかれたこともあった。

明治4年11月の廢藩置県にともない、津久井は足柄上、足柄下、大住、愛甲及び伊豆の諸国と共に足柄県に属していたが、明治9年4月の足柄県廃止とともに神奈川県に編入された。

津久井郡はこの年行政区では、第23大区に属し、青根はその内の五小区に属していた。

明治11年7月「郡区町村編成法」が公布され、大区小

区制は廃止になり旧町村が復活することになった。同年11月18日の県布達により津久井郡26ヶ村のうちの一村となって独立し(青根村)、戸長役場がおかれるようになったのは、翌12年からである。

しかし、後にみるように当時の経済不況による地方財力の疲弊は、明治17年5月「区町村会法改正」を余儀なくさせ、その第13条(連合区町村会開設規定)に基き、青根村もまた同年隣村の青野原村と合体して、連合戸長役場制を採用することとなった。

この期の役場文書に見られる「青野原村外壺ヶ村」という文字のその「壺ヶ村」とは青根村を指している。この期間が5年ほど続き、明治22年4月より施行された「市制・町村制」によって、青根は青野原との連合役場から分離し、独自の村役場を持つことになり、同時にこれまでの戸長制も村長制にあらためられることになった。尚、昭和16年から19年にかけておこなわれた「青根・満州開拓団」(19世帯70人)の移住とその悲惨な最期は、青根村史のページから消え去ることはないであろう。

この青根村が、昭和30年4月町村合併によって津久井町青根(津久井町役場青根支所)と現在の呼称にかわるまで続くのである。

註

(1) 津久井町教育委員会編「津久井町郷土誌」(第1集青根編)7頁より。

2 青根学校の誕生

青根の里は、往時は甲州街道の裏街道、一名巡礼街道とまでいわれたこともあったが、それはともあれ、相模国の最奥、甲斐の国との境を接する山深い里であった。

この地に、明治の「学制」以前にどのような内容と形態の教育機関が存在していたかは我々の手持の資料では不明である。

しかし、「日本教育史資料第8巻」には「学制」以前、青根村には次の二つの寺子屋が開業していた事が記されている。

一つは、永井三郎右衛門が弘化年間に開いたもので、明治5年に廃業されている。他の一つは、遠山遊仙によって、慶応年間に開かれ、同じく、明治5年に廃業された。いずれもその規模、内容、師匠の経歴等何もわからない。

尚、津久井郡の他の地域に存在したいくつかの寺子屋に関しては、『郡勢誌』に若干の記述が見られる⁽¹⁾。

ところで、このようなある程度分化した定型的(フォーマル)な教育ではなく、村人たちの毎日の労働と生活

の中での、書物を必要としないトータルな「教育」の機能（習俗としての教育）が、この青根の村里にも豊かに存在していたであろうことは想像に難くはないが、残念ながら今の我々には、それを青根の地域文化にそくして明らかにしうる準備をもたない。

我々はこうした「習俗としての教育——書物のない教育」への着目が、近代教育史研究における重要な方法的視点であると考えているわけであるが、他日を期すほかはない。

さて、明治5年8月、明治政権によって頒布された「学制」の規模壮大な学区制構想は「戸籍法の制定などを通して幕藩体制下の統治の基礎単位である「村」を形骸化しようとする企図をもち」⁽²⁾、そこには新しい教育行政独立の理念がこめられていたとはいうものの、実際の施行過程においては、既村の村に依存するほかはなかったのである。

これは、第1大学区第29中学区第101小学区（青根村）の場合においてもそうである。

「学制」によれば、1小学区は原則として人口約600人を単位として区画されているが、当時の青根村の人口が多くて700~800人（戸数130戸前後）と推定しうるので、人口規模においても、青根の場合「村」と「小学区」がうまく合致したわけである。かくして、津久井郡101番小学校として青根学校が誕生するのは、明治6年6月のことである。

最初は民家を仮校舎として出発し、開校当時の児童数は男子20名、女子はなし、教師は小田原の松田某と「津久井町郷土誌」（青根編）にあるが⁽³⁾、我々は原資料には接していない。

（青根学校の校舎が建てられるのは、第3章で詳しく触れられるように、明治28年4月である。創立以来22年間も、借家料を支払って民家を利用していただのである。）

尚、「文部省第二年報」（明治7年）には、青根学校の生徒数男28名、女3名、教員数男子2名、扶助金配当額2円54銭6厘と記載されている⁽⁴⁾。

青根学校開校当初、学校維持金をどのようにして集めたかといえば、

「明治7年10月中、当青根小学校創立之際、同校維持ノタメ山口陸外48名ヨリ、金250円ヲ寄附セシ金額ハ、其ノ当時各寄附者へ其ノママ貸付ケ、年々其利子ヲ徴シ、同校経費ニ充用イタシ来タリ云々」と明治31年度「村会議決書第2号議案」（資料編31—2参照）と記載されているように、村人たちの寄付金それをそのままそっくり寄付者の村人たちに貸付けて、そこからえられる

収利金を基盤にしたものであった。

ついでに、同郡の「川尻学校」（第1章参照）の場合を「沿革誌」によって引用しておこう。

10月足利県令柏木忠俊氏ノ説諭ニ基キ村内有志者ヨリ学校維持金ヲ寄附ス。之レ現在ノ学校基本財産ナリ、当時ノ請書左ノ如シ

御請書之事

1 今般当村学校有志の主な寄附金之儀御説諭被成下一同承諾仕仍而御趣意ニ基キ左ニ連印御受印形差上申候処如件 但寄附ハ利子ヲ以テ月々25日限り取立可申事

1 金額 姓名 印

此寄付金総額上下両川尻村ヲ合シテ人員274人1284円40銭トス今其10円以上ノ寄付ヲ掲クレバ左ノ如シ

金100円 八木兵輔（以下28名略……引用者）

当時学校1ヶ月ニ要スル経費漸ク23円内外ナリシト⁽⁵⁾

そもそも「学制」そのものが民費維持、受益者負担の原則を唱っていたというものの、村民にとって学校維持及び子弟を学校に入れることが大変な負担であったことは想像に難くない。文部省が小学校教育の普及を図るために府県に配布した国庫負担金である「小学委託金」（あるいは小学扶助金）は、明治6年で26万円余、明治7年で29万円余、明治8年には70万円と増額されたものの、明治8年には24,513校にも達していた各々の学校にとっては全く問題になる額ではなかった。

ちなみに明治8年度における川尻学校の1年間の全学校経費294円48銭1厘4毛の、その収入の部をみてみよう。

基本金利子	154円41銭	（約52%）
授業料	71円21銭2厘5毛	（＃24%）
課金	61円45銭	（＃21%）
扶助金	7円30銭6厘	（＃2%）
計	294円48銭1厘4毛	

ここにみられる課金というのは学区内集金ともいわれ、学区内の各戸に割当て、また貧富の差によって等級をつけて課したもので、一種の「教育税」⁽⁶⁾であった。

したがって住民は、学校を維持するためには、まず多額の寄付金を支払い、実際にそれを借受けた形でそれに対する利子を支払い、戸数割と地価割によって割りふられた「教育税」を支払い、さらに通学児童をもつ住民は授業料を支払わなければならなかった。校舎新築などの場合はまた別の支出が要求された。授業料は学制では1カ月50銭（小学校）と規定されていたが、とうてい住民の払える額ではなく、神奈川県「小学規則」（明治

6年2月)では「月謝ハ1ヶ月金1朱(6錢2厘5毛)又ハ白米1升, 其外7月及2月ハ金1分(25錢)ツツ納ムベキ事, 但シ有福ノ者ハソノ志ニ任セ, 謝礼指出候儀勝手タルベキ事」⁽⁷⁾としている。しかし、津久井郡にあっては、多くの場合3~5錢程度で、明治20年頃にいたってもわずか1~2錢の増額があつた程度であるといふ⁽⁸⁾。

また、学校運営費はこのほか、川尻校⁽⁹⁾や、沢井校⁽¹⁰⁾にみられるように、学校田や学校菜園を住民に貸付け、その小作金収入によってまかなわれる場合もあった。後に検討する青根校の場合にも、こうしたケースが見られる。

明治7年10月神奈川県は、学資金の不足を補うために、「小児出産の際には、桑、茶、楮、桃、梅、柿、梨等を栽培せしむ」⁽¹¹⁾という布達をだしているが、住民の負担はそのようなことで解消されはしなかった。

とにかくこのような財政的実質をとまなわない「学制」の学事強制(地方官が直接その任にあつた)が、当時の地租改正や徴兵令などに対する不満と合いまって、住民たちがいかに耐えがたい不満として感じられたかは、当時全国各地で起きた、官庁や警察、学校に対する焼き打ち事件をみればわかるであろう。さらには、住民たちの教育要求や生活感覚とはなはだしくかけ離れた教育内容であつた⁽¹²⁾とすれば、なおのことであつた。

註

(1) 津久井の中央にある川尻(現在の城山町)には、川尻小学校の起源となる久保沢寺子屋塾(吉田寛作が教師)が繁榮しまた、内郷村や沢井村では、開明的な名主や、有識者が自宅に村内の子弟を集めて読み書きを教える私塾などがにぎわつていたようである。(『津久井郡勢誌』320頁)

(2) 金子照基『明治前期教育行政史研究』(風間書房81~82頁)

(3) 津久井町教育委員会編『津久井町郷土誌』(第1集青根編69頁)昭和39年

(4) 『文部省第二年報』96頁。

(5) 『川尻小沿革誌』(明治6年の箇所より)

(6) 仲新『明治の教育』(至文堂)129頁。

(7) 前掲『津久井郡勢誌』338頁より重引。

(8) 同書338頁。

(9) 『川尻沿革誌』(明治10年の箇所に掲載されている「小作請負証」を参照)

(10) 『津久井郡勢誌』337頁。「同校(沢井学校)では学校経費として明治11年3月官地払下げ、校地敷地外の土地を住民に貸付け作得金を以て校舎の修繕費とし云々」

(11) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史年表』(明治編)17頁。

(12) 本稿第一章第一節の「回顧録」を参照。

3 青根学校の変遷と学校経費

青根学校に関して我々が保有する資料は、明治17年から始まる。資料編の最初に出てくる『村会議決書』

(明治17年9月22日)中の「青野原村外壺ヶ村」の「壺ヶ村」とは青根村を指すものであることは前述したが、これは、明治14年の政変以後の紙幣整理等のデフレ政策(いわゆる松方デフレ)の強行にともなう経済不況の深刻化、地方財政の疲弊に対処するための一つの簡便な方策としての「連合戸長役場制」の採用に基くものである。すなわち、明治17年5月の太政官布告第14号『区町村会法改正』の第13条「府県知事県令ハ数区町村ニ関涉スル事件アルトキハ其域ヲ定メテ連合区町村会ヲ開設スル事ヲ得」を受けて、神奈川県は同年6月「連合戸長役場制」を採用し、同年9月教育費節減を主なる意図にして、「連合区教育方」(連学区制)を定めたのであつた。

これにより、青根村は隣村の青野原村と連合して、「青野原村壺ヶ村組合村」となり、連合戸長役場が青野原の西野々に置かれることとなつた。かくして、学校もそれにともない行政上の改革を受け、両村に存在していた青野原学校⁽¹⁾と長野学校⁽²⁾及び青根学校は、同一区内に包含される事となり、校名も協和学校(前の青野原学校)、中央協和学校(長野学校)及び協和学校青根分校(青根学校)とかわつたのである。

ところで、この青根学校の校名は、その後共盛学校と改称されたり、また、西協和学校となつたりして定まらず、我々の所有する資料では明治25年以後ようやく、青根村立尋常小学校(尋常青根小学校)として定着したようである。

周知のように、明治22年4月1日実施の「市制町村制」(それにつづく「府県制」及び「郡制」)によって、明治絶対主義国家体制下の地方政治制度が確立されるわけであるが、これに先だつて全国的に町村合併が実施され、「津久井郡内でも湖南村、三沢村、川尻村などが誕生したが、青根村はこの制度による戸長役場区域の解消に伴ない、青野原村と分離した」⁽³⁾といわれている。

この青根村役場の独立に伴ない、「津久井町郷土誌、青根編」は、学校名は再び青根学校と変更された⁽⁴⁾とも述べているが、毎年「学校収支精算報告」には、明治24年度まで、「西協和学校」の校名が使われている。(資料編参照)

当時の中央・地方政権の朝令暮改にともなつて、校名も目まぐるしくかえられたわけであるが、青根村の住民たちは、旧来どうり「青根学校」と呼んでいたようである。これが「尋常青根小学校」と呼ばれるようになるのは、前述したように明治25年以降のことである。

ところで、前述したように明治17年の「連合戸長役場

制」にともなって成立した「連学区制」によって、青根学校は青野原村に存在していた他の二校（青野原学校、長野学校——のちにこの二校は合併）と一括されて、「青野原村外壺ケ村」村会の管轄の下におかれるようになった。そして、各学校の学校経費等も一括して討議、議決されるようになったのである。

たとえば、明治18年の教育費予算の村会議決書（資料編18—1）及び19年の同議決書（19—1）を参照。それによると、明治18年の場合「第四条教育費」の総計が321円24銭であり、同年の青野原村、青根村連合戸長役場の村費総計（予算）が411円60銭2厘であるから、教育費は78%という高率をしめていることになる。また、19年の場合も、全村費支出（予算）380円80銭にしめる教育費支出（予算）274円50銭のしめる割合は、72%とほぼ同率である。

これから判断しても、当時の村の歳出の大部分が教育費にあてられていたことが明らかである。

ちなみに、教育費以外の村費支出項目とその予算計上額をあげてみると、18年度の場合は、

第一条戸長役場諸費66円89円2厘、第二条衛生費12円31銭、第三条勤業費11円16銭といった具合で、教育費（第四条）321円24銭と額がいかにか大きかったかがわかるであろう。

この教育費の中でも教員給料が大部分をしめていた。（18年は321円24銭の教育費中、協和学校、共盛学校二校合わせた教員の給料が256円50銭、19年では274円50銭中234円であった。ただしこれはあくまでも予算額であって、後に見るように正教員を確保することが全くといっていいほど困難であった当時あっては、予算どうり全額支出がなされることは、まずなかったと考えてもい

い）

さて、17年より連合学区制をとり同一教育予算制の中にあつた青野原村外壺ケ村内の学校は、明治20年に入つて、どういうわけか、行政分離より一足先に「経済ヲ分離スル」ことになったのである。

1 当学区内協和学校同青根分校（青根学校）共明治20年度ヨリ経済ヲ分離スルモノトス

1 学資増殖ノタメ青野原へ2名、青根村へ1名ノ委員ヲ設ケルモノトス（資料編20—2参照）

この理由は定かではないが、とにかく連合戸長役場制及び連学区教育方式というものが、ほとんど実質的な効果をあげえなかつたということはたしかであろう。また、連学区制を採用し、旧来の校名を変更したところで、地域住民が自分たちの村の（地域の）学校という意識は、他校との対抗意識によって一層強まることはあつても、稀薄になることはなかつたであろう。

ともあれ、明治22年の連合戸長役場の分離に先立って、まず両村の学校が実質的に（経済的に）分離したのである。

明治20年12月8日の「青根村臨時村会」における「学資壺並村共有金費分離議案」の議決によって、それは確定的となった。

それによれば、

1 青根村学資金215円並びに、学資地として敷地7畝19歩、畑6畝5歩、原野1反7歩を西協和（青根）学校の資産とす

1 青根村共有金123円50銭を西協和学校資産とする（資料編20—3参照）

とあるように、青根村と青野原村の学校経費は分離され、そしてまた、青根村独自の村費の中から学校補助

<青根学校の学校経費内訳>

	全 村 費		教育費	B/A %	教育費歳出内訳		教育費 歳 入	教育費歳入内訳			
	歳 入	歳出(A)	歳出(B)		教員給料	諸 費		授業料	学資収利	寄付金	村費補助
明治20			円 厘 114,599 (100%)		81,750 (71.3%)	18,886 (16.4%)	円 厘 115,868 (100%)	30,190 (26%)	12,154 (10.4%)	52,124 (44.9%)	20,000 (17.2%)
21			83,104		48,500 (58.3)	20,038 (24.5)	94,815	19,370 (20.4)	16,961 (17.8)	20,931 (22.0)	34,274 (36.1)
22	326,751	310,728	74,623	24.0	56,700 (75.9)	14,333 (19.2)	74,623	10,635 (14.2)	35,852 (48.0)	—	16,435 (22.0)
23	367,691	367,691	114,843	31.2	94,963 (82.6)	18,880 (16.4)	114,843	22,995 (20.2)	35,852 (31.2)	—	55,996 (48.7)

注 1. 諸費には、学校備付品費、書籍器械費、消耗品費、校舍借家料等が含まれる。

2. 教育費歳出内訳及び歳入内訳の各項目の比率の総計が100%に若干満たないのは、記載項目以外のその他の小項目が存在するからである。

(全額地価割と戸数割で徴収)が与えられるようになり(資料編21-4参照),こうして青野学校の維持運営は,青根村単独の管轄の下に移っていったのである。

かくして,明治20年度より,「村会議決書」中に,1年を4期に分けて集計した精細な「西協和学校収支月計簿」が記載されることになる。

それを簡単な表にしてみると次のようになる。(前頁「学校経費内訳」を参照)

註

- (1) 青野原学校は,明治6年創立。明治7年の『文部省年報・第二年報』によれば,教員数4名,生徒数男子70名,女子9名,扶助金配当高6円48銭8厘と,青根学校の同年の規模の三倍に近い。
- (2) 長野学校は,青野原村字長野に明治9年に設立され,出発当初(明治9年)の規模は,教員数2名,生徒数男子36名,女子11名,扶助金配当高2円11銭2厘と,同年の青根学校の規模とほぼ同等であった。(『文部省第四年報』)
- (3) 津久井町教育委員会編『津久井町郷土誌青野編』73頁。
- (4) 同書,73頁。

4 教員,児童,用務員

明治17年以前の青根学校の教員数及び児童数を,文部省年報等で明らかになっている年度に限ってあげてみれば次の通りである。

	教員数	児童数		
		男	女	計
明治6年	1~2	20	0	20
7年	2	28	3	31
9年	2	31	5	36
10年	2	20	5	25

ここから,教員ほぼ2名,児童数25~30名程度の規模の学校であったことがわかる。教員の氏名や資格については,何もわかっていない。ただ,明治6年創立当初の教師が「小田原の人,松田某」であったと『津久井町郷土誌・青根編』は伝えている。

この「小田原の人,松田某」なる教師は,明治5年の学制公布前に青根村に存在していた二つの寺子屋で「読み書き算盤」を教えていた師匠たちの中の一人ではなからうかと想像されるが,確たる証拠は何も無い。

さて,明治17年に至っても,教員数2名,生徒教男子28名,女子5名,計35名と青根学校の規模には殆ど変化はない。勿論一学級編成であった。(この規模は明治41年までほとんど変わらないで続いていく。)教員名は栖原恭平,井上善太郎と明らかになっているが,資格や出身等については不明である。

ところで,明治18年の「各月共盛学校(青根学校)経費精算表」(7月から19年の3月までの9ヶ月間だけ存

在する)から,池田直政と池田ひさの二人が教師をしていたことがわかる。池田直政の俸給が月額6円50銭,池田ひさの場合が3円であったこと,また,同年の「村会議決書」(村費予算議案教育費)の中で,「共盛学校俸給,85円50銭(内訳は初等科訓導1名58円50銭,補助員1名27円)」が計上されていることから判断して,池田直政が初等科訓導であり,ひさが補助員なあったものと思われる。(池田直政は明治27-28年にかけて青野原村の校長となって戻ってくる)

なお,同年の「協和学校(青野原学校)収支月算簿」をみると,12月にはじめて⁽¹⁾の地元青野原村出身の訓導井上大助(明治9年3月足柄県師範講習所修業)が赴任してくるまで,1名ないし2名の教師(佐藤弥一,小泉寅次郎)と,月ぎめあるいは日ぎめの臨時雇いの教師でなんとか授業をやりくりしていたようである。当時の不況にともなう教員給与の低さや遅払い,それに教員に対する中央及び地方権力の政治的規制等有能な青年たちを教育の仕事から遠ざけさせてしまった結果,全国各地で大量の教員不足現象が生じたのであった。

津久井郡の場合でも,「教師交替のため1ヶ月乃至2ヶ月にわたる空白期間は自然休校となり,校運甚だ不振のところも多かった」という⁽²⁾。

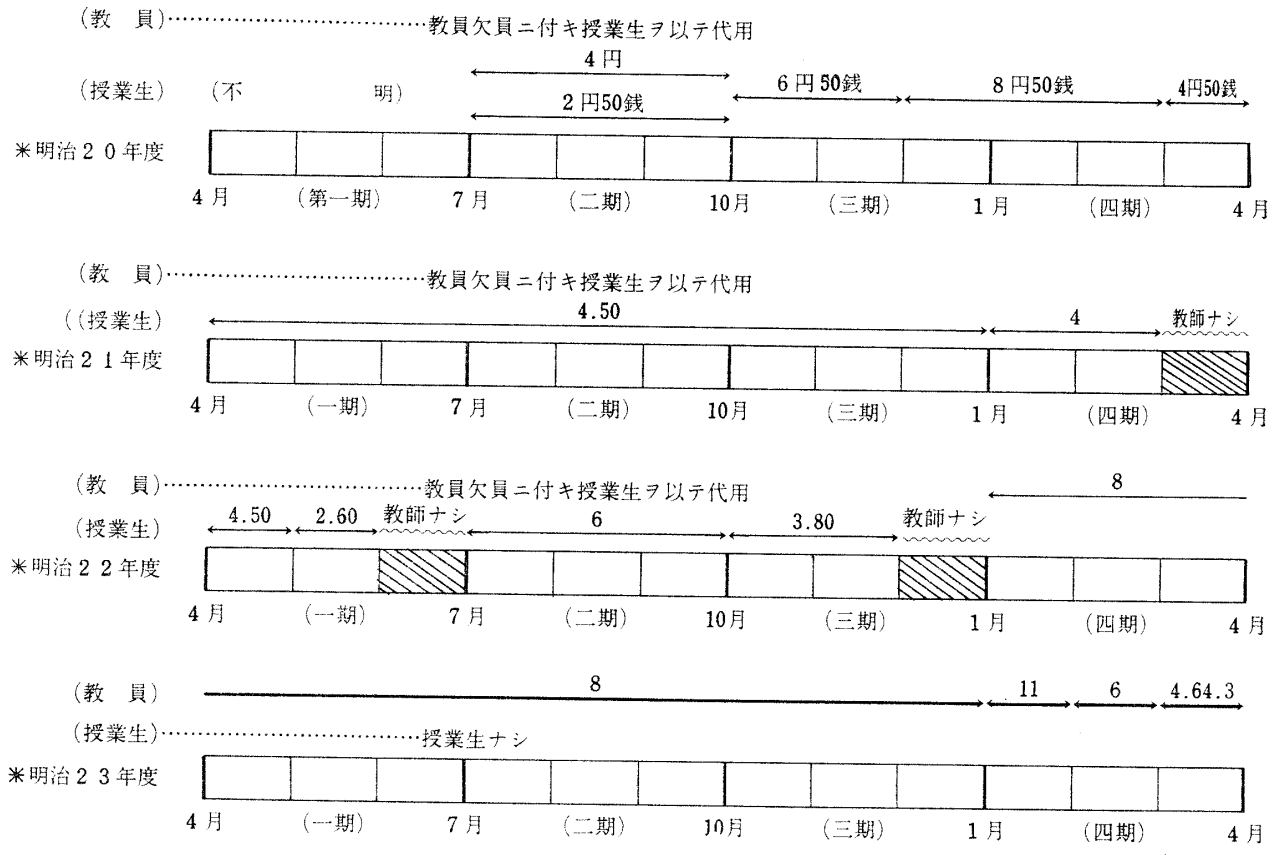
ところで,当時の青根学校における教員交替の目まぐるしさと,教員不足の程度がどの程度のものであったかを「西協和学校(青根学校)収支月計簿」(明治20~23)によってしめしてみよう。(次頁の「教員交替状況」図を参照)

この図表は,次のような理由によりきわめて不正確な便宜的なものであることをおことわりしておかなければならない。

まず,俸給額の違いによって教師の数を算定しているところがあるということである。

たとえば,明治20年度の第2期(7月~9月)には4円と2円50銭の二人の授業生がいたのが,3期(10月~12月)になると6円50銭の俸給をえる別の人の授業生に交替したように私は表を作っておいたが,案外,第2期に働いていた授業生の何れかの人が,第3期から6円50銭の俸給で働くようになったのかもしれない。また,明治21年度の第4期(1月~3月)には,4円の授業生が1~2月の2ヶ月勤務して,3月の1ヶ月に教師が1人もいないように作表されているが,これは第4期には4円の授業生が2ヶ月間俸職していたという「収支月計簿」の記載から便宜的に作ってみたもので,意外と教師(授業生)が1人もいなかったのは21年度の1月から2月であったのかもしれない。

教員の不足と交替状況(青根学校)



また、明治20年度の12月から3月まで、表によれば8円50銭の授業生が1人で教鞭をとっていたようになっているが、これは「収支月計簿」の「事由欄」に記載されている「(授業生)12月より8円50銭1人」とあるのに従ったまでなのである。ところが、明治16年12月17日の神奈川県布達乙292号が「町村立小学校補助員の俸給は1か月7円を超過すべからず定む」⁽⁹⁾という規定や、また、明治19年の「戸長月事会筆記」に見られる「教員、補助員給料ハ郡中一定ナラシメン為メ出席員、投票ヲ以テ定メル云々」以下の「訓導3等金11円~同7等金5円25銭、補助員甲金5円40銭~丁2円70銭」の規定から考えてみて、月給8円50銭の授業生というのはいかにも合点のいかぬことなので、これは、実際には2人の授業生の月給総額が8円50銭であり、それを1人分として記載したのかもしれない。しかし確かなことは何もわからない。

そのような色々な欠点はあるにしろ、当時の青根学校の教員不足の状況と教員交替のはげしさについてのおおまかな動向は推測できるものと思われる。

先に見たように創立以来ほぼ2名の教師を常時もってきた青根学校は、明治20年の10月頃より1人になってし

まっている。それどころか21年度の第4期、22年度の第1期と第3期にはそれぞれ1ヶ月間全く教師が存在しない事態さえ生じている。この間生徒たちはどのような状態におかれたかは不明であるが、多分1ヶ月間、次の教師が来るまで休校になるか、さもなくば、年長者の生徒が面倒を見て自学自習のようなやり方で過したか、又は、村の識者、が交替で教壇に立って急場をしのいだかのいずれかであっただろう。(この頃はまた、津久井郡や神奈川県のみならず、全国的に就学率が最低に低下していることに留意。本稿第1章第3節の第4表「就学率の変動」を参照されたい)

なお、青根学校において正規の教員(訓導)が定着するのは、明治31年頃と思われる。

明治21年度の「西協和学校(青根学校)経費支払証」によれば、この年度のほぼ1年間、加藤福太郎という授業生が1人で教鞭をとっている事がわかる。彼は毎月、自分の給料の受領証と学校経費や試験経費等の受領証を時の「青野原村外老ケ村戸長役場、山口陸」宛に書き送っている。彼は現在の校長や教務主任の仕事までも1人でやっていたわけである。

なお、青根学校に校長がおかれるようになったのは、明治27年以降のことである。川尻学校では、明治15年に赴任し前任者との間にトラブルをひきおこした——第1章第2節参照——山本肇訓導が、同16年には訓導兼校長心得となる、18年に正式に校長と呼ばれるようになっていく。校長職は、自由民権運動のみならず、当時の明治政府に対する反対分子を教育界から排除するために設定された「学校教員品行検定規則」や「小学校教員心得」等と前後して発せられた太政官達第52号「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」（明治14.6.18）によって法制上成立し、さらに明治19年4月の「小学校令」によって、学校長や訓導の名称が法的に確立されたのである⁽⁵⁾。校長職の成立の過程は、また、学校機構が政府の権力機構の中に組みこまれていく過程でもあるが、青根学校の場合は、先に見たように校長どころか、師範教育を受けた「正規」の教員を確保することすら思うにまかせぬ状態であった。

話題はわかるが、明治21年度の「学校経費支払証」の綴りから、この年、長田孫作なる「小使」（用務員）が働いており、毎月20銭の給料をえていたことがわかる。

多分、彼は毎日勤務するのではなく、月に何回か学校へ出て用務を行ったものと思われる。それとも、青根学校の借家料支払い名義が常に長田孫作となっていてところから判断して、彼は学校が借りている「校舎」に泊まりこんで管理し、部屋代を免除してもらいかわりに月20銭というきわめて少額の給料に甘んじて働いていたのかもしれない。

後者の可能性の方が強いように思われる。

なお、生徒数は、18年から24年までの間は全くわかっていない。明治17年の男子28名、女子5名、計33名の数字と明治25年の男子28名、女子7名、合計35名という数字から考えてみて、この間もほぼこれらの数と大同小異であったと推測してもいいだろう。

註

- (1) 「明治18年度協和学校収支月算簿」（資料18—3参照）。
- (2) 『郡勢誌』347頁。
- (4) 神奈川県教育センター編『神奈川県教育史年表・明治編』49頁。
- (5) 金子照基、前掲書253頁、339頁。

5 学務委員

明治17年9月22日の「村会議決書」（青野原村外老ヶ村連合会）によると、当連学区に1名の学務委員を置き、年俸金42円を給するものとし、さらに旅費片道1里4銭、1泊賄付25銭、職務取扱諸費年5円40銭等の給付額を決めている。（資料17—1を参照）

これが額面通り支払われたか否かは不明である。も

し、この金額通りの年俸及び諸費が支払われたとすれば、同年の学校経費が337円であるから、約14%となり、かなりの高率となる。

なお、18年の「予算議案」（資料18—1）によって全教育費（321円24銭）中にしめる学務委員関係経費（給与、諸費合わせて33円96銭）の割合は、約10%でこれとても決して低い率とはいえないのである。しかし、これは予算決議書による数字であるので、実際支出されたか否かは不明である。連合区制による学校経費の節減の中には、また、学務委員の統合による経費の切りつめの意図も含まれていたと考えられよう。

後述するように学務委員制度は18年の「教育令改正」によって形式的には廃止されてしまうのだが、実質的には、明治21年度の「西協和学校経費支払証」に見られる如く、「学校委員」あるいは「学事委員」として、22年の「市町村制」及び23年の「改正小学校令」によって学務委員が新国家体制の下で復活してくるまで存続し、機能しつづけてきたものと思われる。

21年度の西協和学校（青根学校）の学校経費の全支出が約83円であり、そのうち「学校委員手当」が6円（1月50銭）であるから、比率は約7%である。これは、前に見た「予算議案」の中の比率とくらべてかなり低い。

これは、学務委員経費というものとは実際この程度のものであったのかそれとも、「教育令改正」によって学務委員制度が法的に廃止されてしまった後の数字であるからなのか、よくわからない。

周知のように、学務委員制度は、明治12年の『教育令』の「地方分権主義の中核的行政機関」⁽⁴⁾として誕生し、明治政府権力の地域住民に対する官僚的教育統制の末端を担う機構として位置づけられると同時に、『教育令』の第11条「学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ」の規定に示されているように、当時の公教育の物的条件や内容上の不備、また、住民の生活実態から遊離した就学の強制等に対する地域住民の不満を代弁せざるをえないという矛盾した性格を持っていたのであった。

換言すれば、明治政権は、「学制」でかかげた全面的な公教育の普及と浸透——そこには当然、反封建、反村落共同体的志向がこめられていた——を急速に確立するために、最も地域住民に密着している伝統的な村落機構の擁護者たる地方ボスを公教育体制の末端に、例えば「学務委員」として、組み入れることによってこれまで政府の強制する公教育制度に反発する形で発散してきた（学校打ちこわし等）住民のエネルギーを逆に吸上げようとしたのであった。

しかし、明治10年代初頭から半ばにかけて、日本全土を襲った自由民権運動の強力な推進者群が、こうした地方ボスである地方の豪農・中農層であったから、彼らは積極的に地域住民のエネルギーを吸収することによって、公教育体制の末端で明治政権の論理に対決する可能性は十分存在したのであろう。（神奈川県の場合については、本稿第1章第1節を参照）

かくして、政府は13年の「改正教育令」14年の省達2号「学務委員薦挙規則起草心得」同14年6月の太政官布告第35号等の法令・布達を矢つぎばやに出し、学務委員を「人民ノ選挙」によって選ぶことを止め、それにかえて、府知事県令に選任権を与え（「改正教育令」第10条）また、これまで支払うか否かは其町村の判断にまかせられていた学務委員の給料や旅費、職務取扱費等の給付を義務化し（太政官布告第35号）、そして一気に学務委員を住民から切り離し、公教育体制の末端に位置づけようとしたのであった。

明治公教育体制の末端機構としての「学務委員（制度）」の業務内容がどのようなものであったかを、明治15年3月3日の神奈川県布達学乙第30号「学務委員事務事項」によってみてみよう。

学務委員事務要項

学務委員ハ教育令ノ旨趣ヲ奉シ、県庁ノ指揮ニ従ヒ、其学区内ノ学務ヲ幹理スベシ。其事務ノ要項左ノ如シ。

- 第1項 町村立学校・幼稚園・書籍館、設備・廃止・分合・移転・改称等ノ件ヲ調理スル事。
- 第2項 私立学校・幼稚園・書籍館、設備・廃止・分合・移転・改称等ノ件ヲ調査スル事。
- 第3項 巡廻授業ノ方法・施設ノ件ヲ調理スル事。
- 第4項 町村立小学校ニ代用スル私立小学校ノ件ヲ調理スル事。
- 第5項 学令児童ヲ調査シ、及其就学ヲ勧誘督責スル事。
- 第6項 貧困児童等就学ノ方法ヲ施設スル事。
- 第7項 町村立学校・私立小学校教授ノ利害得失ヲ視察スル事。
- 第8項 （私立学校小学校ヲ除ク）。教旨ノ利害ヲ視察スル事。
- 第9項 家庭教育施設ノ件ヲ調査スル事。
- 第10項 町村立学校私立小学校生徒及巡回授業ノ児童試験ノ諸務ヲ整理スル事。
- 第11項 郡区長ノ指揮ニ従ヒ家庭教育ノ試験ニ関スル件ヲ調理スル事。
- 第12項 （私立学校小学校ヲ除ク）。生徒ノ試験ニ臨視

スル事。

- 第13項 学校・幼稚園・書籍館職員ノ能否・勤惰及品行等ヲ視察スル事。
- 第14項 町村立学校・幼稚園・書籍館・建築・修繕ノ件ヲ調理スル事。
- 第15項 私立学校幼稚園・書籍館・建築・修繕ノ件ヲ調査スル事。
- 第16項 町村立学校・幼稚園・書籍館、図書・器械・表簿等ノ整備、又ハ保存ニ注意スル事。
- 第17項 私立学校・幼稚園・書籍館・図書・器械・表簿等ノ整否ヲ視察スル事。
- 第18項 町村立小学校教則斟酌ノ件ヲ調理スル事。
- 第19項 私立小学校教則斟酌ノ件ヲ調査スル事。
- 第20項 町村立学校・幼稚園・図書館校教則・（小学校ヲ除ク。）保育規則、其他諸規則制定、更正ノ件ヲ調理スル事。
- 第21項 私立学校・幼稚園・書籍館教則（小学校ヲ除ク。）保育規則、其他諸規則制定更正ノ件ヲ調査スル事。
- 第22項 町村立学校・私立小学校生徒ノ入学・退学、及ビ町村立幼稚園、幼稚ノ入園・退園等ニ関スル件ヲ調理スル事。
- 第23項 町村立学校幼稚園・書籍館職員進退・雇罷及ビ給料・旅費・手当金等ニ関スル件ヲ調理スル事。
- 第24項 私立学校・幼稚園・書籍館職員罷免ノ件ヲ調査スル事。
- 第25項 町村立学校・幼稚園・書籍館等ニ関スル資産経費ヲ管掌スル事。
- 第26項 学事ニ関スル町村会評決ノ件ニ參與スル事。
- 第27項 町村立学校・幼稚園・書籍館等ニ関スル寄附金又ハ物品ノ件ヲ調理スル事。
- 第28項 町村立学校・幼稚園・書籍館ノ敷地ニ関スル件ヲ調理スル事。
- 第29項 学校・幼稚園・書籍館職員及ビ生徒・幼稚等、褒賞・懲罰ニ関スル件ヲ調理スル事。
- 第30項 学事ニ関スル篤志尽力ノ者ヲ具状スル事。
- 第31項 町村ニ於テ開設セル教育会ニ関スル件ヲ調査スル事。
- 第32項 学校ヲ集会等ニ充用スルノ件ヲ調査スル事。
- 第33項 学事ニ関スル表簿ヲ調製スル事⁽⁴⁾。

尚、明治18年の「教育令改正」（太政官布告第23号）によって、学務委員制度は姿を消し、これまでの学務委員の仕事はすべて、形式的には区戸長の職務に付加されることになったのである。

しかし、この措置によって、学校運営上いかに重大な

支障が生じ、学務委員制度の復活を求める声が、いかに強く各府県当局から発せられたかを、金子照基氏は学事報告書によって報告している⁽⁶⁾。それによると、明治19年には東京府では「小学校委員規程」が制定されており、その後全国各地で社会的要請として、以前の学務委員にあたる「学事委員」が制度化されていることがわかる。

いかに学務委員制度が地方教育行政にとってすでに不可欠のものとなっていたかが理解されよう。

神奈川県全体の場合については、資料を欠いているので具体的な県達番号とその内容を明らかにしえないが、我々の持っている資料中「明治21年度西協和学校経費支払証」（資料編21—1）に見られる「西協和学校委員、井上福太郎、なる記述は、明らかに青野原及び青根村においても、以前の学務委員に相当する人物が存在していたことを証明している。

次章で触れるように、この井上福太郎は明治22年4月1日より施行された「市制・町村制」の第65条（町村制——町村ハ町村会ノ議決ニ依リ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得其委員ハ名誉職トス云々）によって、村の「学務ニ関スル常設委員」に選ばれている。この委員は町村会議員又は町村公民中の選挙権を有する者によって選挙されることになっていた（同65条）ので、地区と村のボスや有力者が選ばれる場合が大部分であった。

井上福太郎の場合もその例外ではなかった。（次章参照）

（学務委員制度が、明治政権下の新しい国家教育体制の下で復活してくるのは、明治23年10月の「改正小学校令」においてである。その第70条にいわく。「市町村長ハ市町村ニ属スル国ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小学校ヲ管理ス云々」。第79条「町村ハ教育事務ノ為町村制第65条ニ依リ、学務委員ヲ置クヘシ云々」。⁽⁶⁾）

註

(1) 金子照基『明治前期教育行政史研究』177頁。

(2) 同上237頁。

(3) 『横浜市史稿』146～7頁。

(4) 同上、181～4頁。

(5) 金子前掲書335頁。

(6) 『明治以降教育制度発達史』第三卷。

（楠原 彰）

第3章 尋常青根小学校の展開

1 学校と地域

明治22年2月11日に発布された「大日本帝国憲法」は、神奈川県下津久井郡川尻小学校では次のように迎えられた。

明治22年2月11日、憲法発布無比ノ大典ナルヲ以テ生徒ヲ集メテ祝賀式ヲ行フ。不幸大雪ニ会シ道路不便來集スルモノ僅ニ24・5名ニ過ギザリシ(『川尻小学校沿革誌』)

「教育ニ関スル勅語」(明治23年10月)と並んで日本近代の政治的、道徳的価値体系の根幹であった「大日本帝国憲法」の出発としては「不幸」な出来事であったという外はない。この「不幸」は単なる気象条件の悪戯のゆえであったが、憲法発布そのものは、支配権力が明治10年代にこの地の人々が自由民権運動へ注ぎこまんとした人民的エネルギーを解体し、天皇制国家体制の枠組みのなかでそれらを体制的エネルギーに再編成しおえたことを意味した。この人民的エネルギーは、「近代」化をすすめる基盤としての公教育に吸収され、村落間で学校規模、就学率を争うような孤立分散した状態へと顛落していった。

憲法発布を「無比ノ大典」として受けとめたところには、もはや「民権拡張」の論理的残滓もなく、ただただ中央集権国家の末端(細胞)機構としての学校とその支配イデオロギーとしての教化思想が存在するだけである。

こうした状況は「教育ニ関スル勅語」「御真影下賜」にいたるとますます悲劇的になってくる。郡下の各学校は「両陛下御真影下付願ヲ宮内大臣ニ提出」し、中心校川尻小学校では「御真影ヲ下賜セラル聞テ村長八木七之助首席訓導齊藤己之助奉迎之為メ県庁ニ出頭シ他職員生徒及村内有志者ハ八王子停車場ニ奉遵ス本校御着八点燈後ナリ」という有様であった。そして、翌年1月には各校こぞって「御真影奉載式ヲ挙行シタ」のである。

翻ってみるに、明治20年代の教育は、天皇制教育体制の確立期であり、視点を末端の学校にすえると、教育制度、内容のみならず地方自治制度も中央集権化へと整備統合されてゆく時期である。明治23年に改正された「小学校令」(勅令第210号)と「地方学事通則」(法律第89号)は、明治21年に公布された「市制町村制」(法律第1号)にともなって「自然其必要を見るに至った」⁽¹⁾とされている。市町村制発布に際して、政府の理由書には

「市町村ハ住民ヲシテ市町村ノ為メニ義務ヲ尽サシムルノ権利ナカル可カラスシテ此権利ナキトキハ共同ノ目的ヲ達スルコト能ハサルハ上既ニ之ヲ論述セリ其義務ノ広狭ハ市町村事業ノ範圍ニ從ハサル可カラス其事業ハ全国ノ公益ノ為メニスルモノアリ或ハ一市町村局部ノ公益ヨリ生スルモノアリ其全国ニ公益ニ出ツルモノハ軍事、警察、教育等ノ類ニシテ是皆別ニ規定ス可キモノトス」⁽²⁾と記述されている。これは教育を軍事、警察と並べて国家の枢要となる事業と扱えたものであり、地方自治体にとっては教育は国家の「委任事務」にすぎず、「市制町村制」などの一連の地方自治制度の整備はより一層天皇制国家が専有する事業の行政組織系統の確立化をすすめたにすぎない。

すでに見たように県下の僻地津久井郡においても憲法発布、教育勅語奉戴に見られる教育現場での画一化は進行していたが、この事実を支える日常的な教育営為はどのような状況にあったのだろうか。

郡内の一般的な教育状況は次の回顧談によってある程度窺うことができる。

今年57才になる私は、今より50年前(註明治20年)といえは丁度8才の時、小学校に入学した歳である。その時代のことを考えると全く寺小屋式教育法であった。(中略)先生は無資格者で授業生と称して、その内一人だけ訓導と称して千葉師範学校卒業の渡辺伝次郎という先生のいたことを記憶している。入学するとすぐに『凡そ地球上の人類は五つに分れたり。亜細亜人種、欧羅巴人種……』という読本を棒読みに読ませられたものだ。それから明治23年長くも教育勅語が下賜された。その時私の学校でも教育勅語奉読式が盛大に挙行されたことを記憶している。(中略)式を行うにオルガンもない。隣村の中野村から借用したものだ。その上唱歌を唱う児童もオルガンを弾く先生も、皆中野学校に依頼した。もちろん私達児童は初めてオルガンを見たわけだ⁽³⁾。

これは学制実施期ではなく、明治20年代の郡下の状況なのである。

明治22年4月、文部視学官檜垣直右は川尻小学校を訪問して授業を視察した後、職員戸長も集めて「文部大臣、交迭市町村制ノ実施等アルモ文部ノ主義ニ於テハ一定不変ナリ且本校ハ本県ニ入りテヨリ始メテ見タル学校ラシキ学校ナリ以後益々奮勉シテ失墜ナカラシメンコト望ム」⁽⁴⁾と演述している。川尻小学校は郡下の中心校であり、教師の教育思想をめぐって村内が二派に分れて抗争する⁽⁵⁾ほどに教育関心は高かったのである。したがって、檜垣は八王子方面から神奈川県に入って「学校ラシ

キ学校」として川尻小学校を見たのであるが、当青根学校はどのような状態であったか。

明治22年、市制町村制の施行にともなって青根村は青野原村と分離し、西協和学校は青根学校と校名を変更した⁽⁶⁾。

独立校として再出発したのであるが、「明治23年度西協和学校経費」(資料編23-3)に見られるように、教育費予算の約25%を占めている授業料収入は生徒の休業が多かったために当初の予算を大幅に下回っている。この時期は、明治10年代後半からの慢性的不況を未だ脱しきっておらず、「窮乏の町村財政下に、学校運営は困難を極め、教育費は町村財政の最大の癌となっていた」⁽⁷⁾のである。図表「村費と教育費」()はその事実を明きらかに示している。また、青根村では村税の外に、教育費寄附を賦課割で徴収して、教育費増による財政難を切りぬけようとしている。この傾向は全国的にも見られ、「区町村の授業料歳入を見れば、小学校令の公布以後とくに急増の一路をたどり、地方公費の抑制といちじりしく対照をしめしている。授業料徴収額の急増は、公費の漸減が不況を反映しているだけ、いっそう人民の直接負担のきびしさをものがたる」⁽⁸⁾と考えられている。

当時の授業料は「本郡においては多く3~5銭程度であって明治20年頃に至っても、これにわずか1~2銭の増額をしたに過ぎないのが普通であり」⁽⁹⁾、西協和学校(青根学校)の明治23年度の授業料収入の内訳は次のようになっている。

第1期	10銭	12人	8銭	9人半
	6銭	20人	5銭	5人
第2期	10銭	15人	8銭	12人
	6銭	25人	5銭	36人
第3期	10銭	18人	8銭	14人
	6銭	35人	5銭	48人半
第4期	10銭	17人	8銭	9人
	6銭	31人	5銭	63人

この授業料単価は月額であり、それぞれの人数は延人数となっていると推定される。全国的にも明治20年の段階では授業料額10銭以下が圧倒的で、全体の5%をしめている。児童数40名前後の青根学校で授業料額5、6銭の占める割合が高く、しかも第3、4期になるにしたがって低額負担者の納入が急増していることは、授業料額が低所得者層にとって大きな負担であったと同時に学務関係者の授業料納入督促が強くすすめられていたことを示すのではないだろうか。

教育内容においても校舎建築に関する答申書(明治27年11月)で「現行ノ教科目習字、修身、読書、算術、作

文」があげられているように、実用的な基礎教科が寺子屋教式で行われ、それに必要な教科書、教具なども十分になかったと考えられる。明治27年の「学令児童は男47、女61、計108名であるのに、実際に就学している数は約3分の1の39名に過ぎなかった」⁽¹⁰⁾ので、その後就学率が飛躍的に伸びたとされる明治36年でさえも児童数95名、教科目にいたっては下表のようにかなり制限されたものであった。

(週時間数)

学 級	教 科				
	修身	国語	算術	体操	計
1	2	10	5	1	
2	2	6	5	1	

諸設備がいかに貧弱で、そのことが教育の発展にどんなに妨げであったかを示す資料「書籍器械・器具の新調について」(資料編26-2)がある。こうした書籍、器械器具の欠乏は財政にしめる教育費の割合が高く、とても備品類を購入する余裕はなかったことを示している。時期はやや下るが明治36年の「尋常青根小学校ニ属スル帳簿冊図書並規則類之部」(資料編36-2)が当時の備品、教材の設備状況を知るものとして解りやすい。

ここで教育費寄附負担者と地方税等の戸数割等級表(村内の経済的位置を示す)との関係を考察してみよう。

明治29年度の教育費寄附名簿から次のような関係がでてくる。

等級	寄付金	戸数割個数 (一戸平均)
1 柳川 新兵衛	13円	$\left. \begin{array}{l} 45円50銭 \div 19戸 \\ \text{円} \\ = 2.395 \\ \text{(一戸平均)} \\ [39倍] [6.1] \end{array} \right\}$
井上 古六	9.50	
2 井上 福太郎	7	
佐藤 縫之助	15	
5 柳川 弥助	1	
6 永井孫右衛門	6	$\left. \begin{array}{l} 21円20銭 \div 48戸 \\ = 0.442 \\ [7倍] [3.2] \end{array} \right\}$
8 関戸九右衛門	7	
10 太田 周助	8	
松本新右衛門	0.20	$\left. \begin{array}{l} 3円97銭 \div 62戸 \\ = 0.062 \\ [1] [1] \end{array} \right\}$
11 山口 権九郎	1.49	
13 山口 作太郎	0.90	
14 高城角右衛門	1.58	

等級割の内訳は

1等~5等	19戸
6等~10等	48戸
11等~15等	62戸

であるから、等級別の下層 $\frac{1}{3}$ が全村の約半数にのぼり、貧困者が多数を占めていたのである。父祖伝来の田畑とはいえ谷あいの段々畑と養蚕と山林が収入の全部であったこの地の住民にとって、月々の子弟の授業料は相当の負担であっただろう。

地方税に比較して個人の自発性に入る余地があった「寄附」の場合、富民層は貧民層の約39倍という高い負担をしているが、これは富民層が経済的に恵まれていただけでなく教育等全村の問題への関心が高くその関与が可能であったことを示している。たとえ教育の効果が自覚されなくとも子どもを学校へあげることによって村内の和が保たれたのであろう。

村内の人的構造をみるために次表をかかげる。

等級	役職 (明治29年)	
1	山口 陸 村 長	}
	柳川 新兵衛 村 議	
	井上 古六 共有地委	
2	井上 福太郎 村 議	}
	佐藤 縫之助 "	
3	井上卯右衛門 "	}
4	井上 喜助 書 記	
6	永井孫右衛門 村 議	
8	関戸九右衛門 "	}
	永井 金龍 "	
	山口 初次郎 "	
9	佐藤九郎右衛門 共有地委	}
14	関戸平右衛門 共有地委	
	平均	

$\frac{7人}{19} \times 100 = 36.8\%$
 $\frac{5人}{48} \times 100 = 10.4\%$
 $\frac{1}{60} \times 100 = 1.6\%$
 $\frac{13}{137} \times 100 = 9.5\%$

同表によれば、等級別上位 $\frac{1}{3}$ までの者はその $\frac{1}{3}$ 以上が29年度の役職者であり、村長、村議、村吏など持ち廻りの傾向が強いから役職経験者を含めるとその割合は非常に高くなる。ただし、これらの役職は一種の名譽職的性格のものであるから、給料等は無給乃至極く薄給であった。青根村村政は富民層によって動かされ、貧民層は半ば強制的に教育費寄附金までも徴収され、滞納しつつ村政に協力を強いられたのである。

明治23年の学務委員に関する報告書(資料編23—1)は、「市制町村制」第65条⁽⁴⁾を受けて、学務委員の分掌事項を明きらかにしたものである。「学令児童ノ就学ヲ督責」し、「村内教育ノ普及ヲ計ル」などの一般的規定の外に具体的な分掌事項を決定している。

学務委員は村長、村会議員と共に村政にとって重要な職務であり、青根村においては比較的若い世代がその要職にあった。明治23年に学務委員に選挙された井上福太

郎は当時25才であったし、明治25年に選挙された井上喜助は30才であった。この両名によって明治20年代の学務委員は担当されたのである。井上福太郎は「地方税賦課等級」では村内2等級に属していたが、「明治21年度西協和学校経費」では全体の平均約30銭のところ、壹円を寄附して最上位にあるから、村内では比較的富裕な階層に属し教育に関心があったのであろう。また、井上喜助の場合も27才で村会議員に当選するなど村内では富農層にあり、時代の潮流をとらえうる人物であったと考えられる。ここで注目すべき点は、このような僻村にさえ明治維新の新しい空気が流れこんで20代の若い世代が村政の要職にあったことである。

自由民権運動がかってこの地の人民の魂をゆりうごかしたように、これらの人々が教育を国家の「委任事務」としてでなく、まさに自己の国民形式の運動や思想として自由にとらえることができていたとすれば、もっと地域の状況をリアルに反映した生き生きとした教育状況を生み出していただろう。しかし、それは、明治10年代になれば構想しえた未来図ではあっても、大日本帝国憲法公布後ではもはや幻想にすぎない。

このように教育の未来図が描き出せなくなったとき若き井上福太郎や井上喜助をとらえた仕事は、単調で権力主義的な上意下達の教育行政であった。

たとえば、「小学校校数及位置の件」(資料編24—1, 2, 3)をめぐる文書の往復は、「小学校令」第26条 市ニ於テ設置スヘキ尋常小学校ノ校数並位置ハ府県知事其市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ 町村ニ於テ設置スヘキ尋常小学校ノ校数並位置ハ郡長其町村ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

に基いて行われたものである。この文面からは府県知事、郡長に小学校設置の権限が移譲されたかに見えるが、教育が「委任事務」であるかぎり地方自治の原則の発展とはなんら無関係なのである。

明治21年の「県制町村制」によって隣村牧野村大川原地区の教育事務委託をうけいれることを村会が答申をしている。

第28条 郡長ハ一町村内ノ就学スヘキ学令児童ノ数一尋常小学校ヲ構成スルニ足ラスト認定スル場合又ハ一町村内ノ就学スヘキ学令児童ノ数一尋常小学校ヲ構成スルニ足ルモ道路ノ遠隔若クハ困難ナルカ為適度ノ通学路程内ニ於テ一尋常小学校ヲ構成スルニ足ルヘキ数ヲ得ルコト能ハスト認定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其町村ヲシテ尋常小学校設置ノ為他ノ町村ト学校

組合ヲ設ケシメ及其学校組合ニ於テ設置スヘキ尋常
小学校ノ校数並位置ヲ定ムヘシ

二 其町村ヲシテ其町村内ノ就学スヘキ学令児童ノ全
部若クハ一部ノ教育事務ヲ他町村又ハ町村学校組合
若クハ其区ニ委託セシムヘシ

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ 道路ノ遠
隔若クハ困難ナルカ為其児童ヲシテ其町村ノ尋常小学
校ニ通学セシムルコト能ハサル事情アリト認定スル場
合ニ於テハ前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村学校組合ニシテ前項ノ事情アリト認定スル
場合ニ於テハ本条第1項第2ノ例ニ依ルヘシ

これによって明治24年10月1日、牧野村大川原部落の
教育事務の委託が決定した。

このように教育費が受益者負担の原則によって考えら
れているかぎり、青根小学校とその地域の教育状況は飛
躍的に発展することはなかった。明治20年代にはいって
も学校規模、教授法、教材教具などは寺子屋の域を出る
ことはなかったが、教育行政組織、学校で行われる国家
的行事のみが画一化されていた。

註(1) 『明治以降教育制度発達史』第3巻44頁

(2) 同上 51頁

(3) 『津久井郡勢誌』333頁

(4) 『川尻小学校沿革誌』

(5) この事件は『津久井郡勢誌』によれば「明治15年新任訓導
(首席訓導で校長を欠く学校では学校代理)を迎えるにあたり、
前任者(校長代理)の留任を欲するものと、新任訓導を
推すものとの二派に別れ、両々対抗してゆずらず、ついは一
派は別に私立塾を設け、子弟を託するにいたった」とある。
なお詳しくは本稿第1章第2節参照。

(6) この記述は『津久井町郷土誌第1集青根編』(以下『郷土
誌』と略す)73頁によっているが、わたしたちの調査した青
根文所蔵文書では「明治24年度西協和経費收支精算」のよ
うに旧校名を使用しており、明治25年度からは村立尋常青根
小学校となっている。これは「各小学校は新令により明治25
年学期始めより実施し、校名を次の如く改称した。神奈川県
何郡何町村立尋常何小学校」(『横浜市史稿』第5巻239頁)に
付合する。

(7) 『津久井郡勢誌』328頁

(8) 井上久雄『近代日本教育法の成立』503頁

(9) 『津久井郡勢誌』338頁

この記述に比べて青根学校の授業料は高いように考えられ
るが、前掲井上論文などの指摘によると平均的である。

(10) 『津久井町郷土誌第1集青根篇』85頁

(11) 市制町村制(明治21年4月25日法律第1号)

第65条 町村ハ町村会ノ議決ニ依リ臨時又ハ常設ノ委員ヲ
置クコトヲ得其委員ハ名誉職トス

委員ハ町村会ニ於テ町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有
スル者ヨリ選挙シ町村長又ハ其委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ委
員長トス

常設委員ノ組織ニ関シテハ町村条例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設
ケルコトヲ得

2 校舎新築

明治20年代の青根尋常小学校にとって最も画期的な出
来事は、明治27~28年にかけての校舎新築であった。

協和学校青根分校のときに校舎(長蔵院)を火災で焼
失し、個人宅を仮校舎にしていたが「ここはあまり適当
でないので、いずれどこかへ学校を建てなければと考え
ていた村当局では、青野原村との戸長役場時代の20年12
月に、駒入原1330番地外三筆を学校敷地にあてることを
決めた」⁽¹⁾のである。その後、町村制の改正にともなっ
て「尋常小学校校数並位置」について郡役所から諮問が
あり、村会を開いて協議したが、新校舎建築という具体
案はできなかった。村財政に新校舎建築のゆとりがなかつ
たこと、就学率が低く教育の意味が地域住民に理解され
なかったことが原因であろう。

明治27年になり、「校舎建築の気運は急に盛り上り」⁽²⁾、
村当局は青根村村社諏訪神社境内に小学校建設の認可願
を提出したが、県より「書面願之趣聞届ケ難シ」の回答
で不認可となった。

そこで改めて予定地駒入原に校舎建設を決めた。それ
は「村会議決書」(資料編27-18)の「第1条 当青根
村村立尋常青根小学校校舎ニ村役場併立建築スルモノト
ス。第2条 右建設位置ハ本村字駒入原1131番、1138番、
1139番へ建築スルモノトス」に見ることができる。この
決定によって村当局は再度郡役所へ願出たところ、校舎
設備等に関して照会があり、次の答申書で応えた。

第212号

答申書

当尋常青根小学校同舎設備ニ関シ本日 12 日付津庶第
2205号御照介ノ趣承左ニ相調答申仕候也

明治27年11月30日

村長 山口 陸

郡長

松尾豊材殿

取 調

1 設備ニ要スル経費予算金 147 円ニ対スル仕様見積
リハ別紙請負契約書写ノ通りニ有之候

1 全村図併今回設備ノ箇所及現今ノ学校図ハ別紙ノ
通りニ有之候

1 学校敷地実測図其他ハ別紙図面ノ通りニ有之候

1 甚暑冬寒ノ最高低並ニ夏季冬季風ノ方向

最高温度 華氏90度

最低寒気 " 28度

風ノ方向 夏季ハ北ヨリ南へ

冬季ハ東ヨリ西へ

- 1 修業年限 四ケ年
- 1 現在生徒数ノ学年別人員将来増加スヘキ生徒ノ学年別人員

1 学年 18人 内男13人 女5人
 2 学年 13人 内男11人 女2人
 3 学年 5人 内男5人 女0人
 4 学年 3人 内男3人 女0人

将来増加スヘキ生徒ノ学年別人員

1 学年 20人 内男9人 女11人

- 1 教員ノ資格及其員数

正教員 1人 但現今欠員中

- 1 現行ノ教科目

習字, 修身, 読書, 算術, 作文

- 1 通学最遠距離 32町

- 1 教員ノ俸給額 金8円

- 1 1ケ年ノ経費 金125円

- 1 通学区域 当青根村並牧野村字大川原

かくして、郡長松尾豊材より校舎建設の認可が下りた。時に明治27年12月28日のことであった。

明治27年度予算は校舎建築を見込んで収入 562.711 円 支出547.480円の大型予算を組んだ(資料編27-17)。そして校舎建築費 147 円を計上しているが、それは「建築費用ハ明治25年中岩田武雄⁽⁹⁾外 1 名ヨリ寄附シタル元利

金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス」(資料編27-18)によるものである。新築工事の契約書と図面を次に掲げる。

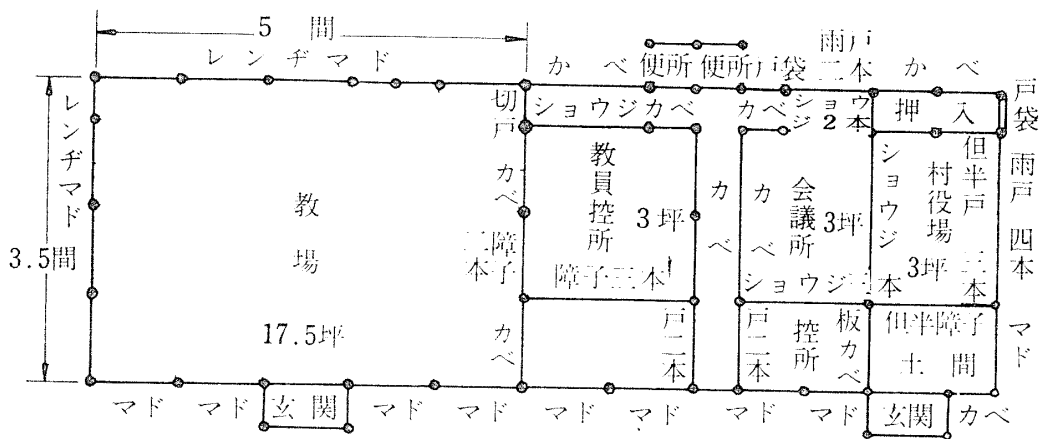
契約書

津久井郡青根村尋常青根小学校及同村役場併立新築工事請負ノ件競争入札ノ上村長山口陸ト落札人トニ於テ締結スル請負契約左ノ如シ

- 1 壹条 請負金額 147円
- 2 貳条 請負工事ノ日数ハ 160日
- 3 契約日 明治27年10月20日
- 4 板葺平屋1棟 立地1丈2尺 間口10間 奥行3間半
- 5 請負期日ニ竣工シナイ時ハ、ソノ経過日数ニ応ジ、毎壹日ニツキ、請負総額ノ $\frac{1}{100}$ ヲ減ズル
- 6 工事中ニ於テ生ズル損害ハスベテ請負人ノ負担トスル
- 7 工事ニ使用スル材料ハスベテ村長及委員ノ検査ヲウケルモノトス

村長 山口 陸
 請負人 佐藤 弥兵衛
 佐藤 弥市
 佐藤 之藏
 裾野 米右衛門

資料「小学校新築の件」(資料編27-1~15)以下一



青根村小学校併立新築工事図面

- 一、 屋根板葺
- 二、 教場天井ノ高サ板敷ヨリ九尺
- 三、 床ノ高サ二尺五寸
- 四、 ガラスマド六尺間毎
- 五、 所但シ縦三尺横二尺

請負人 佐藤 彌兵衛
 佐藤 彌市
 佐藤 久藏
 裾野 米右衛門

- 一、 板葺茅屋壹棟 立地一丈二尺 間口十間 奥行三間半
- 二、 請負金額一百四十七円
- 三、 竣工は契約の日より百六十日
- 四、 契約の日明治二十七年十月二十日

連の資料は校舎新築にともなう決定等である。この資料にもとづいて三つの問題が考えられる。第一は、校舎位置決定について、第二は新築費の負担について、第三は教員人事及び学校諸設備についてである。

「小学校令」第26条第2項により、町村で設置すべき小学校の校数及位置は郡長が各町村に意見を用いてこれを決定し府県知事の許可を受けることとなっている。すでに明治24年に郡長より諮問を受けて答申をしているが、このたびの校舎新築にともなう位置変更を決議、答申したのが資料（資料編27—1）である。

次に建築費の件は、すでに述べたように岩田武雄外1名からの寄附金を建築費に充てることを決議したのであるが、小学校校舎が役場と併立であったために寄附金の用途について郡役所から疑義が出され（資料編27—4）、結局、岩田らの寄附金は学校建築費にのみ充用して役場建築費とは分けることになった（資料編27—7）。校舎及役場建築費の資金はこうして決定し、さらに「木材運搬人夫200人」を「村内貧困者ヲ除キ」残る約100戸が「平等賦課スル事」を決めている（資料編27—9）。この間、可働人員について郡役所→青根村、青根村→郡役所の文書の往復がある（資料編27—11,12）。

いずれにしても小学校校舎建築をめぐる難しい文書による諮問、照会、答申等があり、地方自治という名の中央集権化が極度に進んでいることが理解される。文書形式の統一、使用語彙の形式化などはその側面を物語っている。

第3の教員人事等については第3節で述べるので繰返しはさけるが、校舎新築が完成しても教員数、教育内容等はほとんど変化していない。

村民待望の校舎は明治28年12月28日完成の予定であったが「雨天引続」のため期日完成がならず4月10日迄の延期等を村議会で承認した（資料編28—3）。そして、延期分10日間の借家料を請負人に負担させている。

さて、校舎は延期期日までに完成し4月18日落成式を挙行することになり、郡長に臨場を求める「上申書」（資料編28—4）を提出した。

4月18日 落成式挙行。

新校舎完成によって備品充実の必要を感じられたのであろうか、当時の小学校教員大里良丸外73人が「小学校備付品寄付」（資料編28—6）を申し出ている。

こうして村民念願の新校舎は完成した。「間口十間奥行三間半」というささやかな学校であったが、新しく独立校舎の学校を持った村民の喜びは大きかっただろう。それは翌年から就学生徒が約5割増加していることから想像できる。ようやく学校が、あるいは教育が村民の

日常生活のレベルで意識されるようになり、役場、学校が村のセンターとして注目されるようになったのもこの時期であろう。学校から聞える子どもらの元気な声の響きに村の青年指導者が心を強くし、老人たちが新しい時代の到来と日本の「近代」化をひしひしとその皮膚で感じはじめたのである。

明治28年4月7日授業開始、このとき「児童数60名、内女生徒5名、校長は大里良丸先生であった」⁽⁴⁾明治30年代になると二学級に増加するが、その基礎もこの新校舎建築にあったのである。

註(1) 『津久井町郷土誌 第1集青根編』79頁

(2) 同上 79頁。すでに明治25年の段階で「校舎建築のための寄附受付」を村会で協議しているところから見ると、かなり早い時期に新築が意図されていたが、村財政全体の状況がその実現を遅らせていたといえる。

(3) 岩田武雄なる人物の詳細は不明であるが、村税戸数割名簿などにも同人の氏名は見当らず、村外在住の村出身者で事業等で相等の成功をおさめた者ではないかと想像される。

(4) 同上 45頁

3 人 事

第1節において、学務委員、村議などが20～30代の若い世代によって担われていたことを指摘したが、青根学校の教師はどうであったか。

郡下の一般的な状況は教職員も養成機関の整うにつれ、次第に充足されてきたとはいえ、35年代においてさえも「職員欠員のため休校月余を過ごす」⁽¹⁾ということもあり、「教科の存廃などは極めて頻々と行われた」⁽²⁾のである。青根学校においても第2章の22頁の表に見られるように教員1～2名、あるいは授業生だけの年も何年か続いていた。本校にも在職した井上大助は「本郡出身者にして教員養成の機関に入学した先駆者」⁽³⁾であった。しかし全般的には地理的条件から積極的に赴任する者も少く、常に教員不足に陥っていた。

青根村西協和学校訓導、勝毛市五郎は明治法律学校内の講座入会のために村長に対して身分証明を求めている（資料編23—2）が、これは他郡への転出か転職のためのものであったらしくその後教員名として再び現われていない。

教員不足は裁縫講習会等の開催によって速成に教員養成をるところまできている。資料編(25—2)は、明治25年8月中野村で開催された講習会の規定である。

明治25年、「学級編制等ニ関スル規則」によって小学校定員の開申を求められ、「学級児童 男女8人、女7人 本科教員数 1人」（資料編25—4）を報告しているように、「明治30年代に至っても郡内学校の過半近く単級学校であったし、ほとんど大部分は複式学級であった」⁽⁴⁾か

ら、教育内容が限られていたとはいえ教師は教授上の困難に出会い続けていた。青根尋常小学校の場合は、明治36年に二部授業となり、41年に至ってようやく校舎を増築し、2学級編制による授業が行いえたのである。

その頃の教員給与は「教員給料旅費意見具申」（資料編25—6）によると、青根尋常小学校では「正教員1人給料額8円、旅費二等」であった。第2章で述べられているように教員の給料遅延不払いは30年代に入っても減少することなく、国庫負担の実現が大いに待たれたのである。そのことは逆に言えば、教員給料を中心にした教育費が当時の地方自治体の財政上大きな負担であった。

当時の郡下の状況を『津久井郡勢誌』は次のように述べている。

明治25年には「市町村立小学校教員給料旅費並諸給与ノ支払方法」の県示達があるが本郡のような財政状態の町村においては、俸給支給の延滞等行われるのは普通であり、「教員俸給延滞して支払いなきこと等を越ゆる有様にて、任に在るのも其の職責を完うする能はず」（小淵沿革誌）と教職員に言わせた悲劇が各地に生れ、「空腹につき欠勤仕候」という届を出したという後日地理学の泰斗として高名な小林房太郎氏（青根出身 協心小学校訓導）の逸話も単に皮肉な行為という事ではなく、当時の教職員の深刻なしかも精一杯の抗議であったと想われる⁽⁵⁾。

授業料収入が教育費の一部として期待され、教育費の多くが教員給料である教育予算では、教育諸設備の充実はもちろんのこと教員不足を解消することもむづかしかった。さらに、山村僻地の地理的悪条件は高給による教員招聘以外に手はなく、地元住民の負担増との悪循環が繰返えされたのである。

註(1) 「当時県下に最も優秀校として誇った川尻学校においてさえ、教員欠乏の為高等科に限り休業致候間此段及報告候也
明治26年10月11日

津久井郡川尻村助役 樋口源五衛門」

津久井郡長 松尾豊材殿

と『津久井郡勢誌』は述べ、その後も各地で教員不足の続いたことを報告している。

(2) 『津久井郡勢誌』328頁

(3) 同上 346頁

(4) 同上 341頁

(5) 同上 350頁

(碓井岑夫)

第4章 青根村小学校史の 提起する二・三の問題

1. 小学校確立期の意味

これまでの章では津久井町役場青根支所所蔵の資料に従って、青根村の中での小学校の歴史を追ってきた。本稿の「はじめに」でものべたように地域の中に小学校の歴史をとらえたいと望む我々にとって、資料発掘に先立つ仮説をたてるための先行研究は今だ十分ではない。従って我々はまず資料を追っていく中で理論仮説そのものを構築すべく努力せねばならないという認識にたっていた。そのような理由で、これまでの章で紹介してきた資料、およびそれに基く青根村の小学校史を我々の立場からまとめておくことが今後の研究のために、そしてなにより今回の調査の一応の完結のためにも不可欠となる。ここでは、資料そのものに基づいて、それを整理する形をとり、つけ加えて今後の課題となる問題点を指摘しておきたいと思う。

これまでの資料の示すところでは、明治25年の村立尋常青根小学校の設立から明治28年の校舎新築にかけての時期を画期として青根村の小学校の歴史に変化がみられる。その画期の示す意味を学校にとっての物的外的諸条件——財政的制度的側面——と教育内容にわけてみていきながらそれに即して小学校が地域にもっていきたいみを考えていきたい。

まず、第一に。ここで物的外的諸条件というのは、校舎の性格、就学児童数、教師の資格や人数、就任期間あるいは学校財政の形態などをさすのであるが、青根村の小学校では明治25年から明治28年を境としてそれらに変化がみられる。つまり就学児童数や教師数の増加、教師の就任期間の延長という量的な増大、独自の校舎の所有、学校財政形式の確立などがみられるのであって、この「画期」はまず第一に青根村の小学校の物的外的諸条件が整備確立していったことをいみするといえる。

そしてこの物的諸条件の量的な整備確立がなされるのと同時に青根村と小学校の関係が変化しているのを指摘することができるのである。その変化を約言すれば、以前は地域住民の手によって運営され村民共同の教育機関という性格をつよくもっていた小学校が「画期」以降村民の手をはなれて国——県——郡——村と支配が貫かれるものとなったということであり、また学校運営もそれにあわせて定式化していったということなのである。たとえば、その根拠として明治18年ごろ村議会で小学校に

ついて話しあわれた場合、記録の形式は一定ではないが、明治27年の校舎新築のための寄付金、人夫の割当てをめぐっての文書、明治33年の授業料免除の決定をめぐる文書などは法形式に基いた繁雑なものとなっており、また明治25年以降の収支報告や明治36年から残っている学事報告が定式化していることなどをあげることができる。すなわち、「画期」以前には青根村のような財政力の貧困な地域に小学校の維持運営がまかされれば（その具体的方法については後述）必然的にその外的物的諸条件もまた不安定で貧困なものにならざるをえず、明治政府の意図したような近代学校としての体裁はもちえないが、さらに財政的に村民共同で維持運営にあたるために直接的に地域の教育機関という意味が深くそのいみでも寺子屋との連続性をつよくもつものであったといえよう。ところが、この時期以降は近代学校としての外的物的諸条件が整備、確立され、安定したものとなってきているのであり、また同時に、財政も含めた青根小学校の維持運営の決定の一つ一つに国——県——郡——村と支配が貫徹されるものとなっているのである。

資料はまず「画期」の内実としてこのような二つの特徴——外的物的諸条件が確立し近代学校として安定していくことと、それに相伴って学校が支配ルートの末端にくみこまれていくこと——を示しているが、果してこの二つの特徴、学校の変化と地域における学校のいみの変化には内的な構造連関があるのだろうか、敢えていえばこの山深い青根村の小学校が近代学校として安定した形態を整えていくのは、小学校と村の関係が疎遠なものとなり、学校の維持運営は村をとおして支配ルートの末端にくみこまれていくことによってはじめて可能であったとみてよいのか、そのような特質をもって近代学校として確立していったといえるのかということである。今回の資料だけでは断言はできないながら、多分に肯定的な見解をもたざるをえないのでちにそれを示し、結論は今後の研究の課題としておきたい。

第二に、これまでのべてきた「画期」とは主として学校史の外的諸条件に関してであったが、それが小学校教育の内実と深くかかわりをもつということである。この外的諸条件と教育の内容方法の関係については近代日本の初等教育史の特質として、財政負担は極力国民に押しつけられてきたにも拘らず、内容方法においては一貫して国家の統一の方針を貫こうとされてきたといわれる⁽¹⁾。

つまり、学制の実施という近代日本の小学校史の出発点から国家の補助は少なく、明治13年改正教育令によって国庫補助が廃止された後小学校の設立・維持は授業料

を中心として寄付金およびその利子、学校財産やその利子、協議費として村民に割当てられ徴収された村費、さらには村税などによってまかなわれてきた。財政的にはこのような方針の中におかれながらも内容的には明治5年学制における教育課程の決定、文部省あるいは師範学校において決められた小学教則、さらに明治14年の小学校教則綱領などの法制化とその普及の試みなどが、教育内容方法においてはたえず国家の方針を貫徹させんとしていたことをあらわしているといえよう。

特に、一般的に明治23年から33年にかけて天皇制教育体制の確立期とされているが⁽²⁾それは単に量的な就学児童や教師の増加をさすだけではない。22年の大日本帝国憲法の発布、23年の教育勅語の発布、それにもとづく23年の小学校令（たとえば目的規定）や翌年の小学校教則大綱の制定など一連の教育内容の決定は教育の質における「天皇制教育体制」の確立をいみするものであるといえる。

しかし現実には、小学校の物的諸条件の整備が国民の直接的負担にまかされているという状況は国家による内容の統一化を困難ならしめたのであった。たとえば青根村においても明治25年から28年にかけて先に「画期」とした時期以前には教科も実用的なものに限られており、またこの時期以後も物的諸条件の貧困さが内容を制限することがつづいている。

このことは、中央の法制レベルでめざされた教育内容の統一化が小学校の実際の場面では大いに屈折され、貧しい諸条件の中でどういう方法・内容を実施するかというとき——青根村のばあいは実用的なものが選択されているといえよう——古くから継承されてきた教育観がはいりこんで教育内容・方法の実質を決定していったことを推測させるのである。我々のもちえた資料は役場資料であって教育の方法にまで詳しくたちいることはできないが、国家による内容の統一化は実際の小学校教育のレベルでの物的諸条件の貧困さ故に、現実的にはたえず中央の法制のめざしたものと異らざるをえなかったのではなかろうか。そもそも国家による教育内容の統一化といい「天皇制教育体制」といってもまず近代学校として外的諸条件が安定することによってはじめて問題となりうるといえるのではないかと思われるのである。

2. 村からの遊離による近代学校の確立

まず第一の点に関してどのようなことをさして外的物的諸条件が「画期」を境に整備されたといえるのか、同時にそれが村民共同の教育機関から国——県——郡——村の支配体制に編入されるという変化を伴っているとい

えるのかをのべよう。

我々が対象とした役場所蔵の資料は明治17年以降のものが殆どである。(これは、明治政府による地方統治制度創出の試行錯誤の中で村、および役場の意味が変化し、青根村においても大正7年の独立した役場の建設までは戸長宅を役場にあてたり小学校と一緒に民家を借用する形をとったり連合戸長役場になったりしていたため書類も一ヶ所にまとめられ難かった事情もあろう。)

明治17年以降の資料を中心に初等教育史をたどると、まず第一に顕著なのは文書において小学校が度々名称を変えていることである。青根村の小学校は明治6年第一大学区第29中学区第101番小学青根学校として誕生した。その後の約10年間について詳しくは不明であるが、明治17年の戸長役場区域の拡大に伴い青根村は隣村青野原村と連合し学区も連合学区となる。両村の関係は、たとえば連合村費をみると明治21年度は青根が33円16銭3厘、青野原が66円49銭5厘負担しており、明治22年度は青根14円20銭6厘青野原25円89銭4厘と青野原が2倍近い負担をおっている。また、学校についても青根には初等科小学校しか設けられていないが青野原にはさらに中等科小学校も設けられているというように連合村において青野原の力の方が大きかったようである。

明治18年の連合村会で決定された教育費予算書によれば、明治18年当時連合学区内での青根村の小学校は共盛学校とよばれ青野原の初等中等小学校は協和学校とよばれている。連合学区になって以来、青根村の小学校は青野原の初等中等小学校の分校のようないみをもつことになっていたと思われるが、明治19年には名称も協和学校青根分校と変えることを連合村会で決議している。また、明治20年2月の連合村会において「青野原壱ヶ村学区内経済分離其他決議」がなされ、それによって同年11月には青根村の小学校は西協和学校と改名している。さらに、明治21年の町村制に従って連合戸長役場制が解かれ(22年)、明治23年小学校令により小学校の設置は新しい町村に移るが、青根村においても村立尋常小学校の設置について検討され明治25年の文書からは青根村立尋常小学校となっている。

このような村立尋常青根小学校設立に至るまでの度々の名称の変更は、連合戸長役場制(あるいは連合学区制)実施とその廃止、町村制の成立という中央政府による地方自治制度、学校制度の試行錯誤に伴って起こったものであり、そのいみでは明治政府の政策の浸透をあらわすものようである。しかし実際は地域と小学校の関係からいえば、中央政府の政策の変更に伴う頻繁な名称

変更は逆にそれらの改称が形式上のことであり、少くとも明治25年の尋常小学校設立にはじまる画期までは小学校はまず第一に村民が共同で維持している村民の教育機関であって中央政府の政策が内実にまで浸透してくるものではなかったということを読み取るのではなかろうか。それはたとえば西協和学校時代にも予算決議書に青根学校の名称で記述されており村民にとっては相変わらず青根学校として存在したのではないかと思われるからである。さらに学校の実態を明らかにすることによって一層そう考えることが可能になってくるのである。

学校の実態を校舎の性格、就学児童数、教師の資格や人数、就任期間、学校財政の形態などから考えてみたい。

校舎については青根村においては独立の校舎は明治28年の新築まで存在しない。すなわち創立時は民家を借りたと記され、時期は不明であるがやがて長蔵院という寺院に移っている。しかし明治17年に長蔵院が焼失し校舎を失ったため、再び民家を借りたのち青根村1855番地に移っている。しかし、ここは学校収支簿において毎月借家料を払っていることからわかるように借家であって、校舎として建てられたものではない。そして明治20年に連合村会で「青野原外壱ヶ村学区内経済分離決議」をして西協和学校の学校資産を決めて以来28年に至る8年を経てはじめて独自の校舎新築がなされている。その間、民家の一部を借用したりなどあたかも寺子屋のよう

年	戸数	男	女	計
6		20	0	20
7		28	3	31
8				
9		31	5	36
10		20	5	25
19	133			
21	143			
23	144			
25		28	7	35
27	143	32 (47)	7 (61)	39 (108)
28	136	55	5	60
29	139			
30	137	45	10	55
31	135	62	8	70
32	135			
33	135			
34	135			
36	136	44	51	95
41		60	52	112

な形での校舎の利用が続けられているのである。

このような校舎の使用がなされていたのは就学児童数、その構成からいえばむしろ当然であるともいえよう。部分的にわかる就学児童数と村税戸数割の際の戸数をわかっている年度のみ表にすると前頁左下の表のようになる（明治27年度の（ ）の中の数は学令児童数である。）

この表だけから断定するわけにはいかないかもしれないが、戸数が大きな変化をしていないことから学令児童数もまた大きな増減はないと考えると明治28年の校舎新築の時に一挙に就学児童がふえたと思われる。それ以前の小学校の就学児童数はたとえば明治27年をみると39名であり不就学は69名となる。ところでこの就学児童についてさらに考えてみると津久井郡は第一章でも明らかにしたように神奈川県の中でも貧しい地方であり、水田は少なく養蚕によって生活を支えている農家が殆どであった。青根村においても同様であり、後に（明治34年）養蚕休業が定められているように子弟も養蚕を中心とする生計維持のための労働力として数えられていたにちがいない。したがって実際の通学児童数は39名を下まわっていたと思われる。だから少なくとも明治28年以前には通学児童数も少なく民家の一室を全年が一緒に使用するということが十分であったのである。

さらに、このような小学校の様子を裏づけるものとして教師の数の少なさ、そしてその就任期間の短かさが注意されねばならない。（23頁の表参照）

つまり盛んに名称が改変された時期の青根村の小学校では低い就学率のもとで、あるいは授業生の頻繁な交代の中で民家を借りて一学級形態をとって教育されていたのであってこの実態は明治25年～28年ごろを画期として変化をみせるまでの青根村の小学校の基本的な形態といっていよいであろう。

それでは、その時期（明治25年～28年）以後にはどのような変化がみられるのだろうか。

明治23年の小学校令によって青根村立尋常青根小学校として、確立した市町村によって維持されるといういみで初めて全国的一般的性格をもつようになり、また明治28年には役場と併築ながら独立した教室（ただし1教室）をもつ校舎が新築されている。就学児童数についていえば先の表からも新築に伴って急増し、それ以後漸増していったものといえよう。そして、校舎新築から7年後の明治35年からは教室増築の必要が論じられ、2部授業によって就学児童の増加に対処せねばならぬほどになっている。また教師についていえば、先にのべた表（22頁）と明治26年以降の村歳入出精算表にある教員給料との比

較に抛る外はないが、後者よるとたとえば26年「欠員アリタルニ付（予算に比べ実際の支払いは——筆者）減」、27年「雇員ヲ以テ代用ニ付減」、28年「正教員欠員ニ付減」、29年「欠員多キニ付減」と説明があるのに、31年（30年度は欠損）からは予算通りに支払われているので正教員が安定して教えていたものと考えてよい。なお、29年は伝染病が大流行した年で学校もしばらく閉鎖されていたため「欠員多キ」ことになっていると考えられる。

このように、明治23年小学校令（その前提として町村制による村政の確立が重要であるが）による明治25年の尋常青根小学校の設立から明治28年の校舎新築に至る時期以降は、さまざまな面でそれ以前と異って諸条件を整備してきている。もちろんその変化の中にも相変わらず校舎の新築・増築に際して村の予算はわずかで、学校の備品なども多くを村民の直接的負担としての寄付・労働力提供にたよるなどの村民の手に学校維持を期待する面がみられるが、以前の寺子屋を思わせる学校の実態とくらべた時、村における教育普及や施設の確立などやはり質的なちがいを感ぜさせるものとなっているのである。

以上のように青根村の小学校は村立尋常青根小学校となって諸条件を整備確立していくのであるが同時にまたそれらを伝える資料自体が村（議会、村長）と郡や県との間の繁雑な往復文書の形をとり、あるいは時には法形式をたてに村会の決定をとり消させるなど、学校の維持運営がそれ以前のように村で決定し報告だけですむものではなくなっていることを示している。つまり、小学校は村民の手をはなれて国——県——郡——村と支配が貫かれるものとなっていくことを示している。さらに25年ごろから役場資料には学校の内容を伝えるものとしては学事報告しかないが、おそらく上から決められた形式だろうが、隣村鳥屋支所所蔵の年次報告と殆どかわらない。つまりそのような形式をとりうる一般性を学校がもってきていることを示しているといえよう。さらに学校が地域の手をはなれていくことを端的に示すものとして学校財政が村財政の中でどのような変化をたどったかをみたい。

学校財政が村財政の中で占るいみは、予算決算報告書類をみる限り、24年以前と26年以後でかわっている。24年以前は村費の補助、学校経費の使途などについてすべて村会（あるいは連合村会）の決議を経ているが同時に学校を中心として収支が考えられており、学校単位の詳しい収支決算が役場に残っている。しかし26年からは収支については村費の一部として、つまり毎年細目の形式が一定した村費の収支報告の一項である「青根小学校

費」として記載されたものが残されているだけである。学校独自の決算報告もあることはあっても、形式はあくまで村費の中でのそれを抜きだしたものである。また学校予算は村費の予算の中に一元化されているためか、学校独自の予算書はない。すなわち、学校財政は、明治24年以前は、学校を中心として村がそれを維持していくかたちをとっていたのに、明治26年以降は村財政が中心となり、学校財政はその一部となったといえるであろう。

このいみは学校維持費としての予算の裏づけがどうなされていたかをみればはっきりする。たとえば明治20年から24年までの学校の維持費は、授業料、学資収利金、寄付金、村費補助、雑収入によっている。(その割合などは資料編参照)学資収利金というのは、青根村では明治31年付けの資料でわかるように、明治7年学校創設の折、49名から寄付がありそれはそのまま寄付者に貸しつける形をとり寄付者はその利息を払うことになったとあるがそのようなものをさしている。また、明治20年には、学校財産として学資金と学資地を定めているがその利息も含まれよう(なお、この収利金は寄付者がその後貧困に陥った場合にも土地を差出してまで払うことになっていた。)。村費補助は、明治20年21年の文書によれば、戸数割あるいは地価割の形で「家」単位にわりあてられ徴収されている。また雑収入というのは、たとえば生徒の糞尿の売却などが記録されている。このように明治20年から明治24年の学校維持費は、授業料という形での受益者負担のほか、収利金をうみだす元金の寄付、学校運営維持のための寄付や戸数割、地価割などという「家」に課せられる形での費用など、名目はちがえて何重もの村民の直接的負担に負っている。小学校の維持者は子弟を学校に通わせている者を含めた村民全体に外ならず(金額も村費補助の割合が大きい)学校維持を目的として集金された費用によって支出の細目もまた決定され(特別な場合には、使途が、決定してから金額を割当てる⁽⁴⁾)。村会の決議を経て県知事に上申されるのである。その際、たとえば明治19年の戸長月事会において小学校の学期を定めたり、補助員の試験をすることが議題となっていることから推測されるように予算の細目についての議事の中では学校全体のことがとりあげられざるをえず、学校財政のあり方を軸として学校は村全体で外的のみならず内的な面も運営されていたと推測されるのではないだろうか。

しかし明治26年以降は、明治35年に廃止されるまでの授業料をはじめそれまで学校の収入となっていた費目は全て一たん村の歳入の中にくみこまれ、従って青根小学校の歳出予算もまた村全体の歳入に支えられその一部を

財源として支払われることになる。先にのべたように、新築に際しては相変らず寄付に多くをたよっているが、それにしても普通の学校の維持運営は独立性を失って、県、郡からの支配の強化された村財政の一部にくみこまれていくのである。そして、おそらく、学校の内容にまでかかわる運営については村の協議をはなれていき、村への学事報告の定式化にみられるように村からの分離と共に定式化がすすんでいくのではないだろうか。

このように資料は「画期」の内実として、まず、二つの特徴——外的物的諸条件が確立し近代学校として安定していくことと、それに相伴って学校が村民の手をはなれ支配ルートの末端にくみこまれていくこと——を示すといえよう。

そして両者の関連構造を考えることは、小学校の歴史を地域の関係の中にとらえなおそうとする我々にはいくつかの問題を提起すると思われる。

教育史研究の上では明治23年(小学校令改正)から33年(小学校令再改正)にかけて初等教育が制度、就学率の面から「実質的に基礎を固め」⁽⁴⁾たとされ、さらに質にかかわっては「天皇制教育体制の確立期」とされている。青根村の小学校史において「画期」と指した明治25年~28年はそれに含まれる時期である。そしてこの日本の全体的な動向の中で、第1章で試みた分類によれば第3の最も貧困であり「地域に埋れて」存在した型にあたる青根村のような山深い村の小学校までが、教育史研究の先にのべた規定に該当するものによりやくなっていく過程には、地域そのものの変化が大きな影響を与えているといえる。地域の変化といったばあい我々「教育」を研究対象とするものが「教育」に含まれる文化的機能を視野に捉えるためには地域(村)の生活構造の変化まで明らかにせねばならないと思われるが、今は不可能なので地方行財政の側面を一つの手がかりとして地域の変化——学校の変化をみていきたい。

青根村の小学校が実質的に「天皇制教育体制」の一環を負うものとなるためには、まず学校として安定した存在になることが不可欠であった。しかし資料が示すように近代学校として基本的に安定した存在になるのは明治25年~28年にかけてのめざましい変化のちであった。ではなぜ学制実施によって全国的単一的な初等教育制度がめざされて以来、20年も青根村のような状態がつづいたかといえば、何よりも財政的な裏づけに原因があるといえよう。すなわち、明治新政府は中央集権的行財政制度を創出せんとして明治21年、23年の市制町村制、府県郡制の制定という「歴史的原型」の「成立期」⁽⁵⁾に至るまで試行錯誤を重ねたが、その基本的な道すじは次のよ

うなものであるといえよう。すなわち国政事務の多くを国民の直接的負担に負わしめ、さらに町村独自の費用も町村にまかせ放置する、そしてこの二重の過重な負担によって地方財政が破綻に瀕すると官費をもって肩代り支弁するが、それとひきかえに行政的介入をつよめるというものである。たとえばはじめての地方財政に関する包括的な法令のたされる明治11年以前、いわゆる民費時代は国税徴収費、警察費、土木費などすべて民費で支払われており、民費の70パーセントは国政事務費であるため「民費」は「民の負担する費用」⁽⁶⁾の意ではないかといわれるほど国民は国、府県への税の外に民費の名目で国政をまかなっていた。(従って町村独自の費用は圧迫されざるを得ない。)明治11年の地方税規則の制定によって民費は区町村協議費と地方税にわけられたが、小学校の費用は一部地方税より補助が定められるものの殆どは町村協議費に委ねられた。そして自由民権運動のたかまりのなかで町村への行政的介入を強める必要が明確になる一方、松方デフレによる農民の困窮が深まる上に町村への国政事務委任は増大して⁽⁷⁾町村財政を圧迫し、この過重な負担のまえに町村財政は破綻をむかえる。その対策として、明治17年には画期的な地方制度の諸改正が行われねばならなかった。すなわち、区町村会、戸長選挙共に「官治性」をつよめ⁽⁸⁾さらにその取扱う区町村協議費の費目が限定され⁽⁹⁾(これは新たに区町村費とよばれそれ以外の協議費と区別)、それらの強制徴収権が町村に与えられる⁽¹⁰⁾。限定をうけた費目は強制徴収により財源が確保され、「官治」的性格のつよまった戸長、町村会を通して上からの支配が貫徹されることになる。ここで小学校費は区町村費目として限定をうけることになりはじめて公的な性格を与えられるのである。

そして以上の地方行政財政史が我々青根村の小学校史研究にとって重要なのは、小学校費が地方行政財政の一部として変化し、従って日本の近代地方行政財政史の特質を共有するものだという点においてである。このように小学校費は長らく国府県から放置された民費・協議費として町村にまかせられているのであるが、ここにおいて上からの支配干渉をうけるものとなる。小学校費の歴史は封建財政から近代財政制度確立への過渡的性格をもつ協議費のなかでもその特質を「典型的」に示すものともいわれる⁽¹¹⁾。

つまり地方行政財政制度は、この明治17年の諸改正を固定化した明治21年の市制町村制によって、確立するがそのことはまた「近代的市町村財政」としての第一歩をふみだしたことでありといわれている⁽¹²⁾。封建財政の特徴は「私経済の統合」たる点に要約され、公共の財政が住

民の私経済の提供によるのではなくそれを離れて「近代的統一国家下」の一部である公財政によるに至ることが近代地方財政の確立をいみするが、学校財政はその近代化過程の典型だというのである。明治17年の諸改正を画期とし明治21年に完成する近代的な地方財政の確立のもつ特質が次のようなものであること、すなわち町村財政が保障されたものとして確定すること(費目限定、強制徴収権)は外ならぬ行政権の介入(戸長官選、町村会法改正による支配ルートへの位置づけ)とひきかえであったという内実をもつこと、そのことこそが特殊な日本地方制度の「近代化」の質の問題として注意されねばならない⁽¹³⁾。そのことから、資料が示したような、青根村において「画期」とした時期にみられる二つの特徴——物的外的諸条件の整備と支配ルートへの組み入れ——の関連構造として小学校が近代学校として安定していくことは町村財政の一部として財政的裏づけを得ることなのであり、そのことはまた行政権の介入つまり国——県——郡——村の支配という、村からのひき離しとひきかえであったということ⁽¹⁴⁾を推測させるのである。すなわち村立尋常青根小学校の設立に先立ち村は町村制によって行政ルートの末端に位置するものとして確立し、さらにその村によって小学校が管理されることになるが、そのことは放置されていたが故に村民共同の私的な教育機関たりえた状態をはなれ村民の手をはなれたものとして行政ルートの中に公的な性格をもったものとなっていくことをいみする。そしてその公的なものになること(=行政権の介入)とひきかえに近代学校としての形式、さらには内実を備えるものになっていったといえるのではないかと思うのである⁽¹⁵⁾。このことは近代学校成立の構造とかかわっており、資料によって裏づけて更にあきらかにする必要がある。

さらにつけ加えるとこの関係は地域の変化をとりわけ生活構造の変化としてとらえんとする上で一つの示唆を与えるものといえよう。つまり町村制を画期とする地方財政の近代化は、「自然町村の財政から行政町村の財政になる」ことをいみしており⁽¹⁶⁾、21年の町村制は自然町村と行政町村の分離を「完成」⁽¹⁷⁾するものであるならば、先にみた小学校の変化は旧来の自然村(村落共同体)からみた行政村の管理に移っていくことをいみするといえよう。青根村においても小学校の維持運営はその設立時に典型的に示されるように寄付金、学資地、学資金など村民の共有財産(「私経済の統合」)に拠っていたが、やがて基本的に村会の議定を経る村費にうつっていったことは学校の管理が自然村(村落共同体)から行政村にうつっていったことを示す。このことは少なくとも小学校史の角度からみたときに、それに変化を与えたも

のとして村落共同体が独立した生活圏（地域）であることから行政村として国からみた一地方に移っていくこと、少くとも村落共同体の性格の一つの転期を推測させるのである。明治21年の町村制制定という中央での法制化が同時的な地方の変化を示すものではないことは確かであるが、青根村の学校の「画期」を現実化させたものとして、さらに町村制は自然村行政村の分離を「完成」させたものであること、さらに教育費は地方財政が自然町村財政（＝私的封建的財政）から行政町村財政（＝公的近代の財政）にうつっていく過程の典型であるという先行研究の規定からも、この時期の青根村の村落共同体（生活概念も含んでいるものとしての）の変化をさらに追求することを課題とすべきだと思われる。

だが、もちろん、自然村は崩壊消滅したのではなく分離・固定されたにすぎず、小学校教育は基本的に行政村の管理にはいることになったものの従来からの自然村としての文化的営みの影響は決して行政村の営為に吸収解消されるものではあるまい。つまり行政村の管理下にはいった小学校には分離された自然村の文化的影響特に学校観教育観が現実化されていたであろうし、以後も影響もつづけたにちがいないと思われるのである。

以上、青根村の小学校史における「画期」の二つの特徴の内的関連にふれつつ、少くとも第1章で分類した第3の型の小学校に関して学校と地域の歴史を一般化していく上での課題となる問題を整理してみた。

3. 外的条件と教育内容の問題

以上の行論の中でも、小学校の物的外的諸条件の「整備確立」がなされ近代学校として安定したものとなつてのち、学校の内容の定式化あるいは中央の内容的な支配がまがりなりにも貫かれることが可能になるのではないかとのべてきたが、ここで改めて整理しておきたい。

我々が見ることができたのは、村役場資料であつて詳しい内容、方法に関するものではない。また果して先へのべた教師の頻繁な交代の中でそのような記録が学校に残りうるものかは疑問でもあろう。従つてここではまず明治27年に校舎新築のために学校の内容について郡長にあてた答申を参考としたい。それにおいては

「現行の教科目 習字、修身、読書、算術、作文」となつてゐる。

さらに明治36年、学級数を二つにふやすほど就学児童数が増加した段階でも次のようなものである。

やはり読書算中心の実用的な教科が内容とされている。また女子を対象としては、冬期に補習料を設けて裁縫を教えたとあり⁴⁾、明治25年には郡教育会で裁縫科教

	修身	国語	算術	体操
1学級（3、4年生で構成）	週2時間	10	5	1
2学級（1、2年生で構成）	2	6	5	1

員を20日で養成することが決められている。また教師が2名となつた明治41年には、裁縫科に雇員という資格で1名採用されたのであつて裁縫科が重視されたことがわかる。このような実用的なものはかなり速かに採用されているといえよう。

青根小学校においては、教科に関して基本的には上のような状況が認められるのであるが、それは実は物的基盤の貧弱さによるものであるともいえるのである。たとえば明治36年の2学級編制における教育課程は急増する生徒数にみあつた校舎建築が不可能であつたために二部授業をとらざるを得ず、そのことが、課目、時間数を制限しているともいえる。また明治26年付文書には、明治24年の小学教則大綱に従つた教育を実施したくても書籍、器械、器具の購入がされてきていないために不可能であり費用を教員給料から流用してほしいと提案されている。つまり一貫して財政的貧困さが教科内容を中央の方針通りに実施することを妨げており、そのことは逆に一応の物的条件の確立こそが内容の国家による支配の貫徹の前提条件であつたとはいへまいか。小学校が貧しい地域に委ねられまさに「地域に埋れて」存在し近代学校として安定した物的外的諸条件を備えることができない限り、いかに形式的には近代学校として設立されても、教科の内実においては寺子屋を「脱する」ことはできなかったともいえよう。

それにしてもこれら簡略な教育課程は各々小学校令に拠ることはいうまでもない。近代学校が「天皇制教育体制」として確立していく上で、貧困な外的諸条件により教師生徒共瀬繁に変わる等教科のつみ上げが困難なことは重大な問題である。明治22年～25年にかけて勅語、御真影、祝日大祭日儀式等に関する県布達がだされ津久井郡でも各校こぞつてこれらを受け入れた（27頁）といわれるが、教科の簡略さは放置される一方、青根村や小学校に公的、一般的性格が与えられた「画期」によってこれらが画一的に採用され得たとすれば日本の近代学校の教育構造を考える上で興味ある事である。以上も検討すべき課題としたい。

注

(1) たとえば『教育学研究』26巻2号門田見昌明論文

- (2) 宮原誠一編『教育史』
- (3) 明治20年に学校経費の村費分を地価割にした例など
- (4) 仲新『明治の教育』など
- (5) 大石嘉一郎「地方自治」『日本歴史』所収
- (6) 詳しくは藤田武夫『日本地方財政制度の成立』43頁～45頁の分析参照
- (7) 亀卦川浩『明治地方自治制度の成立過程』60頁～61頁参照
- (8) 藤田前掲書 115頁他
- (9) 府県税規則第3条 前掲書
- (10) 明治17年5月7日太政官布告第15号
- (11) 神林章夫「明治前期・町村財政の形成と教育費徴集」『社会科学研究』20巻1号所収はその視角からかかれたもの。同、143頁参照
- (12) 以下藤田前掲書による
- (13) 明治17年の諸改革について「財政内容が公財政的發展を示すと同時にその運営組織が官治化されると言ふ謂はば「畸形的な發展形態は区町村財政に対する国家の最初の一般的規制に於て行わはた事実として最も注目せねばならない」藤田前掲書115頁「この改正（明治17年の諸改正——引用者）にはすでにわが国地方自治の展開過程の特徵的性格——すなわち地方行財政制度が形式的に近代化され公的性格を付与されると同時に、内容的には国家財政からの圧迫が強化され、地方財政機構が官治化されるという性格——が明白にあらわれていた」大石前掲論文252頁など参照
- (14) 前掲神林論文は「町村会の教育費支出に対する規制力は教員の反発を生んでいった」として明治20年代前半の大日本教育会、国立教育期成同盟の運動にふれている
- (15) 藤田前掲書 184頁
- (16) 大石前掲論文 253頁
- (17) 『津久井町郷土誌青根篇』

(土方苑子)

【資料編】

旧青根村役場（現津久井町役場青根支所）所蔵の教育関係資料（明治17年～41年）

明治17年（1884）

* 学校位置、学務委員など決定の件（村会議決書）（17-1）

当青野原村外壺ヶ村臨時連合会ニ於テ学校位置其他別紙ノ通り協議相成候 御届申上候也

津久井郡青野原村外壺ヶ村
戸長柳川新兵衛代理

山口 陸

明治17年 9月22日

神奈川県令 沖守固殿

第壺号

青野原村外壺ヶ村学区学務委員定員其他決議書

一、青野原村青根村学区内ニ壺名ノ学務委員ヲ置クモノトス

一、右学務委員へ年俸金四拾貳円ヲ給スルモノトス

一、学務委員旅費ハ片道壺里金四銭壺泊滞在金貳拾五銭ヲ給スルモノトス

一、学務委員職務取扱諸費トシテ年金五円四拾銭ヲ給スルモノトス

第貳号 青野原村外壺ヶ村学区学校等位及位置決議書

一、中等科小学校ヲ青野原村中央ニ設ケ当分ノ間仮リニ旧青野原校ヲ使用スルモノトス

一、初等科小学校ヲ青根村千八百五十五番地ニ設ケルモノトス

明治18年（1885）

* 教育費予算（「明治18年度自18年7月 至19年3月 村費予算議案」
——青野原村外壺ヶ村，村会議決書）（18-1）

第四条

一、金、321円24銭 教育費

1 金、171円 協和学校俸給

内 { 金、90円 中等科訓導1名
金、54円 初等科訓導1名
金、27円 補助員1名

2 金、85円50銭 共盛学校俸給

内 { 金、58円50銭 初等科訓導1名
金、27円 補助員1名

3 金、48銭 協和学校雑給

金、48銭 旅費

4 金、16円20銭 協和学校諸諸費

内 { 金、2円70銭 書籍器械費
金、4円50銭 消耗品
金、9円 借家料，

5 金、6円30銭 共盛学校諸費

内 { 金、2円25銭 消耗品
金、1円35銭 書籍器械費
金、2円70銭 借家料

6 金、8円 両校試験費

金、8円 雑給，

7 金、30円36銭 学校委員給与

内 { 金、27円 学校委員給料
金、3円60銭 旅費，

8 金、3円60銭 学務委員雑役費

内 { 金、2円70銭 消耗費
金、70銭 郵便税

右の「第四条教育費、321円24銭」以外の村費項目をあげると、第一条戸長役場諸費、66円89銭2厘、第二条衛生費、12円31銭、第三条勸業費、11円16銭となっており、明治18年度の青野原村、青根村連合戸長役場の村費合計予算は、411円60銭2厘である。ここから全村費（予算）にしめる教育費（予算）の割合は、約78%と高率であることがわかる。

このうち、青根学校（共盛学校）経費は133円であったと「津久井町郷土誌、青根編」に記載されているが、我々の資料に関しては不明である。

* 明治18年度中1ヶ月予算額（18-2）

1 金、10円20銭 共盛学校

内訳

金、9円50銭 教員給料

15銭 書籍費

25銭 消耗品

30銭 借家料

* 各月共盛学校経費精算（支出のみ）

7月

6円50銭 池田直政給料 支払日 8月26日

3円 池田ひさ給料 " "

25銭 消耗品 " "

20銭 借家料 " "

計 9円95銭

8月

39銭 共盛学校諸費 支払日、8月26日

20銭 借家料 " 8 16

6円50銭 池田直政給料 " 9 20

10銭 諸費 " 9 25

3円 池田ひさ給料 " 10 6

計 10円19銭

9月

26銭 共盛学校諸費 支払日 9・25
 6円50銭 池田直政給料 " 11・12
 3円 池田ひさ給料 " 11・20
 20銭 借家料 " 1・16

計 9円96銭

(10月 9円50銭, 11月 9円50銭の各内訳精算は省略)

12月

6円50銭 池田直政給料 支払日 1・16
 1円56銭8厘, 10月より12月までの共盛学校諸費
 " 1・16
 60銭 借家料 (10~12月)
 " 1・16
 45銭5厘 書籍費 " 1・7
 3円 池田ひさ給料 " 2・28

計 12円12銭3厘

(1月 9円50銭, 2月 9円50銭, 3月 11円25銭4厘の各内訳は省略)

* 明治18年度 協和学校収支月算簿 (18-3)

10月分

4円50銭 佐藤称一給料 支払日 12・19
 * 33銭 協和学校諸費 " 12・10
 28銭 同右 " 8・28
 50銭 借家料 " 1・26

計 5円58銭 (小計が合わないが, * の30銭のところにあとから3銭を加えている)

11月分

4円50銭 佐藤称一給 支払日 1・9
 1円20銭 協和学校臨時雇給 " 1・9
 50銭 借家料 " 1・22
 56銭 協和学校諸費 " 11・6
 5円 小泉寅次郎給 " 12・27

計 11円76銭

12月分

7月 井上大助給料 支払日 12・29
 4円50銭 佐藤称市給料 " 1・16
 5円 小泉寅次郎給料 " 1・17
 50銭 借家料 " 1・22
 20銭 諸費 " 1・19

計 17円20銭

1月分

4月 訓導井上大助給 支払日 1・27
 5円 同 小泉寅次郎給 " 2・13

12月~1月まで

1円 2月分給料 " 2・13
 60銭 1日分臨時雇給 " "
 33銭 炭3俵代 " 3・2
 3円 井上大助給 " 3・1
 4円50銭 佐藤称市給 " 3・30

計 18円43銭

(2月分 18円10銭, 3月分 18円27銭の各月内訳は省略。この月算簿の最後に合計 149円66銭6厘とあるのは, 明治18年度協和学校の全支出額であろう。尚, ここに記載した協和学校18年度中10月~3月(6ヶ月)までの支出総額は, 89円34銭である)

明治19年 (1886)

* 教育費予算 (「明治19年度青野原村外壱ヶ村連合村費収支予算決議書」) (19-1)

一、金、274円50銭 教育費

1 金、156円 協和学校俸給

内 60円 教員給料

96円 補助員給料

2 金、1円50銭 協和学校雑給

内、1円 小使雇給

50銭 旅費

3 金 21円 協和学校諸費

内、3円 書籍器械費

6円 消耗品

12円 借家料

4 金 4円 協和学校試験費

内 4円 雑給

1 金 78円 共盛学校俸給

内 48円 教員給料

30円 補助員給料

2 金 3円50銭 共盛学校雑給

内 3円 小使雇給

50銭 旅費

3 金 10円50銭 共盛学校諸費

内 1円50銭 書籍器械費

3円 消耗品

6円 借家料

4 金 2円 共盛学校試験費

内 2円 雑費

同年度 青野原村外壱ヶ村連合村費の支出総計(予算)は, 380円80銭である。ここから, 全村費にしめる教育費の予算支出額の割合は, 約72%であることがわかる。尚, 共盛学校(青根校)関係の全支出予算は94円, 協和

学校関係が182円50銭で、合計、276円50銭となるが、右の予算決議書の教育費項目の総額は、274円50銭となっている。理由は不明。先のパーセンテージは、後者の数字を使ってだした。

また、同連合村収入予算合計は、380円80銭で、そのうち、青野原村が249円79銭7厘（内訳は、地価割が76円84銭3厘戸数割が172円95銭4厘）、青根村が131円1厘（内訳は、地価割が35円15銭7厘、戸数割が95円84銭6厘）となっている。なお、同年の青根村全戸数は、左に見るように133戸である。

(付) * 明治19年度地方税中戸数割毎戸賦課額議定書 (青根村) (19-2)

現戸数 133戸

内訳

- 1等7戸 但1戸ニ付金94銭9厘
- 2等6戸 " 金73銭9厘
- 3等22戸 " 金52銭8厘
- 4等19戸 " 金31銭7厘
- 5等16戸 " 金21銭1厘
- 6等34戸 " 金15銭8厘
- 7等23戸 " 金10銭6厘

等外6戸 除税

* 教員及ビ補助員給料 (明治19年1月~3月、戸長月事会筆記、青野原村外巻ケ村戸長山口陸) (19-3)

1 学事

教員、補助員給料ハ郡中一定ナラシメン為メ出席員ノ投票デ以テ定メル、其額概略左ノ如シ、

訓 導	3等	金11円	補 助 員	甲	5円40銭
	4等	金9円12銭		乙	4円25銭
	5等	金7円80銭		丙	3円37銭
	6等	金6円50銭		丁	2円70銭
	7等	金5円25銭			

1 教育費中教員給料並雑費総額ヲ2月5日迄届出ノ事 (1月)

1 小学校ノ学期ヲ定メ県庁ノ認可ヲ受ケルベキ事但本月中行フベキコト (2月)

1 補助員ノ試験ヲスル事後会ニ譲ル

* 校名変更 (「明治19年9月26日、村会議決書・青野原村青根村議員」——津久井町郷土誌青野原編より) (19-4)

1 共盛学校ヲ協和学校分校ト改称スルモノトス

1 協和学校分校経費ハ別ニ収入セズ旧共盛学校経費ヲ以テ之ニ相充ルモノトス

明治20年 (1887)

* 校名変更 (明治20年11月5日、学乙第148号を以て県令沖守固より、戸長山口陸あての指令——「郷土誌青根編」より) (20-1)

青根分校ヲ西協和学校ト変更ノ儀ハ本年11月1日付ヲ以テ認可スベシ

さらに「郷土誌、青根編」にみれば、「これにより青野原にあったのを協和学校、長野安楽院を校舎にしていたのを中央協和学校、青根にあった共盛学校 (青根分校のこと) を西協和学校とそれぞれ呼称するようになったものと思われる」とある。(同72頁)

* 学区内の経済分離 (「青野原村外巻ケ村学区内経済分離其他議決書」明治20年2月23日青野原村外巻ケ村連合会議員。中里九郎右エ門、山口重吉、井上長右エ門、太田周助——「郷土誌・青野原編」より) (20-2)

1 当学区内協和学校同青根分校共明治20年度ヨリ経済ヲ分離スルモノトス、

1 学資増殖ノタメ青野原へ2名、青根村1名ノ委員ヲ設ケルモノトス

* 学資並びに共有金について (「学資並巻村共有金費分雜議案」明治20年12月8日青根村臨時村会ニア議定。青根村村会議員山口重吉、太田周助、柳川善右エ門、井上八蔵) (20-3)

1 青根村学資金215円並学資地同村1330番字駒入原敷地7畝19歩同村1338番字日行畑6畝5歩同村1330番字日行畑3畝10歩合村1339番字日行芝地1畝5歩同村1868番原野1反7歩ヲ西協和学校 (青根校のこと) 資産トナス、

1 青根村共有金123円50銭ヲ西協和学校資産トナス

* 明治20年度西協和学校 (青根学校) 学校収支に関する精算及び予算等について (20-4)

1 「明治20年度西協和学校収支月計簿」による1期 (4~6月) 2期 (7~9月) 3期 (10~12月) 4期 (1~3月) の各期明細は次の通りである。尚、2期以下に付した<事由>欄は、「村会議決書」中の「明治20年度西協和学校経費収支精算報告」(第1期は欠) によって作成した。

2 明治20年度西協和学校 (青根学校) 収支年計と予算案

(1の「月計簿」と「村会議決書」中の「青根分校前経費収支予算、によって作成したものである。)

* 学校寄付金

(「明治20年度学校寄附名簿」より)

2 明治20年度西協和学校（青根学校）収支年計と予算案（20—4）

支 出	収支年計	予 算	収 入	収支年計	予 算
	円 厘			円 厘	
俸 給	81,750	78,000	前 年 度 繰 越 金	1,400	
校 長 給 料			授 業 料	30,190	36,000
教 員 給 料		78,000	学 資 権 利	12,154	1,200
授 業 生 給 料	81,750		寄 付 金	52,124	46,000
雑 給	8,791	8,000	材 費 補 助 費	20,000	20,000
小 使 雇 給	1,400	1,000	雑 入 金		
旅 費	150	1,000			
手 当	7,241	6,000			
生 徒 賞 与					
諸 費	18,886	15,000			
備 付 品	800				
書 籍 器 械 費	1,075	4,000			
消 耗 品	11,011	5,000			
郵 便 税					
運 送 費					
借 家 料	6,000	6,000			
試 験 費	722	2,500			
雑 費	700	2,500			
建 築 修 繕 費	4,450				
建 築 費					
修 繕 費	4,450				
合 計	114,599	103,500	合 計	115,868	103,200

(第1期)

1 明治年度西協和学校(青根学校)学校収支月計(20-4)

科目	月別	4月	5月	6月	計	予算対照		
						予算額4分ノ1	増減	
支	俸給	円厘 6,500	6,500	6,500	19,500	19,500	—	
	△内 ▽	校長給料				—	—	—
		教員給料				—	19,500	19,500
		授業生給料	6,500	6,500	6,500	19,500	—	19,500
	雑給				—	2,000	2,000	
	△内 ▽	小使雇給				—	250	250
		旅費				—	250	250
		手当				—	1,500	1,500
		生徒賞与				—	—	—
	諸費	750	750	750	2,250	3,750	1,500	
	△内 ▽	備付品				—	—	—
		書籍器械費				—	1,000	1,000
		消耗品	250	250	250	750	1,250	500
		郵便税				—	—	—
		運送費				—	—	—
		借家料	500	500	500	1,500	1,500	—
	試験費				—	625	625	
	内 内	雑費				—	625	625
	建築修繕費				—	1,250	1,250	
△内 内	建築費				—	—	—	
	修繕費				—	1,250	1,250	
計	7,250	7,250	7,250	21,750	27,125	5,375		
第2期繰越金				2,755				
合計				24,505				
収 入	前月越金	1,400			1,400	350	1,050	
	授業料	3,225	2,540	2,030	7,795	9,000	1,205	
	学資収利				—	1,250	1,250	
	寄付金			15,310	17,310	11,526	3,784	
	村費補助費				—	5,000	5,000	
	雑入金				—	—	—	
	計	4,625	2,540	17,340	24,505	27,126	2,621	

(第2期)

科目	月別				計	予算対照		事由	
	7月	8月	9月	予算額 4分ノ1		増減			
支	俸給	円 厘 6,500	6,500	6,500	19,500	19,500	—		
	△内 記▽	校長給料			—	—	—		
		教員給料			—	19,500	19,500	授業生ヲ以テ教員代用ニ付減月給6円50銭1人の見込	
		授業生給料	650	650	650	19,500	—	19,500	同上ニ付増月給4円1人2円50銭1人
	雑給	460			460	2,000	1,537	使用少ニ付減	
	△内 記▽	小使雇給			—	250	250	同	
		旅費			—	250	250	同	
		手当	463			463	1,500	1,037	同
		生徒賞与				—	—		
	諸費	750	1,350	420	2,520	3,750	1,230	使用少ニ付減	
	△内 記▽	備付品				—	—		
		書籍器械費		600		600	1,000	400	同
		消耗品	250	250	450	920	1,250	330	同
		郵便税				—	—	—	
		運送費				—	—	—	
		借家料	500	500		1,000	1,500	500	1カ月分支払未済ニ付減
	試験費				—	625	625	施行セサルニ付減	
	内記	雑費			—	625	625	同	
	建築修繕費		3,750		3,750	1,250	2,500	教場増築ニ付増	
△内 記▽	建築費			—	—	—			
	修繕費		3,750		3,750	1,250	2,500	同	
計	7,713	11,600	6,920	26,223	27,125	892			
翌月へ繰越金	4,212	—	1,795	6,007	—	6,007			
合計	11,925	11,600	8,715	32,240	—	—			
収 入	前月越金	2,755			2,755	350	2,405		
	授業料	2,170	2,400	2,725	7,295	9,000	1,705	12銭5人, 8銭12人, 6銭8人, 5銭12人	
	学資収利			2,000	2,000	1,250	750	学校所属地収利一時収入ニ付増	
	寄付金			5,190	—	11,526	6,336	怠納多クニ付減	
	村費補助費	7,000	5,000	3,000	15,000	5,000	10,000	年額一時徴収見込ノ処怠納者多クニ付	
	雑入金				—	—	—		
	計	11,925	7,400	12,915	32,240	27,126	5,114		

(第3期)

科目	月別				計	予算対照		事由	
	10月	11月	12月	予算額 4分ノ1		増減			
支	俸給	円 厘 6,500	6,500	8,500	21,500	19,500	2,000		
	内 訳	校長給料	—	—	—	—	—	—	
		教員給料	—	—	—	—	19,500	19,500	欠員ニ付減
		授業生給料	6,500	6,500	8,500	21,500	—	21,500	授業生ヲ以テ教員ニ代用ハ付増月給 金6円50銭1人, 12月ヨリ8円50銭
	雑給	928	—	6,000	6,928	2,000	4,928		
	内 訳	小使雇給	—	—	—	—	250	250	使用無之ニ付減
		旅費	150	—	—	150	250	250	同
		手当	778	—	6,000	6,778	1,500	5,278	委員手当一時給与ニ増
		生徒賞与	—	—	—	—	—	—	
	諸費	379	1,200	8,900	9,579	3,750	5,829		
	内 訳	備品費	—	800	—	800	—	800	校 壺 新調ニ付増
		書籍器械費	—	—	—	—	1,000	1,000	購入無之ニ付減
		消耗品	379	400	6,000	6,779	1,250	5,529	諸雑費品一時買入ニ付増
		郵便税	—	—	—	—	—	—	
		運送費	—	—	—	—	—	—	
		借家料	—	—	2,000	2,000	1,500	500	前期ニ於テ支払1カ月分未済ニ 付増
	試験費	722	—	—	722	625	97	入用多キニ付増	
	内 訳	雑費	722	—	—	722	625	97	同
	建築修繕費	700	—	—	700	1,250	550		
内 訳	建築費	—	—	—	—	—	—		
	修繕費	700	—	—	700	1,250	550	入用無之ニ付減	
計	9,229	7,700	22,500	39,429	27,125	12,304			
翌月へ繰越	4,508	1,383	441	6,332					
合計	13,737	9,083	22,941	45,761					
収 入	前月越金	6,007	4,508	1,383	11,898	350	11,548		
	授業料	2,920	2,175	2,440	7,535	9,000	1,465	12銭5人, 8銭10人, 6銭9人, 5銭10人	
	学資収利	—	—	—	—	1,250	1,550	学校所屬地収利ニシテモ収入ニ 付減	
	寄付金	4,810	400	19,118	24,328	11,526	12,802	寄付多ニ付増	
	村費補助費	—	2,000	—	2,000	5,000	3,000		
	雑入金	—	—	—	—	—	—		
計	13,737	9,083	22,941	45,761	27,126	18,635			

(第4期)

科目	月別				計	予算対照		事由	
	1月	2月	3月	予算額 4分ノ1		増減			
支	俸給	円 厘 8,500	8,250	4,500	21,250	19,500	1,750		
	△内 訳▽	校長給料				—	—	—	
		教員給料				—	19,500	19,500	授業生ヲ以テ代用ニ付減
		授業生給料	8,500	8,250	4,500	21,250	—	21,250	8円50銭1人, 4円50銭1人
	雑給	700	100	600	1,400	2,000	6,000		
	△内 訳▽	小使雇給	700	100	600	1,400	250	1,150	使用多ニ付増
		旅費				—	250	250	使用無之ニ付減
		手当				—	1,500	1,500	同
		生徒賞与				—	—	—	
	諸費	2,000	1,000	1,537	4,537	3,750	789		
	△内 訳▽	備品費				—	—	—	
		書籍器械費			475	475	1,000	525	購入少キニ付減
		消耗品	1,500	500	562	2,562	1,250	1,312	購入多ニ付増
		郵便税				—	—	—	
		運送費				—	—	—	
		借家料	500	500	500	1,500	1,500	—	
	試験費				—	625	625	使用無之ニ付減	
	内訳	雑費				—	625	625	同
	建築修繕費				—	1,250	1,250	同	
△内 訳▽	建築費				—	—	—		
	修繕費				—	1,250	1,250	同	
計	11,200	9,350	6,637	27,187	27,125	062			
翌月へ繰越金			1,269	1,269	—	—			
合計	11,200	9,350	7,906	28,456	—	—			
収 入	前月越金	441			441	353	091		
	授業料	2,220	3,210	2,135	7,565	9,000	1,435	5銭10人, 6銭4人, 8銭10人, 12銭4人	
	学資収利		4,177	5,977	10,154	1,250	8,904	利子割増ニ付増	
	寄付金	5,116	720	1,460	7,296	11,526	4,230	前期ニ於テ徴収ニ付減	
	村費補助費	1,500		1,500	3,000	5,000	2,000	同	
	雑入金				—	—	—		
	計	9,277	8,107	11,073	28,456	27,126	1,330		

明治21年(1888)

* 西協和学校における1年間の学校経費支払い明細(21-1)

(「明治21年度西協和学校経費支払証」青野原村外ヶケ村戸長役場)

日	付	金額	支払証等あて先(→)
M21. 4. 7	免状用紙35枚	} 38銭	川和文明堂から西協和学校へ
	鉛筆1ダース		
4. 17	赤インキ中角瓶1個	20銭	
	試験表紙10枚	4銭	
4. 30	俸給(4月分)	4円50銭	加藤福太郎→青野原村外
5. 4	小使給料(4月分)	20銭	ヶケ村戸長役場山口陸殿
5. 11	校費(4月分)	53銭5厘	} 加藤福太郎→戸長山口陸
	試験費	84銭5厘	
5. 27	普通体操書	38銭	} 川和文明堂→戸長役場
	幼稚園唱歌集	8銭	
5. 28	校旗	22銭5厘	加藤福太郎→戸長
6. 3	運動会雇夫費(2日)	40銭	} 加藤福太郎→戸長
	校費(5月分)	54銭5厘	
	同 但ランプ購入費	20銭	
	書籍購入費(普通読本第1編ヨリ4編1上下迄)	59銭5厘	
6. 6	給料(5月分)	4円50銭	加藤(福)→戸長山口陸殿
6. 22	炭1俵	20銭	} 加藤(福)→戸長山口
	インキ1個	3銭	
	白墨壺箱	12銭	
	石油7石	10銭	
	鍋蓋1個(但シ5合鍋)	3銭5厘	
6. 22	給料(6月分)	4円50銭	"
7. 26	給料(7月分)	4円50銭	} "
	校費(7月分)	48銭5厘	
7. 31	西協和学校委員手当(4月より6月までの分)	1円50銭	井上福太郎→戸長山口陸
	借家料(4-6月分)	1円50銭	} 長田孫作→戸長役場
	小使雇給料(5-6月分)	40銭	
	借家料(7月分)	50銭	
8. 27	月給(8月分)	4円50銭	} 加藤(福)→戸長
	校費(8月分)	63銭	
9. 25	西協和学校委員手当(7-9月分)	1円50銭	井上福太郎→戸長山口
9. 27	給料(9月分)	4円50銭	} 加藤(福)→戸長
	修繕費用	1円27銭	
	校費(9月分)	62銭	
10. 31	給料(10月分)	4円50銭	} "
	校費(10月分)	72銭5厘	
10. 31	<10月分校費明細書>		(外金2円3銭10月分授業料受領ス)
	炭1俵	19銭5厘	

日	付	金額	支払証等あて先(→)
		12銭	
	石油 9合	12銭 5厘	
	上等白墨 1箱	6銭	
	半紙 3帖	12銭 5厘	西協和学校
	細書筆 1本	3銭	
	朱墨 1本	10銭	
	帯 2本	3銭 5厘	
	遊戯帽子駄賃	3銭 2厘	
	金巾地 (2尺3寸)	計 72銭 5厘	
11. 3	遊戯帽 (20個)	2円	加藤(福) ← 戸長山口
11. 7	体操演習会費	40銭 6厘	幹事代 → (不明)
11. 30	学校諸費 (11月分)	73銭	} 加藤(福) → 戸長
	大運動会費用	54銭	
11. 30	給料 (11月分)	4円50銭	"
11. 30	<11月分校費明細(73銭)一略>		
11. 29	小使雇給 (9-11月分)	60銭	長田孫作 → 戸長役場
11. 30	小使雇給 (7-8月分)	40銭	"
11. 30	借家料 (8-9月分)	1円	"
12. 21	給料 (12月分)	4円50銭	} 加藤(福) → 戸長山口
	補助給料	50銭	
	諸費 (12月分)	1円49銭 5厘	
	<12月校費(諸費)明細>		
	炭 2俵	31銭 5厘	
	石油 1升	15銭	
	半紙 4帖	8銭	
	筆 2本	3銭 5厘	
	インキ 1個	4銭	
	生徒出欠表	2銭 5厘	
	2升鍋蓋	3銭	
	ランプ	9銭	
	樟子新調	30銭	
	小学珠算必携	14銭	
	小学唱歌集 3冊	29銭	
	計	1円49銭 5厘	
12. 26	学校借家料 (8-12月分)	2円50銭	長田孫作 → 戸長山口殿
M22. 1. 23	小使給料 (12-1月分)	40銭	"
1. 23	給料 (1月分)	4円50銭	} 加藤(福) → 戸長
	補助給料	50銭	
	諸費 (1月分)	76銭	
1. 23	<1月分校費明細書(76銭)略>		
2. 20	大試業費 (21年度)	95銭 6厘	青野原村角田奎太郎 → 西協和学校
3. 20	月給 (3月分)	3円	} 西協和学校 → 戸長山口殿
	諸費 (3月分)	35銭	
4. 7	学校委員手当 (10~3月分)	3円	井上福太郎 → 元戸長山口陸
4. 7	夜具料 (M21. 2~22. 1月まで)	3円	"
4. 8	小使給 (2~3月分)	40銭	長田孫作 → 元青野原村外壺ヶ村戸長山口陸殿
4. 12	借家料 (1~3月分)	1円50銭	"

* 明治21年度西協和学校（青根学校）学校経費について（「明治21年度西協和学校経費収入精算報告」の第1期から第4期までを集計して以下の表を作成した（21-2）

支 出	精 算 高	(予 算)	収 入	精 算 高	(予 算)
	円 厘				
俸 給	48.500	84.000	前年度越金	1.269	1.269
校 長 給 料	0	0	授 業 料	19.370	34.450
教 員 給 料	0	84.000	学 資 収 利	16.961	20.310
授 業 生 給 料	48.500	0	寄 付 金	20.931	20.000
雑 費	10.470	14.400	村費補助費	34.274	38.171
小 使 雇 給	3.840	2.400	雑 収 入	2.000	2.000
旅 費	0.630	6.000			
手 当	6.000	6.000			
生 徒 賞 与	0	0			
諸 費	20.038	14.800			
備 付 品	2.425	0			
書 籍 器 械 費	1.875	4.000			
消 耗 品	9.738	4.800			
郵 便 税	0	0			
運 送 費	0	0			
借 家 料	6.000	6.000			
試 験 費	2.826	2.000			
雑 費	2.826	2.000			
建 築 修 繕 費	1.270	1.000			
建 築 費	0	0			
修 繕 費	1.270	1.000			
合 計	83.104	116.200	合 計	94.815	116.200

* 授業生の雇入れについて
 (「授業生雇入儀ニ付伺」津久井町郷土誌青根編より)
 (21-3)

郡内青根村西協和学校へ月俸4円50銭ヲ以テ牧野村
 平民加藤福太郎氏ヲ聘雇ノコト
 明治21年11月4日

青野原材外壺ケ村
 戸長 山口 陸

津久井郡長 吉野十郎殿

* 教育費補助
 (「明治21年度青根村々費収入予算議案」)(21-4)

支出ノ部

1金 38円17銭1厘 教育補助費

内 38円17銭1厘 西協和学校補助費

地価割 19円77銭4厘

戸別割 18円39銭7厘

(総戸数143戸)

1 地価割ハ明治21年11月30日限り総金額ヲ徴収スルモノトス

1 戸数別ハ明治21年6月30日限り税金額ヲ徴収スルモノトス

右ハ明治21年4月18日臨時青根村々会ニ於テ議定スル也

明治22年(1889)

* 明治22年度西協和学校経費(22-1)

支 出	精 算 高	(予 算)	収 入	精 算 高	(予 算)
俸 給	56.700	84.000	前年度越金	11.701	11.701
校 長 給 料	0	0	授 業 料	10.635	31.900
教 員 給 料	24.000	84.000	学 資 収 利	35.852	35.852
授 業 給 料	32.700	0	寄 付 金	0	0
雑 給	2.550	4.800	材費補助費	16.435	32.348
小 使 雇 給	1.750	1.800	雑 入 金		
旅 費	1.800	2.000			
手 当	0	0			
生 徒 賞 与	0	1.000			
諸 費	14.333	21.000			
備 付 品	0.719	2.000			
書 籍 器 機 費	2.683	7.000			
消 耗 品	4.931	6.000			
郵 便 税	0	0			
運 送 費	0	0			
借 家 料	6.000	6.000			
試 験 費	1.040	2.000			
雑 費	1.040	2.000			
建築修繕費	0	0			
建 築 費	0	0			
修 繕 費	0	0			
合 計	74.623	111.800	合 計	74.623	111.801

明治23年（1890）

* 学務委員について報告書（23—1）

本村ハ町村制第65条ニヨリ学務ニ関スル常設委員委員
 条例ニヨリ本村会ニ於テ公民ナル井上福太郎ヲ之ニ選挙
 シ左ノ事務ヲ分掌仕候也

明治23年 2月28日

村長 山 口 陸

津久井郡長 吉野十郎殿

分業事項

- 1 予算定額内ニ在リ学校ノ支出ニ関スル一切ノ事務ヲ
 支弁スル事
 但収入役ノ職務ニ係ル金費，支出ハ取扱ハサルモノト
 ス
- 1 校舍新築修繕等ニ付キ見込アル中ハ直ニ意見ヲ陳述
 スル事
- 1 学校ノ図書器械校具等ノ保存整理ヲ為ス事
- 1 掌令児童ノ就学ヲ督責スル事
- 1 村内教育ノ普及ヲ計ル事

* 教員資格について（23—2）

証明願

青根村西協和学校訓導

勝 毛 市 五 郎

私儀特別認可明治法律学校内講法会入会特別会員タ
 ルベキニ依リ右訓導スルノ証明願上候也

明治23年 3月31日

勝 毛 市 五 郎

青根村長 山口 陸殿

勝毛市五郎ヨリ西協和学校訓導タル事証明願出ニ付左
 ノ通り証明ス

第30号

津久井郡青根村第482番地寄留

勝 毛 市 五 郎

左ノ者当青根村西協和学校訓導スル事ヲ証明ス

明治23年 3月31日

* 明治23年度西協和学校経費（23—3）

支 出	精 算 高	(予 算)	収 入	精 算 高	(予 算)
俸 給	円 厘 94.963	108.000	前年度越金	0	0
校 長 給 料	0	0	授 業 料	22.995	33.600
教 員 給 料	93.643	96.000	学 資 収 利	35.852	35.852
授 業 生 給 料	1.320	12.000	寄 付 金	0	0
雑 給	1.000	4.800	村器補助費	55.996	66.000
小 使 雇 給	0.600	1.800	雑 入 金		
旅 費	0	2.000			
手 当	0	0			
生 徒 賞 与	0.400	1.000			
諸 費	18.880	21.562			
備 品 費	4.030	2.652			
書 籍 器 機 費	2.540	4.000			
消 耗 品	6.310	9.000			
郵 便 税	0	0			
運 送 費	0	0			
借 家 料	6.000	6.000			
試 験 費	0	1.000			
雑 費	0	1.000			
建築修繕費	0	0			
建 築 費	0	0			
修 繕 費	0	0			
合 計	114.843	135.452	合 計	114.843	135.452

明治24年(1891)

* 尋常小学校数及び位置について(24-1)

第123号 小学校令第26条第2項ニヨリ官庁ノ諮問ニヨリ村会開会ニ付報告案

報告書

小学校令第26条第2項ニ依リ本村ニ設置スベキ尋常小学校並位置定メ方ノ諮問案ニ対シ意見陳述ノ為メ来ル6日当役場ニ於テ村会相開キ候間此段及御報告候也

* (24-2)

第128号 小学校令第26条第2項及28条第2項ノ条件郡長ヨリ諮問ニ付キ村会ノ意見学校報告案

報告書

小学校令第26条第2項校数位置定方及同令第28条第2項ニヨリ教育事務委託ノ件御諮問ニ付昨六日村会相開キ候処別紙ノ通り定議候間此段及御報告候也

津久井郡青根村

校長 山口 陸

明治24年10月7日

* (24-3)

第129号 小学校令ニヨリ郡長ヨリ諮問ニ付答申案
答申書

小学校令第26条第2項ニヨリ本村ニ設置スヘキ小学校ノ校数並位置定メ方及同令第28条第2項ニヨリ牧野村字大川原ノ教育事務委託ノ件訓令乙第15号同16号ヲ以テ御諮問ニ付村会相開キ候処何レモ御下問ノ通り議決相成候間比段答申仕候也

津久井郡青根村

村長 山口 陸

明治24年10月7日

津久井郡長 吉野十郎殿

明治25年(1892)

* 教育功勞者表彰規程について(25-1)

教育功勞者表彰規程

第1条 本郡教育上ニ功勞アルモノヲ表彰センガ為ニ本規程ヲ設ク

第2条 表彰スヘキ區別左ノ如シ

- 1 5ケ年以上本郡小学校教職ニ従事シ成績佳良ナルモノ = 金1円以内ノ物品
- 2 10ケ年以上…… = 金2円以内ノ物品
- 3 15ケ年以上…… = 金3円以内ノ物品
- 4 20ケ年以上…… = 金5円以内ノ物品
以後5ケ年ヲ加フル毎ニ金5円ヲ増スモノトス
- 5 5ケ年以上学事ニ関スル公職ニ従事シ功勞著シキモノ = 金5円以内ノ物品

6 教育上ニ関シ特殊ノ功勞アリシモノ = 金2円以内ノ物品

第3条 前条ノ年限ノ計算ハ毎年3月末日ヲ以テ分界トス

第4条 教育功勞者ヲ表彰スルハ本会総集會ヲ以テ舉行ス

第5条 教育功勞者ノ選定及ヒ贈与物品ノ種類ハ會長ノ考査ニ委スルモノトス

第6条 表彰状ノ書大左ノ如シ

1 物品名 氏名

右ハ本郡教育ニ付シ尽力セラレタルヲ以テ茲ニ頭書ノ物品ヲ贈呈シ其功勞ヲ表彰ス

年 月 日

会長 氏 名

* 裁縫講習會について(25-2)

裁縫講習書規定

- 1 本会ハ小学校裁縫科教員養成ノ目的ヲ以テ開設ス
- 2 本会ハ本年8月中20日間中野村ニ開設ス
- 3 講習ノ科目ハ裁縫及其教檢法洗濯及色染法教育科トス志望ニヨリ唱歌ヲ加フルコトアルベシ
- 4 講習時間ハ毎日5時間以上トス
- 5 講習員タルモノハ年令滿15年以上ニシテ相当ノ学力ヲ有シ町村幹事ノ選挙シタルモノトス
- 6 講習員ノ定員ハ凡ソ30人トス
- 7 講習修了者ニハ証明書ヲ付与ス

* 諸委員選出について(25-3)

明治25年5月9日当村会ニ於テ諸委員選挙ノ結果左ノ如シ

- 1 学務委員 1名 井上嘉助
- 1 青根村他ニケ村共有地管理方協議委員 2名
柳川利兵衛
佐藤九郎右衛門

- 1 24年度歳入出納検査委員 3名
太田周助
佐藤九郎右衛門
山口重吉

* 小学校教員定員について(「郷土誌・青根編」より)
(25-4)

小学校教員定員開申書

各年11月文部省令第12号学級編制等ニ関スル規則スル規則ニ基キ尋常青根小学校教員定員別表ノ通り相定メ候条県令第28号第1条ニ依リ開申

明治25年4月30日

村長 山口 陸

知事 内海忠勝殿

尋常青根小学校校員定数表

学級 男 女	児童 人 員	本科 教員数	本科 教員数	専科 正教員数	専科 准教員数
全校	男28人 女 7人	—	0	0	0

旅費額 2等

明治25年 5月28日

村長 山 口 陸

知事 内海忠勝殿

* 年末年始休業について(25—7)

第54号答申書

当青根村立尋常小学校年始年末休業ノ期日及始業終業ノ時間左ノ通り相定メ候

- 1 年末年始ノ休業
毎年12月26日ヨリ翌年1月7日迄トス
- 1 始業終業ノ時間
毎日午前9時ヨリ午後3時迄トス
但シ土曜日ニ午後休業スルコト

明治25年 4月22日

青根村長 山 口 陸

知事 内海忠勝殿

* 小学校新築寄付受納村会(「村会議決書」)(25—5)
第124号

報告書

当青根村立尋常青根小学校新築費寄付金受納ニ付来ル
28日当役場ニ於テ村会相開キ候間此段及御報告候也
明治25年11月6日

村長 山 口 陸

* 教員給料及び旅費について(「郷土誌・青根編」より)(25—6)

教員給料旅費意見具申

正教員1人 給料額8円

明治26年

* 教育費を村費(「青根村明治26年度歳入出精算表」より)。(歳出の第1款役場費、第2款会議費、第4款衛生費、第5款諸税負担は略)(26—1)

歳 入

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第1款 財産ヨリ生ズル収入	円 厘 26.320	25.965	355	
1. 貸 地 料	4.000	3.500	500	貸有地増加ニ付増
2. 貸 付 金 利 子	22.320	22.465	145	赤貧者ノ利納ヲ免除シタルニ付減
第2款 雑 収 入	19.445	25.200	5.755	
1. 小 学 校 授 業 料	19.445	25.200	5.755	生徒減少ニ付減
第3款 国 庫 交 付 金	580	480	100	納税者増加ニ付キ増
第4款 地 方 税 交 付 金	2.740	2.550	190	同上
第5款 前 年 度 繰 越 金	41.224	17.265	23.959	
第6款 村 税	218.944	241.243	22.299	
1. 地 価 割	36.906	36.982	076	地価減少ニ付減
2. 営 業 割	18.775	13.500	5.275	創業者増加ニ付増
3. 戸 数 割	160.875	160.875	0	
4. 反 別 割	2.388	29.886	27.498	共有地賦課分免除ニ付減
合 計	309.253	312.703	3.450	

歳出(經常費)

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	104.592	119.300	14.708	
第1項 青根小学校費	104.592	119.330	14.708	
第1目 給 料	80.647	99.800	19.153	
1. 教 員 給 料	80.097	96.000	15.903	欠員アリタルニ付
2. 准 教 員 給 料	0	3.000	3.000	減雇入無キニ付減
3. 小 使 給 料	500	800	250	使用少ニ付減
第2目 雜 給	1.333	2.000	667	
1. 旅 費	1.000	2.000	1.000	教員給料ヨリ流用
2. 教員恩給基金	333	0	333	同上
第3目 需 要 費	22.612	17.500	5.112	
1. 備 付 品	1.345	1.000	345	教員給料ヨリ流用
2. 書 籍 器 械 費	8.220	3.000	5.220	同上
3. 消 耗 品	6.685	7.000	315	購入少ニ付減
4. 雜 費	6.862	6.500	138	同上
合 計	278.084	312.703	34.619	

M27. 7. 26 提出 村長 山口 陸 }
M27. 7. 30 村会議決 議長 山口 陸 }

* 書籍器械器具の新調について(26-2)

(「村会ニ関スル諸雜書」明治26年第8号議案説明書)

本村小学校ハ明治17年罹災以來書籍器械器具ノ新調未タ全カラス加之去ル24年1月教員欠乏ノタメ雇員ヲ以テ一時ノ教授ヲナサシメ居シ故去ル25年新令実施ニ際スルモ新教則ニヨリ書籍ノ購入ヲ為サズルガ為メ今日正教員任用セラルニ至リ大ニ書籍器械等ノ不足ヲ生ジ本年度ノ予算定額ニテハ所詮全備シ能ハワサルニ付残余ノ見込アル教員給料ヨリ之ニ流用シ当分ノ不便ヲ補ワンガタメ茲ニ第8号議案ヲ提出シタル所以ナリ因ニ記ス去ル24年度ヨリ25年度迄ニ書籍器械購入額ヲ揚クレハ22年度3円34銭7厘、23年度6円50銭(本年度ハ机腰掛ハ之ヲ新調セリ)24年度ニ於テハ更ニ購入セス25年度1円33銭以上4ケ年間合計金11円24銭7厘ノ購入ニ過ギズ因テ茲ニ記載シテ参考ニ供ス

* 教員恩給基金について(「郷土誌・青根編」より)
(26-3)

12月8日 小学校教員恩給基金予算案審議のため村会を開く。

明治27年(1894)

* 尋常青根小学校位置変更について(27-1)

第10号議案

23年10月勅令第215号小学校令第26条第2項ニヨリ当尋常青根小学校位置変更ノ件郡長ノ諮問ニ対シ本会ハ左

ノ如ク決議答申スルモトス

答申案

1 青根村尋常青根小学校ク位置ヲ同村字駒入原1331番地及1338へ変更設置スルヲ可トス

右ハ明治27年12月8日津久井郡訓令第69号諮問案ニヨリ議定ス

明治27年12月10日提出

* 提出教員予算変更について

(27-2)

第70号

明治27年4月2日

主務 山口 陸

答申書

当青根村27年度歳出予算第3款1項1目給料2節准教員給料ノ節変更方当月30日津庶第640号御照会ノ趣キ了承因テハ同項2目雜給中へ(3雇人料)ノ一節ヲ設ケ整理有度候付御更正相成度此段答申仕候也

津久井郡青根村村長 山口 陸

明治27年4月2日

郡長宛

* (27-3)

第143号

明治27年8月3・4日

主務 山口 陸

答申書

26年度歳入出精算表中歳出第3款教育費1項1目中教員給料額ト恩給基金ト相当セサル為去2日津庶第1399号御照会ノ趣了承右ハ正教員欠員中雇員ヲ使用候故差違無之此段答申仕候也

明治27年8月4日

青根村長 山口 陸

津久井郡役所御中

* 校舎及役場新築寄附について

(27-4)

第2368号

青根村会ニ於テ校舎及役場建築ノ為メ去ル25年中岩田武雄外1名ヨリ寄付シタル元利金ヲ該建築費ニ充テ及木材運搬ノ為メ人夫200人ヲ村内平等割ニ等分ノ件ヲ議決報告セラルル処右元利金ハ村基本財産ニ編入シタルモノニ無之哉又人夫200人ヲ平等割ニ等分サシムルトハ直接村税ノ納額ニ準拠セス毎戸平等ニ差出サシムル義ニ候哉果シテ然ラハ右両項ハ郡参事会ノ許可ヲ要スヘキ筈ニ候爾今何等不申ニヨリ今回本郡ヨリモ照会越ノ条取調早急回答セラレヘク此段及照会候也

明治27年12月5日

津久井郡役所

青根村長 山口 陸殿

* (27-5)

第215号

明治27年12月7日

主務 山口 陸

答申書当青根小学校々舎及役場建築ノ為メ去ル11月21日村会相開キ其議定要領及御報告候処去ル5日付津庶第2368号ヲ以テ下明ノ廉右調方御照会ニ付左ニ答申仕候也

明治27年11月7日

青根村長 山口 陸

津久井郡役所御中

* (27-6)

取調書

1 明治25年中岩田武雄外1名ヨリ当校新築費トシテ寄附申出ニ付11月21日当村会ニ於テ受納并明治27年12月迄利子ヲ増殖シテ着手スル事ニ議定シ直チニ貴所ヘ御報告有無之儀ニテ基本財産ヘ編入致度也

1 本村戸数143戸内貧困者43戸ヲ除キ残ル戸ヘ1戸ニ付人夫2人宛校舎建設ニ要スル木材運搬ノ為メ差出ス儀ニ有之候ニ付別紙許可願差出候

* (27-7)

第222号

明治27年12月13日

主務 山口 陸

役所222号

当青根小学校々舎及役場建築費ニ寄付金充当ノ件ニ付本月10日津庶第2403号ヲ以テ取調方御照会ノ趣了承右ハ岩田武雄外1名ヨリ寄付相成タルハ単ニ校舎新築費ノミニ寄付セシニ違無之候得共今回ノ請負金額ハ該元利金ヲ相充テ候モ他ニ敷地地盤構造及敷物類学校生徒厠其ノ費用ヲ村民ヨリ凡40円寄付ノ都合ヲ以テ請負金額ニハ該寄付金ノミタ相充テ候儀ニ有之候此段及御答候也

明治27年11月13日

青根村長 山口 陸

郡役所宛

* 建築費賦課について

(27-9)

津庶第2413号

尋常青根小学校々舎及青根村役場建築ノ為メ該村会ニ於テ木材運搬人夫村内貧困者ヲ除キ残ル100戸ヘ平等賦課スル事ヲ議決シ本月7日付ニテ許可願出候就テハ調査上必要之案右平等ニ賦課スル理由詳細取調回答セラルヘシ此段及照会候也

明治27年12月11日

津久井郡役所

青根村長 山口 陸殿

* (27-10)

第223号

明治27年12月13日

主務 山口 陸

当尋常青根小学校々舎及青根村役場建築ノ為メ当村会ニ於テ木材運搬人夫200人村内貧困者ヲ除キ残100戸平等賦課スル事ヲ議決シ本月7日付ヲ以テ許可出願候処調査上必要ノ趣ヲ平等賦課ノ理由詳細取調方本月11日付津庶第2413号御照会ノ趣キ了承右ハ別段理由トスル儀無之候得共貧困者戸ヲ除キ残戸ニ平等賦課スルモ敢テ権衡ヲ得サル次第無之且ツ本建設発企ノ当初人民一般ノ意向ヲ問ヒ候処人夫ノ如キハ賦課ナリ又ハ寄付ナリ平等ニ差出ヘク協議モ有之候ニ付前条議定ニ有シ候間此段及御答候

明治27年12月13日

青根村長 山口 陸

郡役所宛

* (27-11)

第2459号

本月13日付第223号ヲ以テ青根小学校々舎建築木材運搬人夫平等割ノ義ニ付回答セラルル処其貧困者トシテ排除セシ43戸ノ者共ハ現在所有不動産地所建物等無之候間生活上之状況等入用ニ付詳細取調回報セラルヘク及照会

候也

明治27年12月18日

津久井郡役所

青根村長 山口 陸殿

* (27-12)

第226号

明治27年12月21日

主務 山口 陸

当青根小学校々舎建築木材運搬人夫平等割ノ義ニ付本月18日付津庶第2459号御照会ノ趣了承右ハ貧困者トシテ排除セシ戸ノ者ハ寄留者或ハ家族ノ別居等ニシテ地所建物等ノ所有無之日々日雇山稼ヲ以テ生活致居候者ニ有之此段乃御答候也

明治27年12月20日

* (27-14)

第229号

明治27年12月28日

主務 山口 陸

当青根小学校々舎及村役場建築木材人夫平等賦課ノ義ニ付本月26日津庶第2513号御照会ノ趣了承右平等賦課戸ノ内戸老幼者有之候得共之等ハ老人ヲ以テ半人トナシ夫役ニ当ラシメ候此段及御回答候也

明治27年12月29日

青根村長 山口 陸

津久井郡役所御中

* (27-15)

第2513号

明治27年12月27日

小学校舎及村役場建築ノ為メ木材運搬人夫村内平等賦課ノ義願出ラレシニ就テハ該人夫ヲ賦課スル戸ノ内ニハ労役ニ堪ヘサル老幼男女ニテ一家ヲ維持スルモノモ可有之是等ニ対シテハ相当ノ代人ヲ差出サシムル見込ナルヤ否且ツ其戸数モ要シニ付取調ノ上併テ回答セラルヘク此段及照会候也

明治27年12月26日

津久井郡役所

青根村長 山口 陸殿

* 校舎及役場落成について

(27-16)

第90号

明治28年4月12日

主務 山口 陸

上申書

当青根小学校々舎及同村役場建築工事落成ニ付来ル18日落成式挙行致度付テハ貴官ノ御臨場ヲ煩シ度願上申仕

候也

明治28年4月12日

青根村長 山口 陸

郡長宛

明治27年（1894）

* 教育費と村費（「青根村明治27年度歳入出精算表」より。（なお、歳出の部の第一款役場費、第二款会議費、第四款衛生費、第五款諸税負担は省略した。）（27—17）

歳入

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第一款 財産ヨリ生スル収入	円 厘 117.551	118.551	1.000	
1. 貸 地 料	2.550	3.500	1.000	
2. 貸 付 金 利 子	71.717	71.717	0	
3. 産 物 払 代	43.334	43.334	0	
第二款 雑 収 入	20.300	25.200	4.900	
1. 小 学 校 授 業 料	20.300	25.200	4.900	生徒減少付減
第三款 前年度繰越金	31.169	6.030	25.139	
第四款 寄 付 金	171.370	156.920	14.450	
1. 役 場 費 寄 付	59.450	45.000	14.450	寄附者増加ニ付増
2. 教 育 費 寄 付	21.920	21.920	0	
第五款 国 庫 交 付 金	0.580	0.650	0.020	納税者増加ニ付増
第六款 地 方 税 交 付 金	3.717	3.152	0.565	同上
第七款 村 税	255.517	252.298	3.219	
1. 地 価 割	36.886	37.008	0.122	地価減少ニ付減
2. 営 業 割	21.627	17.950	3.677	営業者増加ニ付増
3. 戸 数 割	197.004	197.340	0.336	赤貧者免除ニ付減
合 計	600.204	562.711	36.492	

歳出（經常費）

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第三款 教 育 費	233.888	281.320	47.432	
第一項 青根小学校費	233.888	281.320	47.432	
第一目 給 料	65.680	96.900	31.220	
1. 教 員 給 料	65.500	96.900	30.500	雇員ヲ以テ代用ニ付減
2. 使 丁 給 料	0.180	0.900	0.720	使用少ニ付減
第二目 雑 給	0	7.000	7.000	
1. 旅 費	0	2.800	2.800	
2. 教員恩給基金	0	1.200	1.200	
3. 雇 人 料	0	3.000	3.000	正教員欠員ニ付減
第三目 需 用 費	30.041	30.420	0.379	
1. 備 品 費	17.220	16.920	0.300	教員給料ヨリ流用
2. 消 耗 品 費	6.821	7.000	0.179	使用少ニ付減
3. 雑 費	6.000	6.500	0.500	同
第四目 建 築 費	138.167	147.000	8.833	
1. 校 舎 新 築 費	138.167	147.000	8.833	構造変更為減
合 計	542.948	522.480	20.471	
臨 時 費（歳出）	0	25.000	25.000	（訴訟費）
通 計	542.948	547.480	4.529	

* 新校舎建築費用案について(「村会議決書」)(27-18)

第一条 当青根村々立尋常青根小学校々舎並ニ村役場併立建築スルモノトス

第二条 右建設位置ハ本村字駒入原1,131番,1,138番,1,139番へ建築スルモノトス。

第三条 此建築費用ハ明治25年中岩田武雄外一名ヨリ寄付シタル元利金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第四条 建築費予算金額ハ競争入札ニ於テ確定シタル諸負担金147円トス 但シ木材運搬ノ為,人夫200人ヲ村内平等割ヲ以テ差出スモノトス

第五条 此建築構造方法及其他ハ村長並該委員ニ於テ定ムルモノトス

右ハ明治27年5月19日提出,原案ニヨリ同月21日議決スルモノ也

青根村会議長 山口 陸

村会議員 柳川新兵衛,永井弥右エ門,太田周助,関戸九右エ門,山口重吉,井上福太郎,井上八蔵,佐藤九郎右エ門,村書記,井上喜之助

* 学校備付品寄付(「村立尋常青根小学校備付品寄付ニ付受納議決書」)(27-19)

1 傘20本 代価金 3円也

右物品,当青根村平民長田房太郎ヨリ寄付ノ申シ出ニ付之ヲ受納スルモノトス

明治27年12月26日

青根村長 山口 陸

明治28年(1895)

* 小学校位置変更について(28-1)

諮問案

一,青根尋常小学校ノ位置ヲ同村字駒入原1331番及ビ1338番地へ変更設置スル件

議決書

答申右ヲ可トス

* (28-2)

第2号議案

当青根村役場位置ノ義本村字駒入原1331,1338番地へ当青根小学校ト併立建設中ニ付落成ノ為之へ移転変更スルモノトス

明治28年1月18日提出

校長 山口 陸

* 校舎竣工期日延期について(28-3)

第8号議案

当青根小学校々舎及全村役場併立建設工事本月28日竣工期日ノ處雨天引続右期日落成難相成ニ付来ル4月15日迄延期願出ニヨリ左ノ通り議定ス

一,来ル4月10日迄延期認諾スル事

一,右認諾ニ付借家料金壹円ヲ請負人ヲシテ支弁セシムル事

一,右4月10日ヲ経過スルトキハ明治27年10月20日付請負契約書第4条ヲ断然執行シ再ヒ延期ヲ聞届ケサル事

* 落成式について(28-4)

上申書

当青根小学校々舎及当村役場建築工事落成ニ付来ル18日開校式挙行致度付テハ貴官ノ御臨場ヲ煩シ度此段上申仕候也

明治28年4月12日

青根村長 山口 陸

郡長宛

* 青根小学校備付品寄付(「寄附金収受決議書」明治28年2月19日村会議決)(28-5)

一,金11円92銭 寄付者大里良丸外73人

右ハ当青根村尋常青根小学校備付品幻燈器機購入費トシテ寄付ノ申出ニ付之ヲ収受スルモノトス右明治28年3月17日提出ノ原案ニヨリ全年全月19日青根村会議長

山口 陸

* 教育費と村費(「青根村明治28年度歳入出精算表」より。(歳出の部の第一款役場費, 第二款会議費, 第四款衛生費, 第五款諸税負担の科目は省略した。)(28-6)

歳入

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
第一款 財産ヨリ生スル収入	円 厘 31.570	24.320	7.250	
1. 貸 地 料	2.750	2.000	750	貸付地増加ニ付増
2. 貸 付 金 利 子	28.820	22.320	6.500	貸付金増加ニ付増
第二款 雑 収 入	23.445	28.200	4.755	
1. 小 学 校 授 業 料	22.155	25.200	3.045	生徒減少ニ付減
2. 不 用 品 払 代	1.290	3.000	1.710	糞尿少ニ付減
第三款 前年度繰越金	7.256	15.560	7.744	基本財産へ編入ニ付減
第四款 国庫交付金	680	560	120	税金増加ニ付増
第五款 地方税交付金	3.594	3.410	184	同上
第六款 村 税	244.726	243.530	1.196	
1. 地 価 割	36.967	37.019	0.052	地価減少ニ付減
2. 営 業 割	12.605	11.400	1.205	営業割増加ニ付増
3. 戸 数 割	195.154	195.111	43	
合 計	311.271	315.020	3.949	

歳出(經常費)

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
第三款 教 育 費	107.920	122.660	4.740	
第一項 青根小学校費	107.920	122.660	4.740	
第一目 給 料	63.500	96.900	33.400	
1. 教 員 給 料	63.200	96.000	32.800	正教員欠員ニ付減
2. 使 丁 給 料	300	900	600	使用少ニ付減
第二目 雑 給	10.700	3.760	6.940	
1. 旅 費	10.000	2.800	7.900	役場費備付品及び衛生費医員給料及痘苗費ヨリ流用
2. 教員恩給基金	0	960	960	正教員欠員ニ付減
第三目 需 用 費	21.960	12.000	9.960	
1. 備 付 品	14.510	4.000	10.510	教員給料ヨリ流用
2. 消 耗 品	6.950	7.000	050	使用少ニ付減
3. 雑 費	500	1.000	500	同上
第四目 修 繕 費	11.760	0	11.760	
1. 校舎修繕費	11.760	0	11.760	教員給料ヨリ流用
合 計	291.286	315.020	23.734	

明治29年(1896)

* 小学校経費寄附について(29-1)

寄附御願

神奈川県津久井郡日連村990番地
市民 森久保藤平二男
森久保戸一

右ハ前書之金円津久井郡村立尋常青根小学校経費ノ内ニ寄附仕度此段願奉候也

右 森久保戸一

明治29年5月2日

青根村長 山 口 陸

1 賞罰ヲ受けタルコトナシ

1 金10円也

* 教育費と村費(「青根村明治29年度歳入出精算表」より。(なお、歳出の第1款役場費, 第2款会議費, 第4款衛生費, 第5款諸税負担, 第6款財産及管理費は省略した。)(29-2)

歳入

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第1款 財産ヨリ生スル収入	円 厘 32.720	31.070	1.650	
1. 貸 地 料	2.750	2.750		
2. 貸 付 金 利 子	29.970	28.320	1.650	基本財産増殖ニ付増
第2款 雑 収 入	13.450	29.200	15.750	
1. 小 学 校 授 業 料	10.940	25.200	14.710	伝染病流行ノ外休セシニヨリ減
2. 不 用 品 払 代	2.960	4.000	1.040	同上
第3款 前 年 度 繰 越 金	19.985	17.293	2.692	(破レ不明)
第4款 地 方 税 補 助 金	28.744	57.851	29.107	
1. 衛 生 費 補 助	28.744	57.851	29.107	算出方誤解ニヨリ減
第5款 寄 附 金	10.000	10.000		
1. 教 育 費 寄 附	10.000	10.000		
第6款 国 庫 交 付 金	360	720	360	税法廃止ノタメ減
第7款 地 方 税 交 付 金	5.078	4.157	921	追加アルニヨリ増
第8款 村 税	364.318	359.152	5.166	
1. 地 価 割	36.971	37.019	048	村税免除候地目アリタルタメ減
2. 営 業 割	16.538	16.125	413	創業アリタルタメ増
3. 戸 別 割	310.809	306.008	4.801	追加アリタルタメ増
合 計	474.655	509.443	34.788	

歳出

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	41.899	98.920	57.021	
第1項 青根小学校費	41.899	98.920	57.021	
第1目 給 料	26.683	82.900	56.217	
1. 教 員 給 料	26.533	82.000	55.467	欠員多キニ付減
2. 使 丁 給 料	150	900	750	使用少ニ付減
第2目 雑 給	2.700	4.020	1.320	
1. 旅 費	2.700	3.300	600	旅行少キニ付減
2. 教員恩給基金	0	720	720	正教員欠員ニ付減
第3目 需 用 費	5.206	12.000	6.794	
1. 備 付 品	800	4.000	3.200	購入少ニ付減
2. 消 耗 品	4.406	7.000	2.594	"
3. 雑 費	0	1.000	1.000	"
第4目 修 繕 費	7.310	0	7.310	
1. 校 舎 修 繕 費	7.310	0	7.310	教員給料ヨリ流用
合 計	391.609	476.492	84.883	

* 教育費寄附(「青根村教育費寄付人名簿」明治29年)

(26-3)

1金 7円也 井上福太郎

1金 7円也 柳川新兵衛

1金 1円也 柳川弥助

1金 7円也 関戸九右エ門

1金 9円也 佐藤縫之助 外13名
計 77円17銭

右受領スルモノトス

明治31年(1898)

* 教育費と村費(「青根村明治31年度歳入出精算表」より。(歳入に関して款科目のみ。ただし学校授業料を除く。また歳出の部は、第3款教育費の科目のみ記載した。(31-1))

歳入

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第1款 財産ヨリ生スル収入	円 厘 32.440	56.710	24.270	
第2款 使用料及手数料	1.200	11.500	10.300	
第3款 雑 収 入	224.680	229.200	4.520	
2. 学 校 授 業 料	23.360	25.200	1.840	出席生徒少ナキニ付減
第4款 前年度繰越金	8.771	35.085	26.314	精算上残金少ナキニ付減
第5款 地方税補助金	3.000	10.900	7.900	
第6款 寄 附 金	0	25.000	25.000	
第7款 地方税交付金	8.708	5.465	3.243	追加アリタルニ付増
第8款 財産ヨリ繰入金	5.000	16.250	11.250	
第9款 村 税	415.537	408.281	7.256	
合 計	699.336	798.391	99.055	

歳出(経常費)

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	162.613	175.540	12.927	
第1項 青根小学校費	162.613	175.540	12.927	
第1目 給 料	144.375	145.500	1.125	
1. 教 員 給 料	144.000	144.000		
2. 使 丁 給 料	375	1.500	1.125	使用セサルニ付減
第2目 雑 給	3.440	7.440	4.000	
1. 旅 費	2.000	6.000	4.000	旅行少ナキニ付減
2. 教員恩給基金	1.440	1.440		
第3目 需 用 費	14.138	21.400	7.262	
1. 備 付 品	1.665	5.000	3.335	購入少ナキニ付減
2. 消 耗 品 費	11.025	14.400	3.195	全
3. 雑 費	1.268	2.000	732	
第4目 修 繕 費	660	1.200	540	修繕ノ個所少ナキニ付減
1. 校舎修繕費	660	1.200	540	
合 計	656.106	793.100	136.994	

* 学校維持寄付の取扱いについて（その1）（「明治31年第2号議案」村会議案書より）（31-2）

明治7年10月中、当青根小学校創立之際、同校維持ノ為メ山口陸外48名ヨリ、金215円寄付セシ金額ハ其当時各寄附者ヘ其ノママ貸付ケ、年々其利子ヲ徴シ同校経費ニ充用致シ来リ候処、右寄附者中貧困ニ迫リタル者不尠候ニ付キ、来ル明治31年度ノ始メニ於テ右元金ヲ寄附者ヘ返却スルモノトス

但シ寄附者ニシテ巴ニ低当地ヲサシダシ村有財産ヘ編入シタル分モ同様代価ニテ返却スルトイエドモ其費用ハ各本人ノ負担トス

本件ハ町村制第127条ニヨリ、郡参事会ノ許可ヲ経テ執行ス

明治31年1月27日原案通り可決

* 学校維持寄付金について（その2）（31-3）

稟請書

明治7年当青根小学校創立ノ際本村山口陸外48名ヨリ同校維持ノ為メ金215円寄付致スヲ其儘寄附者ヘ貸付ケ年々其利子ヲ徴シ同校経費ニ相充テ居候得共右寄附者ニシテ貧困ニ陥リタリモノ不少中ニハ利納致兼其低当地ヲ差出シ巴ニ村有財産ヘ編入候分モ有之候ニ付去ル27日村会ニ於テ右元金及土地トモ各本人ヘ返付スル議決相成候間町村制第127条ニヨリ御許可相成度此稟請仕候也

明治31年1月31日

村長 山口 陸

* 学校維持寄付金の取扱いについて（その3）（「津庶第396号」明治31年3月11日）（31-4）

其村会ニ於テ学校維持ノ為メ寄付ヲ受ケ各寄附者ニ貸付タル元金ヲ悉皆各寄附者ニ返付スル旨議決シ郡参事会許可稟請相成候処右等寄付金ハ既ニ村有財産ニ編入シタルモノニ付止ムヨ得ル特別ノ場合ニ於テ赤貧ニシテ到底債務ヲ弁償スルノ資力ナキモノ々如キ者ニ対シ債権ヲ棄損スルハ格別ナルモ低当等ヲ納メ貸付ケタル赤貧者以外ノ債務者ニ対シ返却スルガ如キハ制第81条ノ趣旨ニ違反シ不穩当ノ義ニ付最前ノ議決ヲ取消シ更ニ相当処分セラレバク此段及照会候也

明治31年3月10日

郡 役 所

村長 山口 陸殿

* 補習科設置の件（31-5）

当村立尋常青根小学校補習科ヲ設置シ左式通ノ如ク其筋ヘ許可稟請スルモノトス

明治31年10月11日

青根村長 柳 川 新兵衛

前件並左ノ件明治31年10月13日青根村ニ於テ決議ス

議長 柳 川 新兵衛

議員 井上 卯右エ門

山口 初次郎

佐 藤 幸太郎

山口 重 吉

教科目

修身 読書 作文 習字 算術 地理 歴史 理科

修業年限

式個年

補習科教科課程及毎週教授時間許可願

津久井郡青根村立尋常青根小学校

右尋常小学校ニ設置スル補習科課程及毎週教授時間別表之通り相定メ此条御許可相成下度此段奉願候也

明治31年9月24日

津久井郡青根村長代理

助役 井 上 喜 助

神奈川県知事 浅田徳則殿

* 学校医設置の件（31-6）

決議案

第1条 本村ハ村立学校ニ学校医名ヲ置クモノトス

第2条 学校医ハ毎月1回以上各学校ヲ視察セシムルモノトス

第3条 学校医ハ年額金3円手当トシテ給スルモノトス

第4条 学校医候補者トシテ本村開業医豊岡嘉二平ヲ選定スルモノトス

第5条 第3条ノ手当金本年度ハ予算ナキニ付伝染病予防費医師給料之残金ヲ以テ金貳円支給スルモノトス
明治31年12月9日提出

青根村長 柳 川 新兵エ

右 明治31年12月12日青根村会於テ議決ス

明治32年（1899）

* 教育費と村費（「青根地明治32年歳入出精算表」より。）（歳入の科目は省略し，また歳出の部も第三款教育費のみを掲載した。）（32—1）

歳入

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
第1款 財産ヨリ生ズル収入	円 厘 45.710	45.510	200	出席生徒多キニ付増
第2款 使用料及手数料	2.500	2.750	250	
第3款 雑 収 入 (2. 学 校 授 業 料)	34.728 (30.478)	32.800 (28.880)	1.928 (1.678)	
第4款 前年度繰越金	43.230	43.065	165	
第5款 県 税 補 助 金	640	6.425	5.785	
第6款 県 税 交 付 金	6.374	4.678	1.676	
第7款 財産ヨリ繰入金	10.000	10.000	0	
第8款 村 税	394,210	393.726	484	
合 計	539.392	538.954	1,562	

歳出（經常費）

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	175,676	178.740	3.064	使用セサルニ付減 旅行少キニ付減 購入少ニキニ付減 役場費実費弁償ヨリ流用 使用少キニ付減 使丁給料ヨリ流用
第1項 青根小学校費	175.676	178.740	3.064	
第1目 給 料	144.000	145.500	1.500	
1. 教 育 給 料	144.000	144.000		
2. 使 丁 給 料		1.500	1.500	
第2目 雑 給	5.000	8.440	3.000	
1. 旅 費	1.000	4.000	3.000	
2. 諸 手 当	3.000	3.000		
第3目 需 用 費	25.186	24.300	886	
1. 備 品 費	8.358	8.400	42	
2. 消 耗 品 費	15.410	14.400	1.010	
3. 雑 費	1.418	1.500	82	
第4目 修 繕 費	1.050	500	550	
1. 校 舎 修 繕 費	1.050	500	550	
合 計	450.495	541.240	86.897	

明治33年（1900）

* 教育費と村費（「青根費明治33年度歳入出精算表」より。）（歳入の科目は省略し，また歳出の部も第三款教育費のみを掲載した。）（33—1）

歳入

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
合 計	588.556	559.519	29.037	
(学 校 授 業 料)	39.784	36.000	3,784	
(教 育 費 寄 付)	18.000	18.000	0	

歳出（経常費）

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	222.849	219.100	3.749	
第1項 青根小学校費	222.849	219.100	3.749	
第1目 給 料	176.000	181.000	5.000	
1. 教 員 給 料	176.000	180.000	4.000	
2. 使 丁 給 料		1.000	1.000	
第2目 雜 給	8.860	8.800	60	
1. 旅 費	2.100	4.000	1.900	旅行少キニ付減
2. 諸 手 当	5.000	3.000	2.000	
3. 教員恩給基金	1.760	1.800	40	使用少キニ付減
第3目 需 用 費	34.734	25.300	10.434	
1. 備 品 費	17.956	9.400	8.556	
2. 消 耗 品 費	16.590	14.400	2.190	
3. 雜 費	1.188	1.500	312	使用少キニ付減
第4目 修 繕 費	2.255	4.000	1.745	
1. 校 舎 "	2.255	4.000	1.745	修繕個所少キニ付減
合 計	547.194	559.519	12.225	

* 貧困者子弟の授業料免除について（その1）（「村会決議書」）（33-2）

決議書

1 本村1551番地松本斧吉ハ貧困者ナルヲ以テ同人ニ女シヅヨノ 授業料ハ明治23年勅令第215号小学校令第44条第4項ニ因リ本年7月ヨリ本年内ニ限り同人就学中ノ 授業料ハ免除スルモノトス

明治33年8月10日議決

村会議長 佐藤幸太郎
同議員 6名 氏名(略)

* 貧困者子弟の授業料免除について（その2）（「津庶第1748号」）（33-3）

本月1日其村々会議決事件中 松本斧吉ニ対スル授業料免除ノ件有之候処 右ハ明治23年10月勅令第215号小学校令第44条第4項ニ依リ村長ノ職權ニ属シ候ニ付村会ニ於テ議決スヘキモノニ無之候条至急取消報告可有之此段申入候也

明治33年8月25日

郡長 国松英太郎

村長 佐藤幸太郎殿

しかし、青根村にはなかなかこれに応じなかったらしく、郡長は「津庶第2031号」（明治33年10月2日）で催足をしている。

これに対して、青根村は同年11月6日ようやくそれを受けて次のような決議を行った。

* 貧困者子弟の授業料免除について（その3）（「村会決議書」明治33年11月6日）（33-4）

明治33年8月1日議決シタル松本斧吉ニ対スル授業料ヲ免除シタルハ明治23年勅令第219号小学校令第44条第4項ニ依リ村長ノ職權ニ属シ本村会メ議決スヘキモノニ無之ニ付既議決ニ取消スヘキモノトス

青根村会議長 佐藤幸太郎
同議員

*（「第78号」）（33-5）

本月13日付諮第29号ヲ以テ尋常青根小学校止教員増俸金額支出之義御諮問之趣キ拜承右ハ明治29年勅令第2号第1条ノ義務額ヲ超ヘタル月額参円本月ヨリ支出之義既ニ本村会ニ於テ承認致シ居リ候ニ付其段答申仕候也

明治33年4月20日

村長 佐藤幸太郎

知事 浅田徳則殿

* 学校医設置の件（33-6）

第19号

明治33年2月10日

主務 井上喜助

村長(空欄) 助役(空欄)

当青根村ニ於テハ学校医ヲ置キ手当トシテ若干ヲ給スル事ニ相成居候処歳入予算編成ニ付テハ教育費中雑給ノ目諸手当ヨリ支出スル義ニ候哉或ハ学校医手当ノ一目ヲ新設スル義ニ候哉且歳入之部地方税交付金及地方税補助

金ノ款ハ各々県税交付金ト自然訂正スル義ニ可有之哉此
段併セテ御伺候也

円ヲ増加シ支出スルモノトス

議長 佐藤 重太郎
議員 井上 卯右エ門
井上 古六
佐藤 縫之助

* 学校医増俸の件 (33-7)
決議書

- 1 本年4月1日ヨリ実施ニ係ル小学校生徒身体検査ハ
学校医豊岡嘉ニ平ヲシテ行ハセシモ手当減少ニ付金2

明治34年 (1901)

* 教育費と村費(「青根村明治34年歳入出精算表」より。(歳入は合計金額のみ、また歳出は合計と教育費のみ掲載した。)(34-1)

歳入

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
合 計	570.633	1,097.076	526.076	
(学 校 授 業 料)	6.400	45.000	38.160	授業料ヲ徴スル能ワサルニ付減
(牧野村児童教育料)	13.000	13.000	0	

歳出 (經常費)

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	円 厘 255.743	249.699	6.044	
第1項 青根小学校費	255.743	249.699	6.044	
第1目 給 料	180.240	180.500	260	
1. 教 員 給 料	180.000	180.000	0	
2. 使 丁 給 料	240	500	260	
第2目 雑 給	29.980	26.800	3.180	
1. 旅 費	7.000	4.000	3.000	第7款予備費ヨリ流用補充スル
2. 報 酬	16.000	16.000	0	
3. 手 当	5.000	5.000	0	
4. 教員恩給基金	1.980	1.800	180	使丁給ヨリ流用
第3目 需 用 費	34.023	32.900	1.123	
1. 備 品 費	17.617	17.500	117	消耗品費ヨリ流用
2. 消 耗 品 費	14.264	14.400	136	
3. 雑 費	2.142	1.000	1.140	第1款3項ノ3贈費ヨリ流用
第4目 修 繕 費	11.500	9.469	2.001	
1. 校舎修繕費	11.500	9.469	2.001	
合 計	569.220	650.410	81.190	
臨 時 費 (歳 出)	0	446.666	446.666	科目不明
通 計	569.220	1,097.076	527.856	

* 議決書 (34-2)

- 1 明治33年度歳入出追加予算ノ件 (略)
2 学務委員山田玄学ヨリ申出ニ係ル寄附金収授ノ件
尋常青根小学校教育費需用費備品費内へ金18円寄附
申出ニ対シ本村ハ之ヲ收受スルモノトス

- 4 (略)
5 常設委員実費弁償支給方変ノ件
明治32年3月19日議決ニ係ル常設委員一里以内ノ地
ニ於テ執務スル中ハ1日金20銭宛ノ割ヲ以テ実費ヲ支
給スルトアルヲ一日金25銭ト変更スルモノトス

3 (略)

6 (略)

7 (略)

8 尋常青根小学校授業料徴収ノ件

尋常青根小学校生徒ノ授業料ヲ平均一人ニ付六錢ヲ徴収シ歳入ノ一部ヲ補填スルモノトス

9 補習科授業料額決定ノ件

補習科生徒ノ授業料ヲ生徒一人ニ付平均10錢ヲ徴収スルモノトス

明治34年 3月23日

村会議長 佐 藤 幸太郎

“ 議員 6名(氏名一略)

* 第70号

本月12日ニ付津庶第785号ヲ以テ御達ノ件ハ左記取調ノ通り相違無之候ニ付此段上申仕候也

明治34年 4月13日

村長 佐 藤 幸太郎

郡長 国松英太郎殿

1 山田玄学ヨリ青根小学校備品費ノ内へ金18円寄付ノ申出ヲ受ケタルハ別納寄付金申請費ノ通り明治33年度分エ寄付シタル義ニシテ全ク同年度分ノ内へ受納シタル義ニ有之候

1 青根小学校授業料ノ件ハ尋常科生徒一人ニ付一ヶ月金六錢ヲ補習科生徒一人ニ付一ヶ月金十錢ヲトスヘキノ所何レモ誤リ有之候

* 牧野村児童教育委託料について(34-3)

議決書

1 牧野村字大川原児童教育委託報酬金決定ノ件

右同日提出ノ原案ニ因リ本年度ニ限り金13円ヲ徴収シ徴収期日ヲ理事者ニ於テ随時期限ヲ定メ徴収スルモノトス

明治34年 7月 8日

青根村々会議員 佐 藤 幸太郎

助役 井 上 喜 助

議員 井上古六(外4名一略)

* 補習科授業時間表(34-4)

[補習科教授課程毎週教授時間表]

学科	毎週教授時間	1学年	毎週教授時間	2学年
修身	3	人道実践ノ方法	3	"
読書	6	漢字交リ文	6	"
作文	3	日用書簡及漢字交リ文	3	"
習字	3	日用文書書類	3	"
算術	6	四則小数諸算	6	簡易分数及比例
地理	2	神奈川県地理ノ大要	2	日本地理ノ大要
歴史	2	日本歴史ノ大要	2	"
理科	3	動物植物礦物概略	3	"
合計	28		28	

明治35年（1902）

* 教育費と村費（「青根村明治35年度歳入出精算表」より（35—1））

歳入

科 目	精 算 高	予 算 高	
合 計	1,208.876	1,331.695	
（学 校 授 業 料）	1.600	9.600	
（牧野村児童教育料）	20.550	23.997	

歳出（経常費）

科 目	精 算 高	予 算 高	事 由
第3款 教 育 費	円 厘 252.562	252.560	
第1項 青根小学校費	252.562	262.560	
第1目 給 料	190.286	195.000	
1. 教 員 給 料	189.866	192.000	異動アリタルニ因り減
2. 使 丁 給 料	420	500	
第2目 雑 給	25.139	31.160	
1. 旅 費	14.050	14.000	
2. 諸 手 当	9.000	15.000	
3. 教員恩給基金	2.089	2.150	
第3目 需 用 費	32.472	33.900	
1. 備 品 費	14.656	17.500	備品費ヨリ流用補充ス
2. 消 耗 品 費	15.956	14.400	
3. 雑 費	1.860	2.000	
第4目 修 繕 費	4.665	5.000	
1. 校 舎 修 繕 費	4.665	5.000	
合 計	672.232	718.361	

歳出（臨時費）

科 目	精 算 高	予 算 高	
第1款 教 育 費	0	30.000	
第1項 青根小学校費	0	30.000	
第1目 建 築 費	0	30.000	
1. 校 舎 修 繕 費	0	30.000	
第2款 財産及管理費	490.000	583.333	
1. 基本財産編入金	490.000	583.333	
合 計	490.000	613.333	
通 計	1,162.232	1,331.694	

* 校舎増設ニ関スル参考書（35—2）

現在校舎ハ間口7間奥行3間半ニシテ生徒1人ニ付三尺平方（即一坪四人詰）ノ規定ニ因ルトキハ70人詰ノ設計ナリ仍チ役場ヲ充用スレバ間口奥行共ニ三間ナレバ足

ニ36人ヲ収容シ得ラル仍之役場ヲ充用シ現在児童106人収容セントスルナリ 他ノ方法トシテハ小学校舎施行規則第34条ニ依リ二部教授ノ方法方ニ依ルノ外道ナキモノト信ズ 其場合ニアッテハ毎日ノ教授時数ヲ各部3時以

上トス 但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ2時トナス事ヲ得ルナリ 34年2月県令第7号小学校令同施行規則ニ関スル規定第117条市町村立小学校代用教員ノ月俸ハ5円以上15円以下ノ範囲内ニ於テ之ヲ給スヘシ

* 教員給料 (35—3)

諮 第165号

津久井郡 青根村会

津久井郡尋常青根小学校教員ノ俸給ハ増加ノ必要アルニ依リ明治29年12月勅令第2号第1条ノ義務額ヲ超ヘ月額金4円支出セシメントス

右 明治35年1月7日迄ニ意見答申スヘシ

明治34年12月21日

知事 周 布 公 平

明治36年 (1903)

* 教育事務報告 (36—1)

7 教育 (明治36年度事務報告)

本年就学ノ通知ヲシタル児童数18名ニシテ其ノ就学ヲシタルモノ20名又猶予免除ニヨリ就学セザルモノ20名家庭教育ヲ許サレタルモノ8名未就学ノモノ20名ナリ又本年卒業シタルモノ14名ナリ教員ノ任免ナシ又補習科ニ関シテハ前年ト差異ナシトイエドモ正教科ヲ授クル児童多数ナルモ正教員1名〇〇奨補習科ノ教授時間ヲ夜間迄モ繰下グル事アリタリ又現在校舍狹隘ノタメ全部ノ児童ヲ収容スル不能タメニ校舍増設ノ計画センモ都合ニ依リ半日学校ヲ設置シ児童ヲ二部ニ分チ教授セントシ目下許可稟請中ナリ而テ本項ニ関シ取扱フタル文書ハ收受70件発送81ハ件ナリトス

* 尋常青根小学校ニ属スル帳簿冊、図書並規則類並器
機器具類等 (36—2)

〔帳簿冊、図書並規則類之部〕

勅 語	1
訓 示	1
尋常用読本	8
画 学 用 本	1
珠算教授書	7
学 令 類 集	1
勅 語 述 義	1
与 地 誌 略	3
尋常小学修身書	4
作文教科書	10
初等教育作文一千題	2
勅 語 例 話	1
初等教育作文新話	1
読 書 入 門	1

尋常小学読本	7
数学三千題	1
普通体操法	1
通俗教育全書	1
筆算教授書	1
珠算教授書	1
尋常作文教授書	2
修身教科書	4
中学新地誌略	3
神奈川県地誌	1
新撰理科書	1
教授 週 録	1
教授 細 目	1
高等小学校読本	1
新撰小学習字帖	1
万国暗射指南譜	1
日本暗射指南譜	1
幻灯用映画	大小27
同 自 転 写 映 画	1
訓 練 簿	1
日 本 歴 史	1
学 事 提 要	1
小学校令並ニ小学枚令施行規則註釈	1
国民新読本	1
修正国語小学校修字帖	1
高等小学筆算教科書	1
実験幼年遊戯	1
教育会雑誌	24号~27号
珠算必携前編	1
小学珠算必携	1
高等科用帝国読本	2
国民新読本高等用	1
日本地理初歩	1
新撰帝国史談	1
小学枚用日本歴史	1
神奈川県橘樹郡教育会規則	1
日本教育法典	1
高等小学筆算教科書教師用	1
国民新読本尋常用	8
尋常小学修身教典	4
高等小学修身教典	1
尋常小学単級用作文書	1
高等小学筆算教科書	2
尋常小学珠算入門	2
尋常小学珠算教科書	2

神奈川県師範学校附属小学校教授細目	1	米 櫃	1
神奈川県教育会雑誌	5	長 火 鉢	1
神奈川県学事年報	2	鍋 支	2
小学教授法	1	鉄 瓶	1
改正歩集操典	1	カ ラ 金 錫	1
暗射新地図・万国	1	釣 棚 板	1
神奈川県地図	1	ラ ン プ	1
農 業 読 本	1	石 油 入	1
〔器機器具之部〕		飯 櫃	1
机 腰 掛	27	手 櫃	1
塗 板	3	組 板	1
鹽 鈴	2	湯 沸	1
塗 板 拭	1	茶 碗 徳	6
大 算 盤	2	五 徳	1
炭 取	1	盆	1
伊 丹 樽	1	大 箸	1
ホ ヤ	1	茶 筒	1
職 印	1	ブ リ キ 監	1
ラ バ ル	1	紙	1
急 子	1	大 火 鉢	2
茶呑茶ワン	10	水 桶	1
身・長計器	1	布	1
バ ケ ッ	1	幻 燈 機 械	1
ブ リ キ カ ン	1	土 瓶	1
糸 衡 六	1	生 徒 名 札	40
通 尺	1	〔建物之部〕	
机	4	1 校舎板葺平屋老棟間口拾間奥行三間半但シ役場併置	
手 桶	1	ノ分	
サラサ腰巻	1	1 側屋板葺老棟間口二間奥行9尺	
生糸掛六	1	右ノ通り引継也	
壺 力	1	明治36年9月8日	
土 瓶	1	元青根村長 佐 藤 幸 村	
墨 汁 壺	1	前書ノ通り引継相也	
小 皿	5	明治36年9月8日	
校 長 印	1	青根村長 欠 員	
箒	1	助役 井 上 喜 助	
机 腰 掛	6		
寒 暖 計	1		
遊 戯 帽	14		
本 箱	1		
門 標	1		
時 計	1		
箒 立	1		
天竺木綿旗	1		
小 鍋	1		

明治37年(1904)

* 教育費と村費(「青根村明・37年度歳入出精算表」より。)(37-1)

歳入

	精算高	予算高	増減	事由
合計	760.359	799.121	38.942	
(牧野村児童教育料)	20.194	20.194		

歳出(経常費)

科目	精算高	予算高	増減	事由
第3款 教育費	円 厘 247.507	249.060	1.553	
第1項 青根小学校費	247.507	249.060	1.553	
第1目 給料	192.000	192.500	500	
1. 教員給料	192.000	192.000	0	
2. 使丁給料	0	500	500	使丁ノ使用セザルニ付減
第2目 雑給	21.660	22.160	500	
1. 旅費	6.500	7.000	500	旅行少ナキタメ減
2. 諸手当	13.000	13.000	0	
3. 教員恩給基金	2.160	2.150	0	
第3目 需用費	33.847	32.400	1.447	
1. 備品費	12.440	12.500	60	備品購入少イキタメ減
2. 消耗品費	19.717	17.900	1.817	木炭其他消耗品請求多大タメ増
3. 雑費	1.690	2.000	310	雑費ノ支払少数ノタメ減
第4目 修繕費		2.000	2.000	
1. 校舎修繕費		2.000	2.000	修繕一ケ処無之タメ減
合計	532.473	553.486	3.013	
臨時費(歳出)合計	188.000	234.000	46.000	(基本財産編入金)
通計	720.473	787.486	67.013	

明治38年(1905)

* 教育費と村費(「青根村明治38年度歳入出総計書」より)(38-1)

歳入

科目	精算高	予算高	増減	事由
合計	682.513	829.160		
(牧野村児童教育料)	21.686	21.686		
(戦後記念小学校基本財産寄付)	2.950	1.500		
(生徒賞与寄付)	500	500		

歳出（經常費）

科 目	精 算 高	予 算 高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	円 厘 291.895	267.960		
第1項 青根小学校費	291.895	267.960		
第1目 給 料	192.500	192.500		
1. 教 員 給 料	192.000	192.000		
2. 使 丁 給 料	500	500		
第2目 雜 給	22.660	22.660		
1. 旅 費	7.000	7.000		
2. 諸 手 当	13.000	13.000		
3. 教員恩給基金	2.160	2.160		
4. 生徒賞与費	500	500		
第3目 需 用 費	42.220	52.800		
1. 備 品 費	5.869	12.500		
2. 消 耗 品 費	33.423	17.900		
3. 雜 費	2.928	2.000		
第3目 修 繕 費	34.519	20.000		
1. 校舎修繕費	34.519	20.400		
合 計	659.868	671.160		
臨時費（歳出）合計	8.000	158.000		（農会補助費）
通 計	667.868	829.160		

* 教育事務報告（38—2）

7 教育（明治38年度事務報告）

本年就学ノ通知ヲナシタル児童ノ数24名ニシテ其就学
 ヲナシタルモノ23名又猶予免除ニ依リ就学セサルモノ1
 名アリ又本年中卒業シタルモノ14名又現在校舎狭隘ノタ
 メ二部教授ヲ実行セリ而シテ本項ニ関シ取扱フタル文書
 ハ收受50件発送32件ナリトス

* 二部教授施行延期認可申請ノ件（38—3）

津庶第506号

曩ニ本県知事ニ対シ青根小学校二部教授施行延期認可
 申請書差出候ノ処右ニ関スル村会議決報告無之ニ付至急
 報告方本月14日町村長会出席ノ山口臨時書記ニ申入候得
 共今以テ報告無之処理上差支候条折返シ差出有之度比段
 申入候也

明治38年3月20日

津久井郡長 若 林 良 之

青根村長 佐藤武助殿

明治39年（1906）

* 教育費と村費（「青根村明治年度歳入出総計精算書」による）（39—1）

歳入

科 目	精算高	予算高	増 減	
合 計	4,817.376*	903.049	3,911.947	*精算高の増加は村の立木売却による収入

歳出（經常費）

科 目	精算高	予算高	増 減	事 由
第3款 教 育 費	円 厘 253.035	251.660	1.375	
第1項 青根小学校費	253.035	251.660	0	
第1目 給 料	192.000	192.500	500	
1. 教 員 給 料	192.000	192.000	0	
2. 使 丁 給 料	0	500	500	雇人セザルニヨリ減
第2目 雜 給	21.240	23.160	1.920	
1. 旅 費	5.000	7.000	2.000	出張少ナキタメ減
2. 諸 手 当	13.000	13.000	0	
3. 生 徒 賞 与	1.000	1.000	0	
4. 教員恩給基金	2.240	2.160	080	予備費ヨリ補充ス
第3目 需 用 費	37.185	32.500	4.635	
1. 備 品 費	11.710	10.000	1.710	予備費ヨリ補充ス
2. 消 耗 品 費	23.450	20.000	3.450	同上
3. 雜 費	2.025	2.500	475	支払ヒ少ナキニヨリ減
第4目 修 繕 費	2.610	3.500	890	
1. 校舎修繕費	2.610	3.500	890	修繕少ナキニヨリ減
合 計	653.081	903.049		
臨時費（歳出）合計				
通 計				

明治40年（1907）

* 教育事務報告（40—1）

本年就学ノ告知ヲナシタル児童数13名ニシテ其就学ヲナシタルモノ12名又猶予免除ニ依リ就学セサルモノ1名アリ又本年中卒業シタルモノ15名又現在校舎狹隘ノタメ二部教授実行セリ而シテ本項ニ関シ取扱ヘタル文書ハ收受48件発送30件ナリトス

* 青根村小学校増築ノ件（40—2）

第9号議案

- 1 青根小学校ハ二教室トシ現在校舎及青根村役場ヲ改築シ青根小学校並ニ教員住宅ヲ併築スルモノトス但教員住宅ハ明治41年4月築造スルモノトス
- 2 増築工事ノ落成期日ハ明治41年3月31日トス
- 3 増築工事中ハ委員 名ヲ選定シ本件ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルモノトス

4 前決委員ニハ相当ナル実費ヲ支給スルモノトス

5 支障ヲ生シ執務スルコト能ハサル場合ニ至ルマデ現場ハ他ニ移転ヤサルモノトス

6 前決移転ノ場合ハ相当位置ヲ選定シ借家スルモノトス

右 明治40年12月20日提出

青根村長 井 上 喜 助

右提出ノ原案ニヨリ12月20日決議スルモノ候也

青根村会議長 井 上 喜 助

々 村会議員 柳 川 数市郎

山 崎 弥兵衛

関 戸 豊 作

太 田 徳 松

杉 本 泰 助

裾野 米右エ門

明治41年（1908）

* 教育費と村費（「青根村明治41年度歳入出精算表」より）（41-1）

歳入

科 目	精算額	予算額	増 減	事 由
第1款 国庫補助金	円 厘 35.000	35.000	0	
1. 教育費補助	35.000	35.000	0	
第6款 県費補助金	677.670	794.440	116.670	
3. 教育費補助	150.000	150.000	0	
第7款 寄付金	553.400	558.740	5.340	
2. 教育費寄付	532.740	532.740	0	
第11款 村 税	1,103.580	1,198.204	64.624	
1. 地 価 割	96.880	95.752	1.128	
2. 営 業 割	17.245	32.160	14.915	
3. 戸 別 割	989.455	1,040.292	50.837	
合 計	3,064.124	3,269.192	205.068	

歳出（經常費）

科 目	精算額	予算額	増 減	事 由
第3款 教育費	410.246	530.240	119.994	
第1項 青根小学校費	410.246	530.240	119.994	
第1目 給 料	256.000	337.000	81.000	
1. 教員給料	196.000	336.000	140.000	
2. 代用教員給料	60.000	0.000	60.000	教員給料ヨリ流用
3. 使丁給料	0	1.000	1.000	
第2目 雑 給	54.459	33.340	21.119	
1. 旅 費	10.000	15.000	5.000	
2. 諸 手 当	12.000	13.000	1.000	
3. 生徒賞与	2.000	1.500	500	
4. 教員恩給基金	2.209	3.840	1.631	
5. 審 入 料	28.750	0	28.750	教員給料ヨリ流用
第2目 需用費	99.787	159.400	59.613	
1. 備 品 費	63.608	122.400	58.792	
2. 消 耗 品 費	29.230	29.900	230	
3. 雑 費	6.949	8.000	1.051	
第4目 修繕費	0	500	500	
1. 校舎修繕費	0	500	500	
合 計	901.089	1,103.422	202.332	

歳出（臨時費）

科 目	精算額	予算額	増 減	事 由
臨時費合計	2,000.190	2,164.000	164.570	
（そのうち教育費関係）	429.570	532.240	102.670	校舎増築費
	308.800	300.000	8.800	教員住宅新築費
通 計	2,901.279	3,268.182	366.903	

* 校舎増築のための請負契約書決議 (41-2)

第10号議案

- 1 村立尋常青根小学校増築並ニ教員住宅併築ニ関スル選挙ノ件
- 2 青根尋常小学校増築並ニ教員住宅併築ニ関スル請負契約書案議決ノ件
 契約書

村立尋常小学校増築並ニ教員住宅新築工事請負ニ付青根村長何某ト津久井郡青山村武内佐市トノ間ニ締結スル契約左ノ如シ

第1条 本契約ノ要項左ノ如シ

- 1 仕様書、仕様書図面ノ通り
- 2 工事期間明治41年3月31日限り教員住宅同年4月30日限り
- 3 請負金額ハ金何円トス
- 4 契約保証金 25円
- 5 工事着手ハ契約ノ翌日
- 6 保証期限 365日間
- 7 本工事ニ要スル材料、青根村地内ニシテ其距離30町以内ニ限り青根村ニ於テ搬出ノ便宜ヲ与フル

第2条 武内佐市ハ第1条第3号請負金額第4号契約保証金ヲ他人ニ譲与シ又ハ義務履行ノ担保ニ供スルヲ得ズ

第3条 武内佐市ハ第2条ニ違背シタル時又ハ第1条第5号ノ着手ヲ怠リタルトキハ青根村長ハ請負契約ヲ解除シ契約保証金ハ青根村ノ取得ニ帰セシムルモノトス

第4条 各施行期間ニ工事ヲ竣功セサルトキ其契約ヲ解除セサル場合ニ限り1日ニ付キ請負金千分ノ5ニ相当スル金額ヲ過怠金トシテ請負人ハ青根村ニ差出スモノトス

第5条 別紙仕様書ニ記載スル材料物品其員数ニ対シ實際使用スル場合ニ於テ過不足ヲ生スル事アルモ請負金額ニ増減セズ其不足ハ請負人ニ於テ負担シ仕様書図面ノ如ク完成スルモノトス

第6条 請負金額施行期間内ニ工事ノ全部竣功ヲ告ゲ其引渡ヲ受ケタル後ニ於テ支払フモノトス

第7条 工事中他人ニ損害ヲ与ヘタルトキハ其賠償ハ請負人負担トシ青根村ハ其責ニ任セズ

第8条 本契約ノ各条ニ記載スル事項ノ外明治37年本郡告示第10号工事施行規定小学校令ノ規定ニ従ヒ各其ノ法規ニ依拠築造スルモノトス

右明治41年1月26日提出ノ原案ニヨリ委員ノ選挙及契約書案ヲ議了スルモノ也

明治41年1月26日

議長 井上喜助

* 青根小学校増築費 (41-3)

1 金 357円 校地取払工費

内訳

金 300円 校地取払土工600人雇入費1日1人金50銭
金44円80銭 石材運搬人夫112人 雇入賃1人1日金40銭

金12円20銭 校地周囲柵材買入費

金 351円24銭 校舎増築費

合計 金 708円24銭

右明治41年2月19日起工今年3月31日落成

* 教育資金借入ニ関スル件 (41-4)

第21号議案

当村立尋常青根小学校敷地取払メ工費金 357円及校舎改築並増築工費金 351円24銭ノ内ヨリ増築費予算金80円及牧野村大川原其他ノ現納寄付金 128円24銭ヲ引去リ残額金 500円ハ村内寄付徴収ニ至ル迄左ノ方法ニヨリ教育資金ヲ借入レ之ニ充用スルモノトス

- 1 借入金額ハ金 500円ニシテ借入期限ハ明治41年5月中
- 2 借入金償還方丈ハ施付金ヲ取集メ明治43年12月12日迄ニ元利ヲ完済スル
- 3 利子ハ毎年9月30日及3月30日ノ両期ニ其当月分迄ヲ村費ヲ以テ納付スル

明治41年4月23日提出

青根村長 井上喜助

* 村立尋常青根小学校教員住宅菜園設置ノ件(41-5)

第22号議案

左記青根村々有土地ヲ同立尋常青根小学校教員住宅ノ菜園ニ充用スルモノトス

左記

津久井郡青根村1330番字駒入原

1 畑7畝19歩地価金4円60銭

但周囲ノ桑樹ハ町村ノ収入トナス

右明治41年4月23日議決ス

村長	井上喜助
村会議員	関戸豊作
	松井泰助
	山崎弥兵エ
	太田徳松
	堀野米エ門
	佐藤幸村

* 青根村会議事録 (41-6)

- 1 教育費寄附金受頭ノ件
- 2 教育資金借入ノ件
- 3 教員住宅菜園設置ノ件

右3件議定ノ為メ明治41年4月23日青根村役場ニ於テ村会ヲ開ク出席議員左ノ如シ

関戸豊作, 太田徳松, 松本泰助, 裾野米右エ門, 山崎弥兵エ

午後第三時三十分村長井上喜助議長席ニ就キ議員一同着席開会ス第一教育寄附金受領ノ件ニ付キ議スルニ第1次会ニ於テ次会ヲ省略シテ直チニ確定議トシ原案ニ決ス次ニ第2教育資金借入ノ件ノ1次会ヲ開クニ2・3ノ質問アリテ直チニ次会ヲ開キ次会ヲ省略シテ異議ナク原案ト決ス次ニ第三教員住宅ニ附属ノ菜園ヲ設クルノ件ニ付第1次会ヲ開キシモ1人ノ異議者ナクニ次会ヲ省略シテ確定トナシ原案ヲ決ス爾時ニ午後4時20分議事ヲ完了シ其顛末ヲ記録シ議長之ヲ朗読シ署名捺印ス

青根村会議長 村長 井上喜助

青根村会議員 関戸豊作

太田徳松

松本泰助

裾野米右エ門

山崎弥兵エ

佐藤幸村

* 教育資金借入ニ関スル決議ノ件 (41-7)

第24号議案

明治41年4月23日本村本ニ於テ決議シタル教育資金借入シ件ハ之ヲ取消スモノトス

明治41年5月25日提出即日決議

村長 井上喜助

本案提出ノ理由

教育資金借入ニ関シテハ町村会へ発案前町村長ハ監督官庁ノ許可ヲ請ケ而復町村会へ提出スヘキモノナルニ其手續ヲ為サザルニヨリ本案取消ヲ提出スル有以ナリ

* 明治41年度歳出予算流用ノ件 (41-8)

第28号議案

青根村明治41年度歳出予算第3款教育費第1項青根小学校費第1目給料教員給料ノ次へ代用教員給料ノ1節ヲ設ケ教員給料ヨリ金90円流用整理シ第2節使丁給料ヲ3節ニ修正スルモノトス

明治41年5月25日提出即日決議

村長 井上喜助

* 村会議事録 (41-9)

- 1 基本財産金貸付ニ関スル件
- 2 教育資金借入ニ関スル決議取消シノ件
- 3 (略)
- 4 (〃)
- 5 青根小学校々舎改築費寄附金受領ノ件
- 6 (略)

7 (〃)

右件議定ノ為メ明治41年5月25日村役場ニ於テ村会ヲ開ク

(前略) 24号教育資金借入ニ関スル件ニ付〇〇村長曰ク教育資金借入方ハ町村会発案前村長ハ監督官庁ノ許可ヲ而テ後村会へ提出スヘキヲ其手續ヲ経サルニ付右決議ノ取消ヲ提出シタル理由ヲ述ヘ満場異議ナク次会ヲ省略シテ41年4月23日決議シタル教育資金借入ノ件ハ取消シニ決ス(中略)

第27号議案青根村立尋常小学校々舎改築費寄附金受領ノ件原案ヲ可決ス(以下略)

明治41年5月25日

青根村会議長同村長 井上喜助

青根村会議員

* 第30号議案 (41-10)

1 青根村立尋常小学校敷地周囲ニ生立スル桑葉採收料壱ケ年金30銭ヲ以テ同村長田常丸へ本年ヨリ向5ケ年間貸付スルモノトス

1 同校教員住宅菜園周囲ニ生立スル桑葉ハ毎年収葉期節ニ於テ競争入札ヲ以テ払下ケヲ為スモノトス

明治41年7月15日提出同日決議

村助役 山口 陸

議長 山口 陸

議員 太田徳松

柳川 数市郎

裾野 米右エ門

松本 泰助

永井 源右エ門

関戸 豊作

佐藤 幸村

山崎 弥兵衛

* 教育事務報告 (41-11)

青根小学校増築並ニ教員住宅併築ハ本郡高山村武内佐市ニ請負ハシメ設計ニ依リ2月工事ニ着手シ3月落成シ4月1日ヨリ開校ス而シテ本年就学ノ告知ヲナシタル児童ノ数29名ニシテ其就学ヲナシタルモノ18名本年中卒業シタルモノ16名又4月1日ヨリ2学級編成ノタメ裁縫科勤務雇人井上ケイ4月1日ヨリ代用教員豊岡新蔵6月1日ヨリ新任セリ本項ニ関シ取扱ヒタル文書ハ収受52件発送41件ナリトス

青根村初等教育関係年表

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
6 (1873)	6-6 第1大学区第29中学区第101番小学青根学校設立。民家を校舎とする。男子20名 女子ナシ。教師1名。 但し、明治5年(1872)12月創立という説(『津久井のすがた』『郷土誌』)があり、これについては、名目上の創設だと思われるが、実際上の開校についても上記6年説(『郷土誌』一創立と開校をわけている)と7年10月説(明治31年度の役場資料一寄付金返却の件)がある。	2 神奈川県「小学規則」を定め、就学を奨励。 5 足柄県、小学教則を定め、管内に達す。
不明 9 (1876)	校舎を民家より青根村1375番地長蔵院に移す。	4 足柄県廃止とともに津久井郡は神奈川県に編入された。
11 (1878)		7-22 「郡区町村編成法」が公布され、大区小区制は廃止になり旧町村が復活(「府県会規則」,「地方税規則」とあわせて三新法と呼ばれる。)
12 (1879)		3 「承天社」(津久井郡吉野駅)設立される。漢籍英語等を授業。 9-29 「学制」を廃し「教育会」を定む
13 (1880)		1-5 学務委員公選法を定む(県布達学甲1,・1) 1-9 旧学区取締を廃す("・5) 1-10 学務委員職務心得を定む(県布達甲6)
14 (1881)		12-28 教育令改正 5-4 小学校教則綱領(文部省達12) 6-18 小学校教員心得(文部省達19) 7-6 小学校教員心得を定め各校へ交付(県布達乙110) 7-21 学校教員品行検討規則を定む(文部省達26)
15 (1882)		10-12 小学教則を定む(甲布達甲172)
17 (1884)	6 青根村は青野原村と連合して青野原外一ヶ村組合村となる。(戸長 柳川新兵衛) 9-22 臨時連合会で次のことを決定 ○青野原村、青根村(連合)学区委員1名を置く 年俸は420円。 ○青野原村に中等科、初等科小学校を設け、青根村には初等科小学校を設ける。 火災で校舎(長蔵院)を失い、一時仮校舎として民家を借用の	5-7 「区町村会法改正」(第13条連合区町村会開設規定) 9-4 「連学教育法」を定む(県布達甲69)

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
18 (1885)	<p>ち青根村1855番地に移る。(但し借家)</p> <p>青野原外ヶ村議員による明治18年10月～19年3月までの予算決議その他により次のことがわかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青根村の初等科小学校は共盛学校とよばれる。(青野原の初等, 中等小学校は協和学校とよばれている。) ○ 経費は両村の共同予算中に教育費の項目を設けて決められている。(明治20年から連合村費に教育費の項目はなくなる。) ○ 訓導(1名)補助員(1名)の給料は2ヶ月位遅れて支払われることが多い。 	<p>1—23 学校生徒多数集合し躁曇危険又は奇異の行為なきよう(県布達乙13)</p> <p>8—12 教育令改正</p> <p>8—19 小学校にて授業料徴収の事を定む(文部省達7,8)</p>
19 (1886)	<p>2—26 青野原村青根村の連合村会議において共盛学校を協和学校青根分校と改称することを決議。(郷土誌青野原編)</p> <p>3—2 県令(沖守固)より「共盛学校改設ノ儀申出ノ趣認可ス」との指令。</p> <p>1月から3月にかけての戸長月事会において次のことを決めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓導, 補助員の給料を津久井郡で一定にする。 ○ 小学校の学期を2月中に決めて県の認可をうけること。 ○ 補助員の試験をする事については後にゆずること。 	<p>1—14 学区の制限及び連学区教育方廃止(県布達)</p> <p>4—10 小学校令公布(勅令14)</p> <p>5—10 教科用図書検定条例(文部省令7)</p> <p>10 「英学校」(津久井郡川尻村)設置, 小学校卒業者の補習教育をなす。</p> <p>12 「共立義塾」(津久井郡中野村川和)設立。英, 漢, 算等を指導</p>
20 (1887)	<p>2—23 「青野原村外ヶ村学区内経済分離其他議決書」によると以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当学区内協和学校同青根分校ともに明治20年度分より経済を分離するものとする。 2 学資増殖のため青野原村へ2名, 青根村へ1名の委員を設けるものとする。(明治21年より月50銭の手当が支払われていたことが学校の領収書類からうかがえる。) <p>11—5 協和学校青根分校を西協和学校と改名。「(青根分校ヲ西協和学校ト変更ノ儀ハ本年11月1日ヲ以テ認可スベシ」県知事より戸長宛)</p> <p>12—8 青根村臨時村会に於て, 学資並に苞村共有金費を以下のよう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青根村学資金215円並に, 学資地として, 敷地7畝19歩, 畑6畝5歩, 芝地1畝5歩, 原野1反7歩を西協和学校の資産とする。 2 青根村共有金123円50銭を西協和学校の資産とする。 <p>学校経費が青根村, 青野原村に分離されるに従い, 上記の学資金の外に, 寄付と, 青根村独自の村費(青野原村との連合村費もある)の中から補助(全額を地価割で徴収)が与えられ, 小学校の運営, 維持は青根村単独に移っていたことがわかる。</p>	<p>1—4 小学校資産経費取扱規定(県)</p> <p>1—4 小学校資産経費取扱いの帳簿・報告書々式制定(県)</p> <p>11 神奈川県教育会成立</p>
21 (1888)	<p>4—18 連合村費予算決議の中には教育費の項目がなく, 寄付, 学資金収利, 授業料の外に青根村村費補助が地価割, 戸数割により徴収され学校経費中村費補助の占る割合も高くなっている。(35%)</p> <p>5—28 校旗購入し代金22銭5厘支払う。</p>	<p>4—25 市制・町村制発布</p>

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
22 (1889)	<p>6—3 運動会を開き雇夫費40銭支払う。</p> <p>11—30 大運動会を開き54銭使用。</p> <p>4— 市制, 町村制施行に伴い, 青根村は青野原村との連合戸長役場を解き, 単独村政にうつる。 但し, 予算に関しては, 連合村費の決議がなされている。(総額は前年度の半分以下。105円52銭→40円20銭)</p>	<p>2—11 帝国憲法発布</p> <p>7—2 小学校資産経費取扱規定廃止(県達甲58)</p>
23 (1890)	<p>2—28 町村制65条によって学務に関する常設委員を選挙。(井上福太郎) 事務分掌は以下のとおり。</p> <p>1 予算定額内での小学校の支出に関する一切の事務を行う。但し村の収入役職に係る金費は取扱わない。</p> <p>2 校舎新築修繕等に付 見込アル中ハ、直に意見を陳述すること。</p> <p>3 学校の図書, 器具などの保存整理。</p> <p>4 学令児童の就学督責</p> <p>5 村内教育の普及</p>	<p>5—17 府県制, 郡制公布</p> <p>10—3 地方学事通則を定む(法律89)</p> <p>10—7 小学校令改正(勅令215)</p> <p>10—30 「教育ニ関スル勅語」発布</p> <p>11—10 同上につき, 文部大臣訓旨の趣旨に基き訓令(県訓令甲28)</p>
24 (1891)	<p>10—3 小学校令第26条第2項により青根村に設置すべき尋常小学校数, 位置に関しての郡役所から諮問があり, その答申のため村会招集。(明治25年以降の文書では学校名は青根村立尋常小学校となっているが, これに従って改名したと思われる)</p> <p>10—7 小学校令第28条第2項により隣村牧野村字大川原の教育事務委託を引きうけることを郡長に答申。</p> <p>11 文部省令第12号学級編制規則により一学級編成をとる。(以前より一学級であったが, 法制上の規定に従って確認したわけである)</p>	<p>5—22 地方学事通則及び小学校令一部施行(県令6)</p> <p>6—18 新小学校令により小学校設置申請に提出すべき取調表の様式を定む(県訓令甲60)</p> <p>6—30 市町村立小学校及び教員の名称及び待遇を定む(勅令73)</p> <p>11—17 小学校教則大綱を定む(文部省令11)</p>
25 (1892)	<p>4—26 郡教育会の評議集会の召集, 開催。以下の規程を定めている。</p> <p>○ 裁縫講習会規程……満15歳以上で相当の学力を有し, 町村の幹事より撰挙された者を対象として小学校裁縫科教員養成をはかる。期間は8月中の20日間。</p> <p>○ 教育功労者表彰規程……5年以上郡の小学校に勤め, 成績のよい者に年数に応じて物品, 金を贈与する外, 特別の功労のあった者も対象として表彰する。</p> <p>4—22 県知事に対し, 年始年末休業の期日, 始業, 終業の時間を答申。</p> <p>1 年末年始の休業……毎年12月26日より翌年1月7日迄。</p> <p>2 始業, 終業……毎午前9時より午後3時, 但し土曜は午後休業。</p> <p>4—30 文部省令第12号学級編制等に関する規則に基いて, 小学校教員定員を定め, 知事に開申。(本科教員1名, 本科准教員0名, 専科正教員0名, 専科准教員0名)</p> <p>5—9 学務委員設置について村会が召集され, 1名選挙される。(井上喜助)</p> <p>5—27 小学校修業年限議定のために村会召集</p>	<p>3—19 新小学校令残余の各条項を4月1日より施行(県令11)</p> <p>3—19 新小学校令12条2項により小学教則を定む(県令12)</p> <p>3—19 小学校校則を定む(県令14)</p> <p>3—19 市町村立小学校授業料規則を定む(県令24)</p>

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
26 (1893)	<p>5—30 招集された村会で小学校令8条に基いて4ケ年とすることを知事に稟請(6—16 この件, 知事より認可)</p> <p>5—28 教員給料 8円を知事に具申</p> <p>11—28 従来, 借家であった小学校を新たに建設することになり, その為の寄付金受納に関する村会を役場で開く。</p> <p>10—14 県知事青根村巡視</p> <p>12—8 小学校教員恩給基金予算流用について村会がもたれる。 小学校令全面実施にともない, 明治17年罹災以来ほとんどなされてこなかった書籍器械器具の購入が必要になった。そのための費用を教員給料より流用する議案を提出している。</p>	<p>11—14 学事年報取調条項諸表様式改定</p> <p>5—18 市町村尋常小学校に就学する生徒の授業料を徴収しない事を得る場合の規定を定む(勅令34)</p>
27 (1894)	<p>10—20 この日付で村立尋常青根小学校校舎, 役場併立新築工事の契約を以下の条件で行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金額 147円 2 工事日取 160日 3 板葺平屋1棟, 立地1丈2尺, 間口10間, 奥行3間半 4 請負期日に竣工しない時は経過日数に応じ, 毎一日につき請負総額の$\frac{1}{100}$を減ずる。 5 工事中に生じた損害は全て請負人の負担とする。 6 工事に使用する材料は全て村長及委員の検査をうける。 <p>10—24 青根村村社諏訪神社境内に小学校建設の認可願を知事に提出。</p> <p>10—18 上記の認可願却下される。</p> <p>11 別の小学校建設候補地を郡長に願出(駒入原1330番地)</p> <p>11—12 校舎の設備に関し郡長より照会がある。</p> <p>11—21 小学校建設に関し村会で次のように決まる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 村立尋常青根小学校校舎と村役場を併立。(従来, 役場も独立した建物がなく, 戸長宅をあてたり, 連合戸長役場時代は青野原に, 明治22年以降は小学校となっていた借家に同居していた。) <ul style="list-style-type: none"> ○ 費用は明治25年に岩田武雄外1名が寄付した元利金147円を充てる。 ○ 木材運搬人夫200人は村内平等割で供出。 ○ 其他については村長と委員が定める。 <p>11—30 12日付照会に対して次の様に郡長宛答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算 147円 ○ 修業年限 4年 ○ 生徒数 男子 32名 女子 7名 ○ 教員 正教員1名但現今欠員中 ○ 現行の教科目。習字, 修身, 読書, 算術, 作文 ○ 教員給料 8円 ○ 1ケ年経費 125円 ○ 通学区 青根村並牧野村字大川原 <p>12—5 村からの報告をうけた郡は, ①岩田武雄外1名よりの寄付元利金はいったん村有基本財産に編入したものではなかったか。</p>	<p>1—12 校舎狭隘のための処置(2部授業) 就学免除者の処置につき(文部省訓令1)</p> <p>1—29) 2部授業の件(県訓令5)</p>

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
28 (1895)	<p>②人夫の平等割供出は直接村税の納額に準拠しないのか、以上2点答申の様にする時は郡参事会の許可が必要であるはずと照会(津庶2368号)</p> <p>12-7 郡よりの照会(津庶2368号)に対し以下の内容の取調書をもって答申。許可を願ひ出る。</p> <p>○ 岩田武雄外1名の寄付は新築費として内容の指定があり、明治27年12月まで利子を増殖して基本財産に編入したものである。</p> <p>○ 本村戸数143戸中43戸の貧困者を除いて1戸宛2名供出の予定。</p> <p>12-8 郡より村へ、小学校令第26条第2項により、位置変更をするのかと諮問。12月13日村議会で答申。</p> <p>12-10 7日付の答申のうち寄付について、調査の結果寄付は学校新築費と指定して行われているので、役場建築費には充用しないだろうと照会。(津庶2403号)</p> <p>12-11 7日付で許可願が出ている人夫を平等割にせんとする理由の詳細を取調べ回答するように郡から村へ通達。(津庶2413号)</p> <p>12-13 10日付照会(津庶2403号)に対して、寄付は岩田武雄らの申出の通り、校舍新築に用い、地盤構造や生徒用其他の費用は別に村民の寄付によると村より答申。</p> <p>12-18 郡より13日付答申に関して、貧困者とされている者の不動産、地所、建物、生活の様子を取調べ回答せよと通達。(津庶2459号)</p> <p>12-21 18日付照会(津庶2459号)に対して、貧困者とは寄留者、或は家族からの別居などの者で地所建物を所有せず日々を日雇、山稼で生活している者であるとの回答。</p> <p>12-26 郡より、人夫平等割について、老幼男女で一家を支えている家についてはどうするのかと照会。(津庶2513号)</p> <p>12-29 26日付照会(津庶2513号)に対し、100戸のうち3戸は幼老者が一家を支えているが、老人をもって半人として夫役につかせると回答。</p> <p>1-20 役場を小学校と併せて建築中の位置に変更することを村会で議決。</p> <p>2-19 74名の寄付により小学校備用品幻燈器購入費として11円92銭収受を村会で議決。</p> <p>3 小学校、役場併立新築工事は3月28日が竣工期日であるが、雨天が引き続き、落成が難しいので4月15日迄延期願出があつた。村会では4月10日迄の延期を認め、現在の借家料1円を払わしめ、もし10日をすぎることがあれば、27年10月20日付請負契約書第4条——経過日1日に付総額の$\frac{1}{100}$を減ずる(一引用者)——を「断然執行シ、て再び延期を聞き届けないことを決議。</p> <p>4-8 村会議事細則を決める。(村役場新築に伴って村会を整備したと思われる)</p> <p>4-12 郡長あて、4月18日の小学校々舎及び村役場建築工事の落成式典への臨場が上申される。</p> <p>この新校舎は現在の青根小学校のある場所であり、この年生徒も60名にふえている。</p>	

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
29 (1896)	<p>5—2 青根小学校へ日連村森久保戸一10円也の寄付を願出る。その他、村内からも教育費寄付。 この年伝染病が流行し、授業料収入は半分以下になり支出においても教育費は激減。学校は閉鎖されていた。</p>	<p>12—18 高等教育会議設置(文部大臣の諮問機関)</p>
30 (1897)	<p>8—14 伝染病予防委員8名を決める。</p>	<p>1—14 市町村立小学校教員俸給の平均月額を定める(尋常小学校本科を教員16~12円, 高等小学校本科正教員は20~18円)。 11—13 市町村立尋常小学校の授業料を月額30銭以内とし、授業料に関する規則制度は地方長官に一任(勅)</p>
31 (1898)	<p>1—27 明治7年10月小学校創立の際、維持費として49名より215円寄付があつたが、それは寄付者にそのまま貸付け、年々其利子を徴収して学校経費にあててきた。しかし、寄付者の中で貧困に迫る者が少くないので、元金を寄付者に返却した、抵当に差出して村有財産になった土地は、費用本人負担で返却することを郡参事会の許可を経て執行する旨、村会で決議。 3—11 郡より上記決議は、赤貧のため到底債務弁償の資力ないものの債権を棄損するならばまだしも、全ての債務者に返却するのは不穏当なので取消すべしとの通達。 9—24 県知事に対し尋常青根小学校に補習科設置の許可願を出す。 教科目 修身, 読書, 作文, 習字, 算術, 地理, 歴史, 理科 年限 2年 週時間数 各年28時間 11—28 上記補習科設置の件県より許可。 12—12 学校委員を1名置き、手当を年額3円とすることを定める。しかし本年は予算がないので2円とする。</p>	<p>6—15 地方官官制の改正により、道府県に視学官と視学、郡に郡視学を設置(勅)</p>
33 (1900)	<p>4—20 正教員の増俸に関し明治29年勅令第2条第1条の義務額を月3円こえて支給することがすでに決まっている旨知事に答申。 8—10 杉本斧吉は貧困者なので小学校令44条4項によって、本年7月より本年内に限って娘の授業料を免除することを村会で決議。 8—25 上記決議に関し、授業料免除は村長の職権であって村会で決議すべきものでないので取消すように郡より通達。(津庶1748号) 10—2 郡より上記取消を催促。 11—6 村会に於て杉本斧吉に対する授業料免除決議をとり消す。</p>	<p>8—20 小学校令を全面的に改正(勅)(尋常小学校を4年制に統一, 義務教育の授業料を徴収せず)</p>
33 (1901)	<p>2—4 村会に対し諮問 ○ 牧野村大川原教育事務委任を受けることの可否。またその費用。 ○ 小学校尋常授業料全廃の可否。 ○ 小学校補習科授業料全廃の可否。 3—22 尋常科授業料は1人平均6銭とし、歳入の一部を補填する</p>	

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
	<p>ものとし、また補習科授業料は1人平均10銭を徴収することを決議。外に、学務委員より18円の教育費寄付の申出があり、それを受領することも決めている。</p> <p>4—23 県知事より3月30日付で稟議した授業料徴収の件は許可しないことの旨通達があつた。</p> <p>5—25 郡長より6月10日から23日までの養蚕休業が認可されている。</p> <p>7—8 牧野村大川原児童教育委託報酬金今年度は13円と決定。</p> <p>7—24 女子の裁縫科を内容とする補習科を尋常青根小学校に設置することが、知事より認可される。</p> <p>12—21 知事より、尋常青根小学校教員俸給増加の必要があるので明治29年12月勅令第20号第1条の義務額を月4円越えて支払ったかどうかと諮問。</p>	
35 (1902)	<p>〓校舎増設ニ関スル参考書、という題のついた文が残っている。急増する生徒を収容するため2案をあげている。1つは、現在の校舎は〓70人詰、の設計であるが、併築した役場を教室に充てると36人収容でき、合計106人収容できることになる。もう1つの案は、小学校令施行規則34条によって二部授業を行うということである。</p>	
36 (1903)	<p>3—3 小学校増設の必要がおきていたわけであるが村会では次の様な議決をしている。</p> <p>1 青根小学校増設の件……本件ハ、半日小学校トシ増設セザルモノトス</p> <p>1 青根村役場移転ノ件……本件ハ、移転セザルモノトス すなわち、〓校舎増設ニ関スル参考書、の2案のうち後者、半日小学校とする方を採用することになる。</p> <p>3—18 青根小学校を2学級編制の学校とすることを知事に申請。(5月6日付で認可)</p> <p>4 2学級編制で授業実施、但し一教室なので午前・午後にわける。1学級は3年、4年で構成され毎週の教科、時間数は次のとおり。修身(2時間)国語(10)算術(5時間)体操(1)2学級は1年、2年で構成され、同じく毎週、修身(2)国語(6)算術(5)体操(1)。</p> <p>5—6 知事より2学級編制が正式に認可される。これによって、教員の数その他がふえることになる。また同日付で、二部授業も1ヶ年の期限付で認可となる。</p> <p>なおこの年より村会書類の中に、事務報告があり、この年の教育の項によれば、尋常科の児童が多数である上正教員は1名であり、補習科は夜間にまで教授時間をくり下げていた。また、校舎増築を計画したが、〓都合ニ依リ、半日学校の設置ということになり、目下稟請中であるとのべられている。</p>	
37 (1904)	<p>6—6 二部授業、更に1ヶ年の期限付で知事より認可。</p>	
38 (1905)	<p>3 青根小学校二部授業施行延期願郡長に提出。</p> <p>5—18 上記願認可、但し期間は1ヶ年。</p> <p>10—18 青根村戦役記念小学校基本財産設置。</p>	

年(明治)	青根村及び小学校	県及び全国
39 (1906)	4—26 二部授業施行延期認可, 但し期間は1ケ年。	
40 (1907)	3—27 青根小学校二部授業施行延期を認可。但し期間は1ケ年。	
41 (1908)	<p>12—20 村会において小学校増築が決定される。すなわち, 青根小学校を2教室に増築し(明治41年3月31日落成予定)教員住宅を併築する。(明治41年4月落成予定)役場は執務不可能になるまで現在の小学校にとどまったのち, 移転する。これらの工事に係わる委員を選び実費を支給するなどのことが決められた。これによって役場は大正7年の新築まで再び民家に移ることになった。</p> <p>1—26 村会で校舎増築の為の契約書決議及び委員の選挙を行う。契約書は資料編(41—2)を参照。</p> <p>1—30 武内佐市を請負人として校舎増築工事を契約。</p> <p>2—19 知事より工事に対し正式認可。この日に起工。</p> <p>3—11~3—26 工事のため臨時休業。</p> <p>4—1 開校, 4月1日より裁縫科勤務雇人井上ケイ, 6月1日より代用教員豊岡新蔵新任。(年次事務報告より)</p> <p>4—23 教育費寄付金受領の件教育資金借入の件, 教員住宅菜園設置の件の三件審議のため村会が開かれる。</p> <p>増築費寄付については46名128円24銭の申出があり, 受諾。</p> <p>教育資金(増築費のこと)借入については, 経費708円24銭のうち現納寄付金128円24銭, 村費よりの増築予算80円をさしひいた残り500円を5月中に借入れる。償還の方法は, 村内寄付金によって明治43年12月20日までに元利を返却し, それまでは毎年2回利子を支払うことを決める。</p> <p>さらに, 教員住宅菜園として村有地を充て, 周囲の桑葉は買取して村の収入とすることを決める。</p> <p>5—25 村会において教育資金借入れについて町村会への提案前に監督官庁の許可を必要とするが, その手続きを経なかったので, 23日の決議を取消すことを決める。</p> <p>増築費として104名より計404円の寄付の申出があり, 受領することを決議。</p> <p>7—15 小学校敷地周囲の桑葉は採取料年30銭で向う5年間長田常丸へ貸与し, また教員住宅菜園周囲の桑葉は毎年採取期に競争入札することを決議。</p>	<p>3—21 小学校令を改正, 尋常小学校義務教育年限を6年に延長, 高等小学校を2年もしくは3年制とする(勅)(翌41年より逐年実施)</p>